



平成26年 第7回定例会

会 議 録

(平成26年12月5日～12月19日)

枕 崎 市 議 会

平成 26 年
枕崎市議会第7回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15日間（12月5日～12月19日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12月 5日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第21号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議員定数等調査特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程(日程第22号－第25号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 陳情の訂正について 15 散 会
12月 6日 (土)	休 会			
12月 7日 (日)	休 会			
12月 8日 (月)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
12月 9日 (火)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 一般質問(3名) 3 散 会
12月10日 (水)	休 会	委員会	前 9:23 後 0:58	1 産業厚生委員会 1 総務文教委員会
12月11日 (木)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会
12月12日 (金)	休 会	委員会	前 9:24	1 議員定数等調査特別委員会
12月13日 (土)	休 会			

12月14日(日)	休 会			
12月15日(月)	休 会			
12月16日(火)	休 会	委員会	前 9:22	1 議会運営委員会
12月17日(水)	休 会			
12月18日(木)	休 会			
12月19日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第9号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第10号-第12号) 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 議案上程(日程第13号-第19号) 9 委員長報告 10 質疑、表決 11 議案上程(日程第20号) 12 委員長報告 13 質疑、表決 14 議員派遣について 15 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成26年12月5日)

平成26年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第1号）

平成26年12月5日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	73	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
5	74	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
6	75	平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	76	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	77	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
9	78	平成26年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	79	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	80	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	81	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
13	82	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の制定について	〃
14	83	枕崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	総 文
15	84	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	85	財産の取得について	〃

17	86	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について	総文
18	87	専決処分の承認を求めることについて	予特
19	請3	枕崎市営テニスコート改修に関する請願	総文
20	陳3	枕崎市議会の議員の定数削減を求める陳情	議員定 数特委
21	陳4	消費税10%への増税延期ではなく、中止を求める陳情	総文
22	88	教育委員会委員の任命について	
23	89	教育委員会委員の任命について	
24	90	公平委員会委員の選任について	
25	91	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
26		陳情の訂正について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長
石 場 博 和 総務課行政係主任	牧 野 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成26年第7回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、4番今門求議員、12番沖園強議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成26年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第21号までの18件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例6件、財産の取得について1件、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について1件、専決処分の承認を求めることについて1件、人事案件4件の計19件であります。

このうち、人事案件を除く15件について説明を申し上げます。

まず、議案第73号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、予算総額を103億2,220万円にしようとするものです。

繰越明許費は、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業を平成27年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業及び自然災害防止事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、市税還付金及び還付加算金、自立支援医療費、がん検診事業、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業、

小学校教師用教科書及び指導書購入、仁田浦地区の土地開発公社所有地の取得費などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第74号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,625万7,000円を追加し、予算総額を45億0,032万円にしようとするものです。

補正の内容は、療養諸費、高額療養費並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第75号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ217万4,000円を減額し、予算総額を24億6,187万6,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第76号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ170万7,000円を追加し、予算総額を7億9,878万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増、消費税確定申告に伴う公課費の増、公債費償還額確定に伴う利子の減であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第77号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、医業費用を238万円追加しようとするものです。

次に、議案第78号平成26年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴い、収益的支出において、営業費用を128万円追加し、資本的支出において、建設改良費を19万円追加しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する1億6,621万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第79号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び通勤手当の額並びに勤勉手当または期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

次の議案第80号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

なお、先ほど説明いたしましたとおり、給与改定等に伴う補正予算として、議案第73号及び議案第76号から第78号までの4件をお願いしてありますが、これら4会計において、議会の議員及び特別職を除く実質的な給与改定費は、合計で2,450万5,000円の増額となり、人事異動等に伴う増減分を含めると、2,750万2,000円の増額となります。

詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

次の議案第81号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額及び加算額を改めようとするものです。

次の議案第82号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の制定につきましては、市内に工場、情報通信技術利用事業に係る事業所もしくは旅館を新設し、または増設する者に対し、固定資産税の課税免除を行うことにより、本市の産業の開発を促進し、もって住民福祉の向上及び雇用の増大に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

次の議案第83号枕崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第3次一括法による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、条例を制定するものです。

次の議案第84号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の条文の整備をしようとするものです。

次に、議案第85号財産の取得について申し上げます。

これは、消防本部に配置する消防ポンプ自動車を取得するため、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第86号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更につきましては、肝属東部衛生処理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、並びに同組合が共同処理する事務のうち常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に本市及び西之表市を加える等のため、同組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次の議案第87号専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、平成26年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○7番禰占通男議員 一般会計の補正について、お尋ねをいたします。

この市県民税の還付加算金の算定誤りについてですが、報道等によると担当者の解釈が誤っていたとなっていたんですが、これはいつから、さかのぼっていつから誤りになっていたのか。

そしてまた、他市は、昨年末に県などからの情報を得たとなっていました。本市は、いつ指摘しているか、そういう情報を得たのかをお願いします。

○山口英雄税務課長 去る12月3日の南日本新聞にも報道がありまして、今回、市税等の過誤納金に係ります還付事務におきまして、還付加算金の算定誤りがあったということで、今回、一般会計補正予算にも所要の額の補正を計上しているところでございます。

この件につきましては、基本的に、今、質問者が言われましたとおり、過誤納金を還付するに際しまして、地方税法等に基づきまして還付加算金を付すということになっておりますけれども、還付加算金の計算期間の起算日につきましては、本来、過誤納金の納付のあった日の翌日とすべき

ところを、税額の更正の決定があった日の翌日というふうに起算日を取り違えたことにより生じたものでございます。

なお、今回、還付加算金の追加交付の対象としておりますのは、地方税法等の規定に基づきまして、還付加算金の請求権について消滅時効の完成していない分ということで、平成21年1月1日以降に還付決定通知を送付した案件についてを対象としております。

それから、2点目の御質問でございますが、いつの時点で情報を得たか、この過誤納金の還付加算金の算定ミスの件について情報を得たかということでございますが、本市におきましても、まず、他市と同様に平成25年、昨年、の年末付の日付で、県から、まずファクスで情報を得たところでございます。

○7番 禰占通男議員 今の説明にもありましたが、時効にかかっている分、かかっていない分もあると思いますけど、この1人の方が重複して、種類が国保、介護いろいろあるようですが、1人の方が重複してる場合も考えられると思うんですが、その分と時効にかかった方が何名ぐらい、時効の援用を得られないという方が何名ほどいらっしゃるのか、お願いいたします。

○山口英雄 税務課長 1点目の1人の方が、複数の税目につきまして重複して該当する分につきましては、ただいま手元に資料を持ってきておりませんので、また委員会等の中でお答えさせていただきたいと思っております。

それから、消滅時効にかかりまして、かかった部分が幾らかということでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、地方税法等の規定に基づき請求権は5年間で時効でございますので、まず、調査の対象につきましては、平成21年1月1日以降に還付決定をしたもののみを対象としてございます。そういったことで、時効にかかった分は幾らかということについては把握しておりません。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前9時49分 休憩

午前9時57分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、俵積田義信議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、茅野勲議員、沖園強議員を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の日程第20号枕崎市議会の議員の定数削減を求める陳情については、議長を除く全議員で構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案及び陳情第3号を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第22号から第25号までの4件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第88号から第91号までの4件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第88号及び第89号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員岸田みさき氏及び真茅一英氏は、岸田氏が平成26年12月5日をもって、また、真茅氏が同年12月20日をもって任期が満了となりますが、引き続き両氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、それぞれ議会の同意を求めるものです。

次の議案第90号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員中村富士郎氏は、平成26年12月20日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第91号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員笹原信良氏は、平成26年12月20日をもって任期が満了となりますが、その後任として日渡照市氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○**立石幸徳議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の4件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**立石幸徳議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の4件に対し、質疑はありませんか。

○**立石幸徳議長** 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○**立石幸徳議長** 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の4件については、無記名投票で行います。

まず、日程第22号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**立石幸徳議長** ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**立石幸徳議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。
○立石幸徳議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番俵積田義信議員、3番豊留榮子議員、4番今門求議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち賛成13票、反対0票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第88号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第23号教育委員会委員の任命について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。
念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
○立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異常なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。
○立石幸徳議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に6番新屋敷幸隆議員、7番禰占通男議員、8番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のおおりに、全員賛成であります。

よって、議案第89号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第24号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に9番沢口光広議員、10番畠野宏之議員、11番吉松幸夫議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のおおりに、全員賛成であります。

よって、議案第90号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に12番沖園強議員、13番中原重信議員、14番吉嶺周作議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第91号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第26号を議題といたします。

前定例会において継続審査となっております陳情第1号について、お手元に配付のとおり、陳情者から訂正の申し出がありました。

お諮りいたします。

陳情第1号の訂正については、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の訂正については、許可することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時25分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成26年12月8日)

平成26年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月8日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	吉松 幸夫 議員（16ページ～20ページ）
		沖園 強 議員（20ページ～29ページ）
		新屋敷 幸隆 議員（29ページ～36ページ）
		中原 重信 議員（36ページ～41ページ）
		城森 史明 議員（41ページ～49ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから、一般質問を行います。

質問は、1番吉松幸夫議員、2番沖園強議員、3番新屋敷幸隆議員、4番中原重信議員、5番城森史明議員、6番沢口光広議員、7番禰占通男議員、8番豊留榮子議員の順に行います。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○11番吉松幸夫議員 おはようございます。

12月も、もう半ばに差しかかっております。2014年もあと二十何日残しておりますが、非常に忙しいせわしい日々になっておりますが、一生懸命に、このあと二十何日をやっていきたいというふうに思っております。我々議員も、地に足のついた活動をしていかねばならないというふうに日々、自覚・認識しております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、神園川上部にある公共駐車場についてであります。現在、公共駐車場の一部が市民に占用的に使用されているような状態であると見受けられます。

行政では、状況調査をするというふうに、以前、答弁がありましたけれども、その状況調査はどのようになっているのか、まず、そこを質問させていただきます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 神園川に設置した工作物、いわゆる駐車場は、公共の利用に供する駐車場として平成5年に設置され、駐車スペースは64区画で、市民に開放し利用していただいているところであります。

御指摘のように、一部の市民による占有が見られ、以前から議会を初め、市民からも御指摘を受けているところであります。

利用状況につきましては、担当課長に答弁させます。

○下山忠志水産商工課長 利用状況については、毎年調査を行っておりますが、本年3月に実施した連続する5日間の昼間の調査ですが、それでは常駐車両が24台、7月から10月に行った4カ月間の夜間調査では、1カ月当たり5日以上駐車している車両が約30台となっております。

駐車場の利用については、長時間占有しないよう市報やお知らせ版で啓発するとともに、看板を増設し、注意喚起を強化していますが、なかなか効果が見られない状況です。

○11番吉松幸夫議員 周辺住民の方々からも、利用したくても利用できないとか、または市外から来られた、観光で来られたお客様たちが利用できないといったこともあるようですけれども、ここでお聞きいたします。

周辺住民もしくは周辺の公民館長、そのあたりからいろんな意見を聞いたということはないですか。

○下山忠志水産商工課長 神園川駐車場の適正な利用につきましては、庁内でも有料化を含め、いろいろ検討をしてくているところであります。

また、隣接する公民館や通り会の代表者、商工会議所の担当者にお集まりいただきまして、駐車場利用の現状を説明するとともに有料化を含め協議いたしました。

有料化についての意見としては、一部の者によって恒常的に占有されている現状に対して、不公平感を解消するため、有料化することについては理解が得られており、管理は市にさせていただきたいというふうな意見でありました。

○11番吉松幸夫議員 住民の方々からも、不公平感を解消するために有料化してはどうかという、そういう前向きな意見も非常にいいことだというふうには感じます。

そのためにですね、対策として今後どういうことをしていくことが望ましいのかお伺いします。

○下山忠志水産商工課長 その有料化については、上流側、64台のうちの上流側54台の駐車区画は、市の法定外公共物の占有として可能でありますけれども、漁港区域内にある下流側10台の駐車区画は、農林水産省所管の国有財産となっております。ですので、その有料化の可否について、ただいま関係機関と協議中であります。

以上のような課題が整い次第、具体的に前に進めていきたいというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 行政もそういうふうですね、前向きに動いていただけているというふうに判断をいたします。市の収入がですね、この有料化をするということで、少しでもふえるということは非常によいことであろうと思いますので、この今の取り組みはですね、どんどん進めていっていただきたいというふうに願います。

次に、枕崎港の東側岸壁の件ですが、以前、水産高校の、鹿児島水産高校の訓練船が出航する際に、水のくみ場がなかったということで、船に水を積み込むのが非常に苦勞したということをお話を聞いたんですけれども、これはどういうことかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 枕崎漁港のマイナス7.5メートル岸壁には、口径50ミリの水道の配水管施設が布設されておりますが、現在利用者がなく量水器が設置されていない状況です。

これまで、全漁連が給油のため係留する船舶の給水用として水道の開始手続を行い、一定期間開栓して使用していたことや、枕崎市漁協が冷凍カツオ運搬船の給水用として、同様に臨時に開栓して利用した実績があります。いずれも利用の必要がなくなった時点で廃止手続が行われ、廃止状態となっているところです。

この水道施設は、利用するには利用者が水道の開始手続を行えば、市水道課が量水器を設置し、利用できることになっております。

○11番吉松幸夫議員 そうすれば、メーターを設置すればいいということで……、ということは理解できましたが、臨時的な措置ということもできなくはないのかなど。そういうときですね、措置の対応といいますか、そういうことも学生の訓練船でありますので、そういったところをですね、臨時的な応急的な対応をできるように取り計らいをしていただきたいと思いますというふうに願いますので、そこはよろしくお願いたします。

次にまいります。

金山小学校と桜山小学校の統合問題ですが、この4月に金山小学校と桜山小学校が統合というかたちになりましたが、この9カ月たちまして、現在の子供たちの状況についてお伺いいたします。

○木之下浩一学校教育課長 金山小学校と桜山小学校が統合され、9カ月が経過いたしました。生徒指導面におきましては、毎月の報告から見ますと、金山小から桜山小に転入した子供たちは、桜山小にすっかり溶け込んでおり、不登校になったりいじめに遭ったりしている児童はおりません。

また、学習面につきましては、統合されたことによりまして、桜山小の児童数が多くなり、ペアやグループで学習できる場などが確保され、児童が考えを相互に出し合い、練り上げたり深めたりできるようになり、より一層意欲的に学習に取り組むようになったと聞いております。

○11番吉松幸夫議員 非常に喜ばしいことであると思います。統廃合したことがですね、非常にいい結果を生んでいるということをお伺いいたします。ありがとうございます。

現在は、いい状況であるというふうにありましたが、この9カ月の中で、やはり少しの何かトラブルとか問題点があったのではないかなというふうに想像しますが、その辺はどうだったでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 特に問題となることはございません。

よい点としましては、例えば、体育の授業で、金山小では少人数で行うことが難しかったもの

や、同じ学年で行うことが難しかったサッカーのような球技などができるようになりました。

また、学習面では、児童数がふえたため、児童同士の話し合いの中で自分の考えを深める機会が数多く確保され、主体的に学習に取り組もうとする意欲が見られるようになりました。

さらに桜山小自体も金山小の児童が入りましたことで、新しい出会いや人間関係がつくられ、学校に活気が出てきました。

○11番吉松幸夫議員 この統合がうまくいった原因は、どこにあると思いますか。

○木之下浩一学校教育課長 統合を見据えて、一、二年前から子供同士の集団宿泊学習を合同で行ったり、遠足等を合同で行ったり、あるいは授業を桜山小に入って一緒に同じ教室で受けたりというようなことを取り組んでまいりました。そのことが、やはりスムーズに、このような統合がなされたと思っております。

○11番吉松幸夫議員 本市が取り組んで……、長年取り組んできました小中一貫教育の実践がですね、こういったかたちに実を結んできたのではないかと、非常に私も小中一貫教育にかかわり合いを持たせていただいてよかったと感じております。これはやはり、教育長初め、教育委員会、そして学校関係者の皆さんの努力のたまものではないかというふうに感謝いたしております。今後ともですね、子供たちの教育に、さらに力を注いでいただきたいと思っております。

次ですが、子供たちの様子はわかったんですけれども、私が気にかけているのは、PTAの方々の状況です。

子供は、打ち解けるのは早いですけれども、親というのは、いろんな社会環境とか職場の事情とかいろいろありまして、なかなかPTA活動には、なじみがなかなかとれないんじゃないかなというふうに想像するところがあるんですけれども、PTAの皆さんの関係はどうでしょうか。

○上園信一生涯学習課長 昨年度は、両小学校PTAの執行部役員における情報交換を通して、統廃合に向けた準備を行い、今年度においては、前金山小PTA会長に桜山小PTA執行部顧問として就任してもらい、金山地区の保護者の意見が届くよう配慮したとのことでした。

相互のPTA会員の協力体制が構築されたことにより、PTA活動や学校行事がスムーズに運営されていると聞いております。

○11番吉松幸夫議員 非常にいい状態で進んでいただいているというふうに思います。

統合がなされたばかりで、まだまだこれからですね、いろんなことが出てくるかもしれませんが、今後とも桜山小学校の、さらにはPTAのですね、活動にも見守りをいただきたいなというふうに思います。

統合問題について最後になりますけれども、今、立神地区、別府地区、枕崎地区、小学校・中学校ございますけれども、将来の予測としては、どここのあたりまで考えていらっしゃるでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 将来の展望につきましては、ただいま検討中でございますけれども、現在のところ各学校、人数的な規模としては適正な人数で推移しているものと思っております。

○11番吉松幸夫議員 10年後、20年後、時代、情勢がどう変わるかわかりませんので、いろんな多方面からの計画といいますか、予測といいますか、そういうところも考えてですね、準備をしていただきたいなというふうに願います。よろしく願います。

続きまして、図書館についてなんですけど、今年度から指定管理者制度を利用いたしまして、NPOに委託しておりますが、今年度の利用者数はどのようになっていますか。

○末永俊英文化課長 指定管理を導入しましたのは、今年度からではございませんので、指定管理前の平成24年度と導入後の25年度の実績で比較しますと、平成24年度が2万6,911人、導入後の平成25年度が3万0,907人となりまして、3,996人の増加となっております。さらに今年度は、ほぼ昨年度並みで推移しており、11月末現在の昨年比で125人増の2万2,387人となっております。

○11番吉松幸夫議員 すみません、私の質問がちょっと足らずに申しわけなかったです。

指定管理者にして、利用者数が多くなったということは非常に好ましいことだと思います。

この中でですね、利用者の声というのはどういったものがあつたでしょうか。

○末永俊英文化課長 利用者からの御意見については、図書館行事が多彩になり、特に親子で楽しめる行事がふえた。あるいは、飲食スペースが設置されたので、長時間閲覧できるようになった。それから、開館日数がふえたので利用しやすくなったという意見のほかに、一部には市立図書館を通じて他の図書館から本を借りる場合に時間がかかるとか、視聴覚ライブラリーや電子機器類の整備がおこなわれている、蔵書や雑誌類が充実していないといった御意見がございます。

○11番吉松幸夫議員 ソフト面は非常によくなったと、ハードの面がまだ少しおこなわれているのかなということのようですけれども、ハードの面というのは、やっぱりきちっと整備されていけば、それはまだ解消されるということで、非常に図書館の利用がしやすくなったという、非常にいい面が利用者から聞こえているということは、非常に好ましいことであるというふうに理解いたします。

NPOに委託した分がですね、ただ単に経費節減ということではなく、やはり市民の皆さんのためになるということがですね、非常に好ましい結果だということでは理解いたしますので、さらにこれから、そのハード面も含めて、NPOへの指導もしくは助言、そのようなものをですね、充実させていっていただきたいというふうに願います。

次にまいります、私も公民館長を12年させていただいておりますけれども、いろんな面から聞こえてきますが、公民館未加入問題ということについて、現在、この枕崎市内において未加入世帯数というのはどのくらいございますか。

○上園信一生涯学習課長 平成26年4月1日現在における住民基本台帳世帯数1万1,251世帯から、各自治公民館長からの報告による加入世帯数8,729世帯を差し引いた数で申しますと、未加入世帯は約2,500世帯となっております。

○11番吉松幸夫議員 2,500というのは結構多いですね。まだ厳密に調査すると、もう少し減ってくるのではないかなというふうには思いますけれども、なぜ、この未加入という問題が発生するのか、その原因はどこにあるとお思いですか。

○上園信一生涯学習課長 多くの自治公民館において未加入世帯があることで、地域の連帯感が薄れる、加入世帯との不公平感が生じている、地域のルールを守れないといったものが問題となっているようです。

個々の事情等につきましては、なかなか把握できないところです。

○11番吉松幸夫議員 公民館の中でも、今御答弁がありましたように、いろんな公民館の活動が希薄になってくるというようなことがあるようです。

また、多方面からですね、私の調べたところによりますと、一つの公民館の地区の中で、ほかの複数の公民館に入っている、加入しているという現状があるようなんですが、これはどういったことでしょうか。

○上園信一生涯学習課長 各校区の境界にある複数の自治公民館においては、それぞれの公民館加入者が混在している地域もあるようです。

その理由としましては、転居しても旧公民館所属のままであったり、子供の通学する学校の関係であったりなど、それぞれのいろいろ事情があるようです。

○11番吉松幸夫議員 この複数といいますか、違う公民館に入るようになったのは、十何年前ぐらいからなのかなというふうを感じるんですけれども、大体これが顕著に際立って出たのは、いつごろぐらいからかは把握しているのでしょうか。

○上園信一生涯学習課長 現在のようなかたちになったのは、把握はできていないところです。

○11番吉松幸夫議員 いいか悪いかわかりませんが、私の感じるところでは、町名変更が十何年前ですかね、あつたかと思うんですけれども、そのあたりぐらいからそういう違う隣接する公民

館に加入したりとか、公民館活動をしたりというのは、出てくるようになったのではないかなというの、私の感じるところでありますが、枕崎市におきまして、この推進計画ですね、第5次枕崎市総合振興計画、平成27年までですけれども、この中の82ページ、新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくりという中で、コミュニティ組織の強化、活動の活性化ということ、神園市長は推進しております。

現に、コンパクトシティというかたちで計画をし、コミュニティ力アップを目指すというふうにありますけれども、公民館の中で違う公民館に加入していると、その公民館活動が困難を来す、そういった原因になるのではないかと私は思います。これも市長の言うコンパクトシティへの逆効果になるような気がしてなりません。

ですが、それをいきなり変えるというのは難しいかと思えます。できるだけすっきりした状態にですね、していったほうがよいのではないかというふうに思いますが、その対策として何か考えているでしょうか。

○上園信一生涯学習課長 コミュニティの強化と申しますと、今後も共生・協働の考え方に立ち、自治機能の維持、さらには地域活性化につなげていくために未加入世帯の解消に向けた取り組みを行っていただくよう、それぞれの自治公民館に働きかけていきたいというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 先ほど言いましたけれども、短時間でできることではないのではないかと、これはもう私も十分理解しております。

少しずつでも結構ですので、確実な公民館活動ができるように、活発な公民館活動ができるように、行政サイドからも、そういう混乱のないようにじっくりですね、腰を据えてその公民館への未加入問題の解消に取り組んでいただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩をいたします。

午前9時58分 休憩

午前10時7分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○12番沖園強議員 おはようございます。

年の瀬も迫る中で、世論の多くが消費税率の再引き上げに反対し、消費税先送りを争点に挙げ「大義なき解散」と批判された総選挙も中盤となりました。

国の借金は危機的状況にある一方、少子高齢化はとまらず、社会保障費は膨らみ続けている。

消費税の増税先送りといえば受けはいいかもしれないが、次世代への負担をつけ回しにしているだけにすぎないと、南日本新聞の社説で報道されておりました。

円安・株高のロケットスタートを切ったアベノミクスの経済政策でありましたが、国内総生産GDPは2四半期連続のマイナス成長に沈み、円安による食料品などの値上がりによる家計消費支出は6カ月連続で減少しております。

家計、地方、とりわけ中小企業は、アベノミクスの副作用にあえいでいるのが現実ではないでしょうか。

果たして、アベノミクスは成功だったのか、失敗だったのか、はたまた道半ばなのか。

原発再稼働や集団的自衛権行使関連法案など、立憲国である日本は大きな課題が山積して揺らいでいるのも現実でございます。

今度の日曜日、我々有権者が審判を下す大事な選挙となります。国民の信を得られるのか、高い投票率を期待したいものでございます。

さて、去る11月9日に来鹿した石破茂地方創生担当相は、「人口が減り続け、消滅する市町村が広がると、地方は消滅する。東京は人口再生産が弱いため、地方も中央も消滅し、日本は消滅へと向かう。何とせよともめなければいけない」と述べています。

かつて、金の卵ともてはやされ、東京に大阪にと集団就職列車に飛び乗った数多くの同級生を見送り、数少ない同級生とふるさと枕崎に残り、歯を食いしばって朝星、夕星の生活で田舎を守ってきた我々にとって、「何を今さら、突っかけ者の人もたれ」と言いたくなるのは、私だけでしょうか。

それでは、質問に入ります。

7月14日付（このページに訂正発言あり）の南日本新聞は、過疎問題を検討する総務省の有識者懇談会は、比較的規模の大きな集落に日常生活に必要な機能を集約させることを提言とした中間報告案をまとめたと報道いたしました。

報道によると、生活機能が低下し、単独の集落では解決が難しいため、人口がより多い「基幹集落」を中心に、複数の集落を一つのまとまりにして活性化すべきだとして、引き続き過疎集落を確保するために、団地や空き家を整備して定住できる環境を整え、小学校区や合併前の旧市町村内のエリアを想定した「基幹集落」に、小型バスなどを活用し移動しやすくする提言であるとのことですが、果たして有識者懇談会が位置づけている小学校区のエリアと旧市町村のエリアにおける基幹集落とは、どのような集落を指すのか、まずもってお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** お尋ねの7月11日に発表された総務省が設置する過疎問題懇談会の中間取りまとめの概要を見ますと、国が過疎地に求める取り組みとして、集落ネットワーク圏の形成を求めています。

これは単体の集落では、さまざまな課題の解決が困難になってきているので、より広い範囲で複数集落を一つのまとまりにして、集落を活性化する必要があるとの考え方で、この集落ネットワーク圏の中心となる集落を基幹集落と位置づけております。

この集落ネットワーク圏のエリアとしては、住民の一体性がある新旧小学校区、または昭和・平成の合併の旧市町村エリアが想定されております。

本市において、この中間取りまとめなど、国の考え方に沿って集落ネットワーク圏を形成していく必要が生じた場合、個々の集落ネットワーク圏をどのような大きさに設定するのかは、関係団体や市民の皆さんにも御意見を伺いながら考えていかなければならないことから、現時点で集落ネットワーク圏の具体像が見えておりませんので、現時点で本市における基幹集落がどの集落になるのかは言及できないところであります。

○**12番沖園強議員** 質問する前に、先ほどの発言の中で7月14日付の南日本新聞と申しましたが、12日付の間違いでございましたので訂正いたします。

本市といたしましては、そういった関係団体あるいは市民の御意見を聞かないと、具体的なそういった基幹集落というものを示すことはできないということなんですけど、それでは6月28日付の南日本新聞で、国土交通省は、人の住む居住地の63%の地域で人口が半分以下になると、そういった推計を立てて、「地域消滅の危機がある」と指摘して、生活圏を集約する「小さな拠点」や複数の自治体が連携して役割分担する「高次地方都市連合」の推進を掲げて、2050年度までの国土づくりの考え方を示した「グランドデザイン」の案をまとめたと報道いたしました。

その報道によりますと、人口減が深刻な中山間地域では、行政サービスを効率的に提供するために住民が徒歩で行ける範囲に商店や診療所を集めた小さな拠点をつくり、周辺の集落をコミュニティバスで結ぶと、こうしてございました。それが今のところ、基幹集落というものはまだ具体的に示すことはできないということなんですけど、国土交通省が示すグランドデザイン案によ

る小さな拠点とは何なのかと、こういったことになっていくんですけど。

そしてまた、総務省の示すその基幹集落とどう違うのかということをお伺いしておきます。

○神園信二企画調整課長 ただいまお尋ねをいただきました国土交通省が示しました国土のグランドデザイン2050、これの基本戦略には、今、議員がおっしゃいましたとおり、集落が散在する地域においては、日常生活に不可欠な機能を歩いて動ける範囲に集めて周辺地域とネットワークでつなぐという小さな拠点と国交省は位置づけているようですけれども、これを全国に5,000カ所形成するとなっております。

全国に5,000カ所というところでございますので、割合で考えますと、先ほどの総務省の考え方よりももう少し広い範囲、合併等々の経過等を考えますと、昭和・平成の市町村合併以前の旧市町村というあたりで考えていらっしゃるのかなというふうに思っております。

この考え方、国交省が示したその小さな拠点ということ为本市に移しますと、従来から市長が提唱しております枕崎市版のコンパクトシティ構想というものになるかと思えます。

現在の市街地の徒歩で行ける範囲に病院、郵便局、金融機関、福祉施設などの機能を集中させて、郊外部の集落とはコミュニティバス等で結ぶという考え方のようでございます。

徒歩で歩ける、行ける範囲の小さな拠点ということでもありますけれども、考え方としては、高齢者が徒歩で行ける範囲、何分歩くかということは規定されておられませんけれども、そのようなところに集積した拠点という考え方であるというふうに考えております。

○12番沖園強議員 コンパクトシティ構想、本市の、そういったことになった場合に、それでは、この枕崎市街地、駅周辺をそういった小さな拠点とした場合、そうすると、国交省が示すような地方をどう活性化していくかと。総務省が示しているように、限界集落をどうして維持していくかということも考えなければいけないと。

そうなった場合に、どういったまちづくりのビジョンといいますか、市全体的なまちづくりをどうやっていくかということにつながっていくわけですが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 総務省の考え方、それから国交省の考え方というものが出てまいりますけれども、私ども地方自治体の考え方に最も近いのは、総務省の考え方というところになるかと思っております。

先ほども市長が申しましたとおり、総務省の考え方、住民の一体性がある新旧小学校区というあたりを基本的に考えるべきなのかなというふうに思っておりますして、集落ネットワーク圏という考え方のほうが、自治体を預かります各市町村の行政の中では、主体になるかと考えております。

これを本市に直しますと、金山、桜山、立神、別府、枕崎という校区が基本に考えられるものと思っております。

基本的には、金山校区は現校区の広がり、集落の考え方が理想的であると考えますけれども、まだ市民の皆さんの御意見を聞いたわけではない段階で、私ども机の上で考えますと、桜山、別府校区は面積が広いという特徴がありますので、これを二つ程度なのかなと。あと立神、枕崎校区は、面積の割に公民館人口数とも他校区とすると多いというところから、なかなか一概に想定するのも難しいと考えております。

集落ネットワーク圏の考え方としましては、さまざまな市民の皆さんの御意見があろうかと思えますので、いずれにしましても、地域の皆さんの声を聞きながら考えていかなければならないというふうに考えております。

○12番沖園強議員 若干安心したんですけど、そういったとらえ方でないとどうしても周辺は切り捨てられていくということにつながるのではなかろうかなと思えますけど、それで本市における限界集落、どういう状況にあるんでしょう。

○神園信二企画調整課長 まず、限界集落の定義について申し上げますと、過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になって、その上で冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落という定義がされております。

本市の各公民館で65歳以上の人口が、高齢者の人口が50%以上を占める公民館となりますと、田布川、木口屋、界守、下園、中村、奥ヶ平、火之神、真茅の各公民館となりますが、このうち火之神、真茅の公民館につきましては、大きな老人の方の施設がございます。この施設入所の高齢者がカウントされているため、50%は実際は切るのではないかと見ておりますので、限界集落から除くべきと考えております。

また、これらの公民館のすべてが、いわゆる冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっているのかという観点から考えますと、公民館活動が活発に行われているところもありますので、一概にただいま申し上げましたすべての集落が限界集落ということで該当するものとは考えていないところでございます。

○12番沖園強議員 8公民館が数字的には、そういった高齢化率50%以上であるということなんですけど。実際、私自身も田布川……、七、八年前からですかね、高齢化率が50%に上ったと、正直言ってそういう認識がなかったわけですよ。そして、現状を見つめたときに初めて自分の集落もこんな公民館になってしまったのかと、非常に危機感を持っております。

市全体的におけるまちづくりのビジョンにつきましては、一たん保留しておきます。次の質問も若干関連してきますので、一たん保留しておきたいと思っております。

そこで、まず本市の水洗化率なんですけど、汚水処理人口比率といいますか、本市の第5次総合振興計画におきまして、「くらしの水環境を支える下水道等の整備」と、こう位置づけまして、水洗化促進、合併処理浄化槽設置事業の推進を掲げております。

現在の汚水処理人口普及率72.1%であるという状況にあるんですけど、この状況をどうとらえているんですか、見解をお聞きしておきます。

○加藤省三市民生活課参事 環境省、国土交通省、農林水産省が平成25年度末の全国の汚水処理普及状況を公表しておりますので、これに基づいて答弁いたします。と思っております。

これによりますと、平成25年度末の全国の汚水処理人口普及率は88.9%、鹿児島県の汚水処理人口普及率は75.2%、本市の汚水処理普及率は72.1%となっております。

環境省等によりますと、人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は75.6%であるということでもありますので、本市の汚水処理人口普及率は、同規模程度の都市の全国平均より3.5%ほど低くなっております。

ただ、近隣の市を見てみますと、南さつま市が59.8%、南九州市が50.1%、指宿市が56.4%となっておりますので、近隣の市と比較してみますと、高くなっているようでございます。

○依積田寿博下水道課長 ただいま答弁がございましたように、本市の25年度末の汚水処理人口普及率につきましては、72.1%となっておりますけれども、その中で、下水道区域におきまして58.7%となっております。平成24年度末と比べますと1.1ポイント高くなっております。

現在、4次2期地区の事業認可を取得しまして、平成32年度には下水道区域内の環境整備が完了する見込みでございまして、平成32年度末における下水道区域の汚水処理人口普及率は、60.6%になる予定でございまして、以上です。

○12番沖園強議員 平成32年の60.6%区域内の予定を示されたわけなんですけど、現時点における72.1%を高いと見るのか、5万人未満都市におきます全国平均並みであると、75.6であると。そして、近隣の南さつま市は59.8、あるいは南九州市が50.1、それと比較すると汚水処理普及率は高いと、若干高いという見方をされているようですが、私は決してそうは思っていない。

本市の場合、公共下水道区域が行政面積の割に広うございまして、その中での今の普及率そのものを高いとは私は思っていないんですよ。

そういったことで、今から8点ほどお伺いしますが、ちょっと項目が多いのでゆっくりと御答弁方をお願い申し上げます。

まず、1点目に公共下水道区域内の未接続世帯で合併処理浄化槽の世帯があるのかないか、あれば数を示してください。

それと同じ下水道区域内の未接続世帯で単独浄化槽、現在もくみ取りである世帯数が幾らあるのか。

それと公共下水道区域外の合併処理浄化槽の世帯数、それと公共下水道区域外の単独浄化槽の世帯数。その場合、本市の単独浄化槽の推移は、ここ二、三年の推移はどうなってるのか。

そして、本市において単独浄化槽（くみ取り）の集合住宅があるのかないか。

それと7点目に公共下水道区域内において、未接続の集合住宅があるのかないか。

8点目に、市営住宅における単独浄化槽の世帯数は何世帯あるのか。結局、くみ取りの世帯数が何世帯あるのか。

以上8点ほど、お伺いしておきます。

○依積田寿博下水道課長 まず、公共下水道区域内の未接続世帯での合併処理浄化槽の世帯数でございますけれども、これにつきましては、全体計画区域内で94世帯でございます。汚水処理人口にいたしますと196人ございまして、区域内の汚水処理人口1万3,902人に対しますと1.4%となっております。

次に、未接続での単独浄化槽及びくみ取りの世帯数でございますけれども、単独浄化槽が先ほどと同じように、全体計画区域内におきましては717世帯、くみ取りが303世帯でございます。

次に、公共下水道区域内における未接続の集合住宅でございますけれども、これにつきましては、長屋住宅といいますかそういったものと独身寮等を除く一般の集合住宅につきましては、6件ございまして……、未接続が6件ございまして、全戸数が35世帯で、そのうち28世帯が入居しているという状況でございます。以上です。

○加藤省三市民生活課参事 公共下水道区域外の合併浄化槽の世帯数でございますけれども、平成25年度末の数字で申し上げますと1,391世帯です。

それと公共下水道区域外の単独浄化槽の世帯数でございますけれども、平成25年度末の数字で申し上げますと、単独浄化槽の世帯が2,465世帯、くみ取りの世帯が699世帯です。

それと本市の単独浄化槽の推移につきましては、平成20年度がですね、3,374世帯で7,423人でありました。平成25年度は、3,182世帯で6,555人となっております、平成20年度と比較いたしますと192世帯、868人の減少となっております。

それと本市において、単独浄化槽の集合住宅があるかということでございますけれども、件数につきましては39件ございます。以上です。（「市営住宅は」と言う者あり）

○依積田清文建設課長 現在、市営住宅の単独浄化槽は、特定優良賃貸住宅、遠見番住宅の6戸ですが、くみ取りにつきましては、6団地、管理戸数で163戸、実際の入居状況としましては73戸でございます。

○12番沖園強議員 1点だけ再度お尋ねしますが、単独浄化槽の推移の中で192世帯減ったということだったんですけど、これは死亡とかあるいは転出とか、そういった自然減と見るべきなんでしょうか、どうなんでしょう。

○南田敏朗市民生活課長 その減少に関する詳しい内部の調査を行っておりませんので、今のところ、その内容の分析結果は御報告できないところでございます。

○12番沖園強議員 非常にまだ……、まず問題点といたしましては、区域内でも未接続世帯が717世帯ほどあると、単独浄化槽が、合併処理浄化槽も94あると。そういった状況にあってびっくりしているんですけど、よく議会等で水産加工業の問題が出ます。それも大事な一つの課題ではございますけど、私に言わせると、今こういった下水道区域外の単独浄化槽、あるいは下水道

区域外での未接続の世帯数、ここが一番大きな課題、問題であろうと、こういうふうに思っているわけです。

下水道区域内の水洗化率が85.2%なんですよね。そこにとどまっていると。そうすると未接続世帯が14.8%を占めていますということです。その未接続世帯のうち、下水道区域内の集合住宅で、未接続の単独浄化槽があると、約10%占めていると。また、市営住宅等に未接続の単独浄化槽もあると。

さらに、本市の環境行政で注視といいますか、検討しなければならない課題といたしまして、本市の下水道の世帯数でいきますと、資料等で1万1,300なんですけど、先ほど、吉松議員の生涯学習課の、世帯数は1万2,500というようなふうに答弁があったんですけど、42%に当たる約4,750世帯が、公共下水道区域外にあると。要は、その区域外の合併浄化槽の汚水処理人口普及率は13.3%にとどまっていると。これは県下19市の中でも一番低い位置にあるわけですよ。

そして、その下水道区域外にも、まだくみ取りの市営住宅や集合住宅もあると。すなわち下水道区域内の単独浄化槽の未接続の世帯があること、区域外の合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率が極端に低いと。こういったところで本市の環境に大きな負荷を与えていると、こう考えるべきだと私は思っているんですけど、御見解はいかがでしょうか。

○南田敏朗市民生活課長 下水道区域内外の合併浄化槽の普及率については、今、御指摘があったとおりでございますけれども、13.3%の合併浄化槽の汚水処理人口普及率というのは、市内全体の2万3,153人を対象にした場合でございますと、区域外だけでございますと32.3%になります。

それで、今、御指摘がありました環境負荷の件について申し上げますと、下水道合併浄化槽を通して処理しますと、1人当たり1日4グラムの負荷がかかります。単独浄化槽については、32グラムというふうになっております。くみ取りの場合は27グラムというふうに負荷がかかるということになっておりますので、今、御指摘がありましたように、単独浄化槽がまだ3,182世帯、それからくみ取りが1,002世帯残っておりますので、これらの改善が早急の課題であるということは認識をしているところでございます。以上です。

○依積田寿博下水道課長 ただいま市民生活課長のほうから答弁がございましたけれども、先ほど処理の数字を言いましたけれども、人間1人が1日に出す水質汚濁の質量の量というのが、BODであらわしている県の資料からいきますと、炊事、洗濯、風呂などが27グラム、トイレが13グラムで、合わせて40グラムが1日1人当たり出す量でございますと、その中で公共下水道事業で処理した場合は、公共用水域へ排水しますと4グラム、合併処理浄化槽も同じく4グラム、単独浄化槽につきましては、32グラム負荷がかかっております。それと、くみ取りの場合が27グラム負荷がかかっている状況でございますと、これらの数字をもとに、接続推進等におきまして、環境対策、公衆衛生の確保といった面から接続推進を行っているんですけども、現在、浄化槽設置済みであり生活に不便を感じない、また、経済的な面等を理由にいたしまして、なかなか接続が進まない状況でございます。

○12番沖園強議員 市営住宅等の今後の廃止予定等もあって、いろんな難しい問題も絡んでいるんですけど、どうしてこう単独浄化槽等が減っていかないのかと。そういった本市が抱える課題というものを、我々は議論していかなければいけないのかなと思っております。

先ほど、保留いたしましたまちづくりにもつながっていくんですけど、例えば、佐賀県の鳥栖市、唐津市、これ平成21年度時点で市全体の汚水処理人口普及率が大体90%前後、またさらに上がっております。

鳥栖市、唐津市では、PFI事業を導入してですね、公共下水道や農村集落排水事業、漁村集落排水事業、そしてまた、その区域外になる遠隔地をコミュニティプラントですかね、そういったもの。また、個人の合併処理浄化槽を市が設置する市町村型、浄化槽設置整備事業を推進して

いると。そのことによって、市全体の汚水処理人口は90%を上っているということです。

県内にも離島方面には100%を上っている、十島村ですかね、三島村とか、100%だと。そこは公共下水道はないと。単独浄化槽を解消するために合併処理浄化槽を普及させていると。そのまちの取り組みの意気込みだと思うんですね。

特に、県内では曾於市の財部町ですか、財部町なんかがそういった市町村型を取り入れて、公共下水道はないんだけど、43.8%にも農村部のそういった市町村型を取り入れてなっていると、汚水処理人口普及率が。そういった取り組みをしている財部町あたりは、下水道事業債が適用されているというような状況にあるようなんですけど、本市が市町村設置型の合併浄化槽設置整備事業を取り組んだ場合、過疎債は対象になるのかということですよ。それを1点。

それと財部町あたりは、非常にその市町村型設置事業においては補助率が高いと。本市の個別の浄化槽設置事業よりも高いと聞いているんですが、どのような違いがあるのか。そしてまた、その市町村設置型はどのようなメリットがあるのかと、3点だけお聞きしておきます。

○本田親行財政課長 現在、個人の合併処理浄化槽の設置に対して、国の補助事業を活用し補助金を交付しておりますが、これについては、過疎債の対象とはならないと考えております。

市町村型の合併処理浄化槽の設置に対して過疎債の活用が図られるか、具体的な検討を行ったことはございませんけれども、下水道事業についても50%の充当率で過疎債を充てられる、そのようなことも踏まえまして、今後、検討・研究を行いたいと思います。

○南田敏朗市民生活課長 市町村設置型の国・県の補助率でございますけれども、国の補助率につきましては、個人設置型と同じでございますが3分の1でございますが、ただ補助対象額がですね、設置費全体が補助対象額となりますので、額が大きくなるということでございます。

それから、個人の負担でございますけれども、市町村設置型で実施いたしますと、計画等を全部市がいたしまして、中に住んでいる人数とそれから平米数等で必要な浄化槽を決めるんでございますけれども、その設置費の分担金として約10分の1程度を出していただいているという状況にあるようでございます。

ですので、市町村設置型によりますメリットとしましては、先ほどから言いますようになかなか転換が進まないというようなこともございますけれども、市町村設置型でやりますと計画に基づいて面的な整備が可能になるということで、単独槽から合併浄化槽への切りかえを市町村が指導して取り組んでいける。それから、浄化槽の維持管理の適正化、法定検査の受検率の向上、設置費用の全額が補助対象になるという、ちょっと重なりましたけれども、そのようなことがメリットとして挙げられると思います。以上です。

○12番沖園強議員 時間が無いのでちょっとはしよりますけど、非常にこのメリットがあるんじゃないかなと。

本市がこういったふうにしてなかなか普及が進まない。今、これ22年度から25年度までの合併処理浄化槽の普及状況なんです。大体、1年に50基そこそこであると。それと単独浄化槽の撤去補助、これは1年に1基あるか10基程度。そうすると、これはなぜこんなに単独浄化槽撤去の補助が伸びないかと。これは増改築をするとき、新築をするときにしか合併処理浄化槽が普及していないというふうに私は見ているんですよ。ここを本市行政として横断的にですね、取り組んでいかないとなかなかこれは解消されないだろうとそういうふうに思います。

それともう1点だけ、私が気になるのは、本市の要綱、条例、要綱なんですけど、合併処理浄化槽設置整備補助金要綱によりますと、単独浄化槽に確かに9万円の限度で補助がございます。だけど、9万円の補助があるけど進まない。なぜかといいますと、その要因の一つが本市の合併処理浄化槽設置推進要綱、この第3条だと思っただけです。住宅または事業所等の生活排水の排出設備を新設または改良する者で、生活排水を公共用水域に排出するものは、合併処理浄化槽を設置するよう努めなければならないと、これで終わってるんですよ。

結局、本市の要綱が新設、改良する者に対しての内容になっていると。一步踏み込んでいないと。ここを見直すべきじゃなかろうかと思ってるんですが、市長、いかがでしょうか。

○**神園征市長** 検討課題といたします。

○**12番沖園強議員** ぜひですね、行政全体の問題として、本市のまちづくりの構想をどういった構想をもっていくか、周辺をどうやって維持・保持していくかと、そういったことも関連いたしますので、前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、時間の都合で次の農地中間管理事業の問題についてお聞きしてまいりたいと思います。

本市における農地中間管理事業は、どういった進捗状況にあるのかお伺いしておきます。

○**真茅学農政課長** 本市の農地中間管理事業の取り組み状況につきましては、本年8月に819戸の農家にアンケート調査を実施するとともに、9月には市内4地区で農家への事業説明を行ったところであり、現在、アンケートの中で、農地の貸し借りの希望のあった農家を事業推進員が訪問して具体的な意向を調査しておりますが、現在、協力金の対象として2件上がってきているところがあります。

また、県地域振興公社と農地中間管理事業に関する業務委託契約を10月1日付で締結したところであり、今後、農地の貸し借りに係る一部業務を農業委員会へ事務委任し、協力して事業を進める計画であります。

○**12番沖園強議員** 事業の趣旨目的といいますか、そういったものはわかるんですよね。しかし、この農地中間管理事業、非常に問題点をはらんでいると、こう私は見ているんですけど。

一つの例で申しますと、現在AさんがBさんに農地を貸し出していると。それは、利用権設定で借地料をBさんがAさんに払って利用権設定を行っている。そうすると、小作料で、利用権設定で合意契約をしているわけですよね。そうすると、この中間管理事業はどうであるかという、このAさんが交付金、補助金をもらえると、中間管理事業に貸し出した場合。そして、中間管理事業が、また、BさんにAさんの合意……、利用権設定をAさんとBさんの利用権設定を合意解約をして、Aさんが交付金をもらう、補助金をもらうために中間管理事業に貸し出すと。そして、この中間管理事業がBさんに貸し出した場合、これはAさんには交付金は、補助金がないと。こういう仕組みになっていると思うんですが、いかがでしょうか。

○**真茅学農政課長** 今、議員からあったとおりに、Aさんには補助金は行かないということになっております。

○**12番沖園強議員** そうすると、今度は合意解約をしたAさんとBさんが、Aさんが中間管理事業に出した。中間管理機構が、今度はCさんかDさんに貸し出した場合、Aさんには交付金があるのかなのか、そこはいかがですか。

○**真茅学農政課長** その場合は、Aさんには補助金はありますけれども、1点だけ、AさんとBさんが、利用権を解約する場合は当然合意解約でございますけれども、その土地を直ちに中間管理機構に申し出て、そういうかたちで貸し出しても対象にならないと。というのは、Aさんがその中間管理機構を通して貸し借り契約を結ぶ場合に、その結んだ日の1年前にAさんが土地を管理している条件がありますので、ただ1年過ぎればそういうふうに補助金は出ます。

○**12番沖園強議員** 今、説明があったとおりですよ。1年間Aさんが耕作すると、CさんかDさんに貸し出すと、Aさんは交付金をもらえる。Aさんは、その交付金を欲しいですよ。欲しいですよ。5反歩以下であれば50万ですかね、Aさんがもらえる交付金は。欲しいですよ、あめがぶら下がっているわけです。

そうすると、合意解約をAさんとBさんがするとそうなった場合に、Bさんが例えば永年作物をつくっていたと、だけど合意解約せざるを得なかったと。Bさんは、つくる畑がなくなったと。Aさんは交付金が欲しいと。そうなった場合、Bさんは、貸しはがしになるようなもんじゃない

ですかね、Bさんはつくる畑がなくなると。これはこれでおいておきましょう。

そして、もう1点、Aさんは当然交付金が欲しいです。AさんとBさんの合意解約をしたと、利用権設定の合意解約したと。いやそれじゃなかった、ごめんなさい、AさんとBさんが利用権設定してますけど、Bさんがですよ、Bさんが集団化を図ろうと、農地の集団化を図ろうと、私の借りている土地を、Aさんの土地も含めてですよ、CさんかDさんに……、中間管理機構に一たん投げ出してCさんかDさんに貸し出した場合、中間管理機構が。この場合は、だれがその交付金、補助金をもらうんですか。もう一遍言います。Aさんほかの農地を、Bさんが利用権設定等で耕作していたと、借りていたと。Bさんのそこが分散しておったから、Bさんは一たん中間管理機構に投げ出すと。投げ出して、中間管理機構がCかDにやった場合、Aさんを含めた方々へ交付金は行くのか、Bさんに行くのかどっちなんですか。

○真茅学農政課長 今の御質問のまず前提として、Aさんが中間管理機構に白紙委任しているという前提のもとで、Bさんに貸していると。その場合、Bさんがその土地をCさん、Dさんに貸せるという手続を踏めば、Bさんに補助金が行きます。

○12番沖園強議員 結局、私が言わんとするところは、そういった問題、大きな問題をはらんでるんですよ、何点か。

それと一番問題は、今、まじめにですよ、利用権設定をして土地の貸し借りをしてきたと。農家同士が利用権設定してきたと。だけど、補助金が、そこにあめがぶら下がったから、合意解約をすると。そして、貸しはがしにつながると。

そうすると、まじめに利用権設定をしてきた農家は、貸しはがしに遭うことになっていって、今度は、やみ耕作と言えぱちょっと表現悪いんですけど、利用権設定をしないで、やみ耕作みたいになっておった農地を、仮にAさんとしますよ、Aさんがそういった利用権設定していなかった農地を中間管理機構に投げ出せば、やみ耕作、利用権設定していなかった、まじめじゃないと言えぱ表現悪いんですけど、そういう農家はもらえるんですよ。どうなんですか。

○真茅学農政課長 今のようなケースでありますと、Aさんは補助金をもらえます。

○12番沖園強議員 とにかく非常に不合理なといいますか、こういった問題をはらんでいると。

私はですね、事業の趣旨目的はわかるんですよ。わかるんだけど、こういった問題をはらんでいると。むしろ、むしろですよ、今の農地流動化、利用権設定、そういった部分を拡充していくべきじゃなからうかなと。私は、国・県に、この制度は見直すべきじゃなからうかと、我々地方は声を上げていくべきでなからうかなと、私は思っております。

そして、この事業自体が企業が農業に参入しやすいような、偏重した、偏った、偏重した制度になっているんじゃないかなと、こういうふうに危惧いたしておりますので、どうかひとついろんな機関で検討していただきたいというふうに思います。

時間がございません。まとめて質問をしてみたいです。

入会林野事業なんですけど、事業が始まってもう4年が経過いたしました。まだ事業が完了していない地域が、本市には西鹿籠地区、そして別府地区も残っているようです。

どういった進捗状況になっているのか、そしてまた、そういったまだ事業が完了していない地域に対する説明はどういったかたちでされていくのか、お伺いしておきます。

○真茅学農政課長 入会林野整備事業につきましては、平成22年度から取り組み、市内に4つの組合を設立し進めておりますが、この中で、東鹿籠入会林野整備組合につきましては、平成25年1月に登記が完了し、事業が完了しております。

しかしながら、他の3組合については、事務処理が大幅におくれており、おけている大きな理由として、相続人から確認書をとる作業で、平成24年度までは基本的に代表の1人からとればよかったのが、平成25年度より相続人全員からとるように指導があったことが挙げられます。

このようなことから、別府入会林野整備組合においても県の仮審査を踏まえて、ことし3月に

確認書の追加徴収の指示があり、現在その作業を行っているところであります。

この件につきましては、平成27年度から入会林野整備計画の可否についての認可といえますか、その部分について、県から市が権限移譲を受ける予定になっております。それで、その権限移譲を受けた時点で、本市の方針等を定めた後に、まだ事業が終わっていない地域への説明はしていきたいと考えているところでございます。

○12番沖園強議員 3月に権限移譲されるということなんですけど、現在、今さっき言った22年に始まって、現在までまだ完了していない地域が別府、西鹿籠、金山、あると。であれば、そういう予定であるのであればあるほどですね、非常に不安を抱いているわけですよ。ですから、負担金は前納、前もって納めているわけですよ。ちゃんと説明をしてやらんといかんと思えますよ、今で。それは当局ばかりわかっているでも始まらない。やっぱりそういった、そういったものに申し込んだ方々の不安を払拭してやらないといかんだろうと私は思います。ぜひそういったかたちで検討してみてください。

最後に、金山小学校の問題なんですけど、金山小学校が閉校になって辺地対策事業債の対象地域になったということなんですけど、その辺地事業についての策定計画等を示していただきたいと思えます。

○神園信二企画調整課長 辺地で実施を予定します事業のうち、辺地債の対象となる事業に関しては、事業を担当する課、それから財政課、企画調整課等で調整を行った上で、辺地計画を策定すると、掲載するということになります。

今般、新たに田布川・金山地区が辺地となりましたので、当該地区で実施する辺地債対象となる事業について、関係課の協議が整った場合には、辺地計画の変更を行って辺地事業を行っていくということになっております。（「はい」と言う者あり）

○立石幸徳議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午後1時10分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

○6番新屋敷幸隆議員 皆さん、こんにちは。

通告に従い質問をいたします。

今や枕崎市の地で産する食材・食品は、日本国中に優秀なる価値ある食材・食品として周知されております。

まずは、かつおぶし製造においては300年以上の歴史があり、かつおぶし生産量は日本一であり、フランスに進出し、現地にてかつおぶしを生産し、世界三大料理の一つであるフランス料理に和食の基本であるかつおだしが使用されるようになっております。

一昔前までは、かつおぶしといえば、土佐節や焼津節がよく知られていましたが、今やあらゆるメディアを通じて、枕崎産のかつおぶしの名が毎日というほど発信されております。言うまでもありませんが、安心・安全なる自然食品として、市として、市民として誇るべきものがあります。

また一方、茶生産においては、紅茶は紅茶の本場イギリスにおいて金賞を受賞し、この前11月9日に本市で開催された鹿児島県茶業振興大会においては、本市の茶生産者が農林水産大臣賞のほか、数々の栄誉に輝きました。

また、焼酎生産においては、本市は日本有数の焼酎蔵を有し、焼酎の生産量、販売量とともに鹿児島県一の規模を誇っております。

このほか、全国初のブランド豚となった「鹿籠豚」の発祥の地でもあり、本市の食材・食文化

は、市や市民の元気の源となって、南薩の雄、枕崎市を輝かせる大きな星となっております。

さて、そういった本市の誇るべき食材・食文化のもとに、来年、鹿児島県で開催される国民文化祭において、枕崎市では、「かつおと焼酎」食と文化の祭典というテーマで大きなイベントが開催されます。国民文化祭は、国民体育大会に匹敵するもので、本市へも多くの来訪者がいることが期待されています。そして、その弾みとして全国に有名な焼酎白波の本社、生産拠点のある本市として、京都で清酒で乾杯する条例に見習い、焼酎で乾杯の条例を制定し、我が市の誇る焼酎白波をもっと知ってもらいたいとともに、焼酎で乾杯への慣習を周知させ、焼酎文化の発信を促せればと思います。

なお、これまで公的な飲ん方の場では、率先して焼酎で乾杯がされていますが、条例を制定することによって、結婚式やあらゆるところで習慣化し、なお一層の焼酎文化が花開くと思いますが、市長の考え方をお尋ねします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 焼酎での乾杯については、今おっしゃるようないろいろな場合に、宴会等で行われているのを時々見かけます。また、地酒や清酒により乾杯を進める乾杯条例制定の動きは、全国的にぼつぼつと出てきているようではあります。京都市で蔵元からの運動によって制定されたのが端緒で、大方が議員提案として、制定されているようであります。

一方では、酒を飲めない市民もおおり、条例で勧めるのはなじまないということで、条例制定を求めた地元商工会議所の陳情を賛成少数で不採択としたところもあるようです。

本市においては、さつま白波の本社及び工場がありますが、罰則や強制を伴わないとはいえども、個人の嗜好にかかわる分野であるために、自治体が条例を制定することはなじまないとは私は考えます。

○6番新屋敷幸隆議員 (マイク不良のため聴取不能)

○立石幸徳議長 暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩
午後1時15分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

○6番新屋敷幸隆議員 (マイク不良のため聴取不能)

○立石幸徳議長 再度、ちょっと休憩します。

午後1時16分 休憩
午後1時17分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

○6番新屋敷幸隆議員 すいません、私が風邪をひいているわけではありません。

そういうことで、市長から答弁がありましたけど、そうかたくなに私は考えないですね、せっかくやっぱり焼酎会社がただ1軒だけ、それも有名な焼酎があるということですね、なるべくならですね、今までなら確かに公的な場ではですね、焼酎で乾杯をやってきたんですけど、なるべくなら私としては、焼酎のまち枕崎のためにですね、ぜひ実現化をお願いしたいと思います。次の質問に移ります。

最近ですね、当市の人口は年を追うように減少し、当然ながら自治公民館の世帯数、住民も減少し、少子高齢化が拍車をかけ、役員のなり手が少なく、自治公民館によっては、運営活動が思うようにならなくなってきております。

今、限界集落、いや限界公民館になったのか、なりかけているのか不安が募ります。

先日、市は自治公民館の実態に関するアンケート調査を行いました。私としては、このアンケートは時期としても、現在の状況からしても、的を得たアンケート調査だと思っております。そのアンケートの趣旨として、自治公民館は地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域

を快適で住みやすくするため結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な役割を果たしています。

しかし、ここ数年、少子高齢化や人口の減少による自治公民館の担い手や後継者の不足、昔ながらの寄り合いやつき合いが減るなど、自治組織機能が低下し、将来、自治組織を維持することが困難になると予想される自治公民館もあります。このため、自治公民館の皆さんに御協力をお願いし、自治組織の現状を把握し、市民が抱える問題の洗い出しを行い、将来のためにさまざまな対策を講じていくことを目的として、自治公民館実態調査を実施したとあります。

今後ですね、実際どのような対策が考えられるのか、また今回の調査はですね、自治公民館の合併統合の布石として行ったのか、お尋ねします。

○上園信一生涯学習課長 自治公民館の実態に関するアンケート調査では、さまざまな意見をいただきました。アンケートの結果をもとに、各公民館が直面している問題の解決に向けた対策を講ずる必要があると考えますので、今後具体的な対応策について検討してまいりたいと思います。

なお、人口減少により、これまで行ってきた行事がなかなかできなくなったとの声を聞きますが、近隣公民館において合同で子供会活動や伝統行事等を行っている地域もありますので、公民館同士の交流を活性化させる中で、解決できるものもあるのではないかと思います。

現実として、将来的に自治組織を維持することが困難になると予想される自治公民館もあることから、自治公民館長等の意向を踏まえた対応も今後必要になってくるのではないかと思います。

○神園征市長 平成18年の1月に、私は一たん退任するときに市の職員を集めて、ここで話したことを覚えておりますが、自治組織の再編、こういったことはこれからの枕崎にとって大変重要な課題であると、私の遺言として聞いてほしいと、そういう話をした覚えがあります。

先ほども午前中もこういった関連する話が出ましたけれども、これはやはり役所も市民も一緒になって真剣に考えなければならない問題だと、今でも思っております。そういう気持ちだけは、いまだに再編は必要だと思っていることを申し上げておきたいと思っております。

○6番新屋敷幸隆議員 市長さんから今答弁がありましたけど、その前にですね、さっきも質問が出ましたけど、各自治公民館ごとのですね、高齢化率、さっきは高いところが8カ所ほど出ましたけど、その50%に近いところが、また、お示し願えればありがたいと思っているんですけど。さっき田布川を初め8つ出ましたよね。65歳以上が50%以上のところですね。50%ないところの集落を教えてください。

○神園信二企画調整課長 50%には満たないものの40%後半というところは、各公民館数だいぶ多くなってきております。

金山校区で申しますと金山公民館47.3%、それから松下が44.6%、それから上竹中が47.8%、水流が48.8%、木場住宅は48.3%、それから50%に満たない40%に近いところでは、折口町、市街地では折口町が44.7、住吉町が45.0、千代田町が45.2、それから別府地区にまいりますと、東西白沢が東白沢のほうで47.9、西白沢で45.5、小塚で44.4、駒水で44.2というふうにだいぶ50%に近くなってきている集落というのは、ただいまざっと申し上げたような状況でございます。

○6番新屋敷幸隆議員 ちなみに、高齢化率の一番低いところはどこなんですかね。

○神園信二企画調整課長 瀬戸公民館が11.1%というところですが、これは世帯数自体が少のうございますので、世帯数の少ないところで若い方がいらっしゃるところは低くなっているというような状況です。

○6番新屋敷幸隆議員 もう一つですね、今年も市民運動会がにぎやかに開かれたわけですけど、参加した自治公民館の参加数をお願いしたいんですが。

○米森基保健体育課長 今年度の市民運動会は、76公民館中36公民館の参加がございました。

以上でございます。

○神園信二企画調整課長 先ほどの高齢化率の低い世帯数の多いところというところで申しますと、下野原公民館が275世帯ありまして、高齢化率15.6というところが一番大きな集落の中では低いところかというふうになります。

○6番新屋敷幸隆議員 それとですね、ことし少年野球大会が開かれましたけど、自治公民館数は幾らだったのか、また単独での参加数と、たしか統合組み合わせのチームがあったと思うんですけど、その参加数をお願いしたいと思います。

○上園信一生涯学習課長 少年野球大会は、今年度で開催は59回目となり、歴史ある大会としてこれまで開催されてきました。

しかしながら、少子化の影響等により、参加チームが年々減少してきており、今年度は16チームの参加があったところです。自治公民館数で申しますと41の自治公民館が、それぞれ単独チームまたは合併チームとして参加し、大会を盛り上げていただきました。

チームの内訳としましては、枕崎校区6チームのうち単独3、桜山校区2チーム、立神校区5チームのうち単独4、別府校区3チームのうち単独1でありました。そのうち枕崎校区では、岩戸公民館から中町公民館までの6公民館、日之出町・東本町・西本町の3公民館、亀沢・平田潟・緑町の3公民館がそれぞれ合併チームとして出場しております。

○6番新屋敷幸隆議員 今、答弁がいろいろ参加数やらありましたけど、年年歳歳その参加数がやっぱり人口減少のあおりを受けて、少なくなっていくのかなと思っております。今の現状からいうと確実に近い将来、市の人口は半分になると統計上発表されているわけですよね。

当然、自治公民館の住民も半分になるところも出てくるわけで、公民館が衰退し元気がなくなるともちろん、市全体もそうなるわけで、鉄は熱いうちに打てのごとく今からでもですね、備えておくということは考えられないだろうか。実際、私も居住するですね、公民館においては、子供たちも一昔前まではですね、何十人もおり、集団登校しておりましたが、今や小・中学生合わせて19人となり、少年野球大会は複数の自治公民館の統合によってかろうじて参加ができており、また十五夜においては、隣の自治公民館との合同で行ったり、市民運動会は、中国人の研修生の助っ人によりどうにか参加できております。

このほか、地域PTAのことや、役員の担い手の不足、悩みはつきません。再度、合併統合を踏まえてですね、近い将来、こういった枕崎市の人口が半分になるときに、公民館の住民も半分になるということですね、何か対策を私は練っておかなければならないと思います。

再度市長からさっき答弁がありましたけれども、再度その点をお尋ねしたいと思います。

○神園征市長 22年に、再度、市長に戻ったわけですがけれども、そのときに地域への職員の派遣を行いました。希望する自治公民館にのみですけれども。そのときに表には出しておりませんが、その職員には一回話をしたことがあります。その公民館の、派遣された公民館のいろんな行事とかその他の手伝いはもちろんやってもらわんとはいかんが、本意は、将来に向かって自治組織の再編ということが任務の中にあるんだということをしつかりとわきまえて行ってくれと。

ところが、今派遣されている職員が何人そのことを覚えていてくれるのかどうか。今でも私はその気持ちがあります。ただこれを強引にですね、上のほうからやるとか何とかありますと必ず摩擦を招いて、せっかくの地域の団結が壊れてしまったりすると。だから、そういう空気を醸成するという役目を、派遣されている職員は担っているんだということをもう1回覚えておいてほしいと。

生涯学習課においては、特にそういったことはしっかりと覚えておいて、機会があればそういったことを職員等にも、まあ職員を啓発するといいますかね、そういったことも必要になってくるんだろうと私は思っております。

○6番新屋敷幸隆議員 今、私たちの世代ではなくてもですね、まちにいる若者たち、子供たちのためにですね、ぜひ今の考えをもってですね、前進して前向きに考えていただければなと思っ

ています。よろしくお願ひします。

それではですね、次の自主防災組織の充実をってことですね、質問をいたしたいと思ひます。

ここで訂正があります。長野県北部の地震が11月23日とありますが、これは11月22日の間違いであります。訂正をいたしたいと思ひます。

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方になって自主的に防災活動を行う組織であるとあります。防災、災害という点で、この年を1年間を振り返ってみますと、ことしも痛ましい災害が発生して、多くの犠牲者が出ました。

広島市では、大雨により山が崩れ土石流が押し寄せ、安佐南区のほか閑静な住宅街を飲み込み、人も家も跡形もなく、何もかも押し流してしまいました。また、木曾の御嶽山が突然噴火し、火山弾や火山灰で多くの人命が失われました。そして、去る11月22日、長野県北部で大きな地震があり、白馬村を中心に141棟が全半壊し、44人の負傷者がありました。

しかし、驚くことに犠牲者がゼロであったことです。ここで注視したいのは、南日本新聞の11月25日の社説では、この地震の防災、災害について、こういうことを伝えております。

この社説はですね、私は、今後の地域防災のあり方として重要な内容となっているので、ここで社説を読んでみたいと思ひます。

長野北部地震「死者ゼロ」に学びたい。

長野県北部の山間部を突如襲った22日深夜の地震は、最大震度6弱を記録し、重症を含むけが人41人を出しながら、幸い死者はいなかった。

住宅54棟が全半壊したにもかかわらず、最悪の事態を回避できたのは、住民らの助け合いによる早期の救出が奏功したためだ。ちなみにけが人41、住宅54棟。後の報道ではこれが44、住宅の全半壊141となっておりました。住民らの助け合いによる早期の救出が奏功したためだ。

震度5強だった白馬村では、自宅の1階で就寝中、2階の床が落下して動けなくなった73歳の女性が、ジャッキでがれきを撤去した隣人らに助け出された。

同じ地区では、中学3年の男子が、全壊した向かいの家から助けを求める声を聞き、女兒を避難させる一方、消防隊員らによる家族の救出につなげた。

地震など自然災害は時と場所を選ばない。被害を最小限に食いとめるには、消防など救助隊が来るまで、いかに被災者の孤立を防ぎ、住民同士で助け合えるかが重要である。

ジャッキでの救出作業中、女性を励まし続けた84歳の男性は「この近所は仲がいい。いつも助け合ってきた」と振り返った。

地域のきずなが共助につながった好例である。地震や火山の噴火、台風など自然災害が多い鹿児島でも大いに学びたい。

災害発生時、集落自体の孤立防止も大きな課題だ。

内閣府が先月発表した調査によると、地震や津波で孤立するおそれのある集落が全国で1万9,000を超える。県内では中山間地204、海に面した集落28に上った。

土砂崩れなどで交通や通信が遮断されれば、救援に行けず、被災の全容もつかめない。このため、内閣府は自治体に非常時の通信手段の確保や1週間程度の食料備蓄を求めている。

しかし、中山間地の集落で、衛星携帯電話などを確保しているのは約半分、物資や救急搬送のヘリコプター駐機スペースがあるのは18.0%、医薬品と食料の備蓄はそれぞれ7%前後にとどまった。行政は対策を急ぐ必要がある。

長野地震では、白馬村など多くの自治体が自主避難を呼びかけた。土砂崩れなどで道路の通行どめもあったが、住民4,500人以上が避難所に逃れ、集落の孤立化は免れた。とはいえ、災害の規模によっては集落が孤立する事態も起こり得る。その際、安否確認や救援活動などでかぎを握るのはやはり住民同士の助け合いだ。

集落の責任者に携帯の電話番号を伝え、安否確認に役立てる。高齢者など要援護者がいれば手

助けする。コミュニケーションを密にして被害の最小化に努めたい。こういうふうにあります。

自主防災組織がしっかりしており、日ごろから訓練を重ね、住民間のコミュニケーションを密にして、最悪の事態を回避できたのは、住民らの助け合いによる早期の救出が奏功したとあります。

当市は台風の常襲地帯であり、最近は、フィリピンに私たちの想像を絶するほどの巨大台風が上陸し、かなりの犠牲者が出ています。いつかはやってくる災害、せっかく創設した自主防災組織を最大限に生かすために、年1回の防災訓練のほかにももっと訓練回数をふやし、地域、消防、警察、行政との連携を深め組織の充実を図るべきではないだろうかと思っておりますが、当局の考え方をお願いしたいと思えます。

○永留秀一総務課長 御質問のとおり、自主防災組織が日ごろから防災訓練を重ね、実際の災害時に的確な対応が行えることは大事なことであり、本市においても、災害時に自主防災組織が的確に対応できるようにさまざまな訓練を行っております。

年に1回行う市の防災訓練のほかにも、最近では、2年前から県消防協会の事業を利用しまして、市内の各地区を持ち回って災害図上訓練を行っております。この災害図上訓練は、自分たちの地域で災害が起きたらどのような対応をしなければならないかという実践的な訓練でありまして、各地域の危険箇所、避難場所、避難経路などを地図上に書き込んでいながら、災害を想定して自分たちが行うべき行動を考えていくというもので、参加した方々には好評をいただいているところであります。

また、自主防災組織独自で防災訓練を行っている組織もあり、桜山地区の湯穴、桜馬場、山下の自主防災会などは、毎年防災訓練を行っております。本年度は、湯穴自主防災会長が東京で開催された全国自主防災組織リーダー研修会に参加し、鹿児島県代表として活動発表も行っているところであります。さらに、防災訓練以外にも救急訓練などに取り組んでいる自主防災組織があり、今年度は6つの組織が取り組んでおります。

このように、自主防災組織で日ごろから訓練に取り組んでいる組織もありますが、さらに、多くの自主防災組織で訓練に取り組んでいくように、消防と連携して働きかけていきたいというふうに思っております。

○6番新屋敷幸隆議員 前向きにですね、真剣に私は考えてもらいたいと思っております。

次にですね、これは先ほどから質問しています自治公民館のあり方、自主防災組織の充実ということに関連するわけですが、災害時要援護者支援制度について質問をいたしたいと思えます。

この制度はですね、いつごろ創設され、内容等はこういったものなのか。また、現在何人登録されているのかお尋ねしたいと思えます。

○永留秀一総務課長 災害時要援護者対策については、これまでは災害時要援護者避難支援プランに基づいて、支援を希望する要援護者について個別の支援プランを作成して、災害時要援護者名簿というのを作成をしておりましたが、平成25年に災害対策基本法が改正をされておりました。従来の災害時要援護者という呼び方が、避難行動要支援者という呼び方になっております。その名簿の作成についても市町村に義務づけを行うということになりました。その作成に際しては、必要な個人情報を利用できるという法律の改正内容になっております。

本市の災害時要援護者につきましては、従前の方式による災害時要援護者名簿に掲載されている人数は86人ということになっております。現在は、86人の名簿掲載であります。これはそのまま改正された法律による避難行動要支援者名簿として、位置づけられるということになっております。

○6番新屋敷幸隆議員 この支援制度についてはですね、公民館ごとにですね、つい最近というんですかね、回覧が回ってきて、それで今登録されている人間が86人ということですが、これは、どんどんどんどん恐らく私はふえていく可能性があると思う、そうなったほうがいいと思っ

てますが、その辺をどう思っていますか。

○永留秀一総務課長 お尋ねのように、この避難行動要支援者につきましては、市のほうで働きかけて人数をふやしていかないといけないという考え方に立っておりまして、今現在、そういった準備を進めているところであります。

この災害対策基本法が改正された背景というのを少しお話をさせていただきますと、平成23年に東日本大震災が起きまして、この被災地全体の死者数のうち65歳の高齢者の被災者の死者数が6割であったと。さらに障害者については、死亡率は被災住民全体の死亡率の2倍に上ったということが報告をされておりまして、この教訓を踏まえて、平成25年に災害対策基本法が改正されまして、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように改正されたところであります。

内容としましては、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。2つ目に避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員などの避難支援者関係者に情報提供をすること。3番目に現に災害が発生し、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援者等関係者その他の者に提供できることという改正内容が盛り込まれております。

避難行動要支援者とは、みずからが避難することが困難で支援が必要である者と位置づけられておりますが、例えば、要介護認定の4から5を受けている方や身体障害者手帳の1級、2級を所持している方などが対象になると思われます。

今後、避難行動要支援者の対象者をリストアップして、避難行動要支援者名簿を作成していかなければなりません。消防、警察や地元の自主防災組織などへ情報提供を行い、平常時でも名簿を活用するためには本人の同意が必要となりますので、関係機関や地域と連携をして、避難行動要支援者の同意を得て、名簿に掲載する作業に取り組みたいというふうに考えております。

また、市においては、避難行動要支援者を把握するシステムとして、避難行動要支援者の氏名、住所その他の情報を入力し、コンピューター画面の地図上に、避難行動要支援者の住居を表示できるシステムがあるところであります。さらに、今年度に消防本部が導入した消防指令システムでも、そのデータを利用して表示できるようになりましたので、災害時には、これらのデータを活用して対応していきたいと考えております。

さらに、災害が起きたときの避難行動要支援者の避難支援には、マンパワーなどの支援する力が不可欠でありますので、自治公民館、自主防災組織などの幅広い協力を得て、避難支援関係者となり得る者をより多く確保し、災害時には、地域や消防、警察と連携して支援していかなければならないと考えております。

○6番新屋敷幸隆議員 今ほとんど答弁されましたが、とにかくですね、避難支援者とはいえ、いわゆる1人で災害時に行動するわけにはいかないわけですね。いわゆる消防、警察、自治公民館、それこそ自主防災組織と連携をとって、実際に私はどう動いてどういうふうにして助けに行くのか、その辺のですね、実際の行動が大切だと思っているんですけど、その辺の訓練あたりはどう考えているわけですかね。

○永留秀一総務課長 現在、避難行動要支援者の対象者をリストアップしている作業を進めているところでありますが、これの住所、氏名などの入った避難行動要支援者名簿が作成されましたら、本人の同意を得て、地元の自主防災組織あるいは消防団などに情報を提供して、年1回でも地域ごとに避難訓練を行うとか、そういったことに活用していかなければならないというふうに思っております。

○6番新屋敷幸隆議員 次の質問をいたします。

近年ですね、自治消防団の職業構成において、会社勤務、いわゆるサラリーマンが大多数を占めるようになりました。これはですね、昼間の火災や行方不明者の捜索がですね、朝から夕方ま

であり、困難を極めています。いわゆるサラリーマンの人たちは、やっぱり朝から晩まで、もちろんのこと勤めに出ているわけで、まさか会社を休んでまで捜索に加わってくれとは言えないわけですよ。

しかし、行方不明になった家族はですね、必死の思いで皆さんに助けを求めに来るわけですよ。そして、我々もですね、市民の生命・財産を守るためにですね、なるべくならですね、自治消防団のOBはですね、自主防災組織を活用してですね、現消防団の下部組織に、あるいは協力隊みたいなものはできないのか。なるべく行方不明者を捜索するときには、大勢で当たったほうがいいわけですから、今、私の所属している分団でもですね、昼間にそういう招集がかかるとですね、ほとんど数えるほどにしか人数を繰り出せません。

そういうことからしてですね、家族の思いや何やを考えるとですね、なるべくなら、そういう市民の皆さんと協力してですね、捜索に当たれば見つかるものも私は早く見つかるんだろうなと思っております。

そういうことで、そういう協力隊、そういう下部組織ですね、みたいなものはできないだろうか。また、この前聞きましたが、もう既に中原公民館ではですね、既に協力隊が創設しており、もしわかっていればですね、その内容等も教えてもらいたいと思っております。

○森園智之消防総務課長 本市消防団員の就業形態につきましては、64%がサラリーマンである団員であり、昼間の火災や行方不明者の捜索などの際に、団員の参集に苦慮されている実態も報告を受けております。

特に、マンパワーを必要とする行方不明者捜索においては、昨年度、活動時間を複数の分団で分割するなどして、団員の出勤に対して勤務する事業所の理解を得られるよう体制の構築を図ったところでございます。

御質問の消防団OBの活用については、行方不明者の捜索等において緊急を要する事態が発生した場合など、ボランティア活動として協力をお願いできないものか、他市の状況なども含めて調査研究をしてまいりたいと考えております。

なお、中原公民館においては、消防団OB6名の方がボランティアとして活動を公民館からお願いしているということでございます。

○6番新屋敷幸隆議員 今、答弁がありまして、中原公民館では、既にそういう協力隊が創設されているということですね、ぜひこれもですね、やっぱり市民の生命・財産を守るためにもですね、ぜひほかの集落地域でもですね、この協力隊ができますようお願いいたしまして、私の質問をここで終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時5分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○13番中原重信議員 皆さん、こんにちは。

短い時間になると思いますが、おつき合いいただきたいと思っております。

去る11月9日、鹿児島県茶業振興大会「かごしまお茶まつり枕崎大会」が市当局初め、関係機関の協力のもと、1万5,000人が参加して盛大に開催することができました。

また、産地賞を初め、農林水産大臣賞、個人賞、上位の入賞も果たすことができました。このことに対しましては、生産者はもちろんのこと各種団体の絶大なる御支援のたまものと、生産者の一人として厚く御礼を申し上げたいと思っております。

枕崎茶の知名度をアップする絶好の大会でもありましたが、しかし片方では、この受賞に対して出来レースではないかという残念な声も聞かれました。出品茶生産者においては、2年間丹精込めて栽培した結果でもあります。出品茶園では、ほとんど収入がない中、多くの労力・経費を費やし、また茶協議会では数年前から計画を練り、取り組んできた大会でもありました。

市初め、南薩地域振興局、JA南さつまなどあらゆる人の御指導をいただき受賞できた産地賞を初め、農林水産大臣賞、上位の入賞であります。言葉では言いあらわせないほど大きな苦勞もして、その結晶が実を結んだってということをはっきりと申し上げておきたいと思えます。

また、11月26日は、市の茶業振興大会も開催されました。

茶業を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、枕崎茶の販路拡大、ひいては海外市場に向けた声も聞かれました。今後は、行政が中心となり海外輸出に向けた検討も必要になってくるんじゃないかと思っています。

それでは通告に従い、一般質問をいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実について、昨年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。

この法律は、消防団の重要性を明記し、その強化のために国及び地方公共団体が必要な措置を講ずると定め、さらに地域の総力を結集して、地域防災力の充実強化を目指す方向、その具体的な措置を定めるものです。これまでにない画期的な法律であります。

また、8月29日は、東京で安倍首相も出席され全国大会も開催されました。

しかし、法律ができてよかったというだけでは成果は上がりません。この法律の趣旨を実現するためには、具体的な行動が必要です。

そこで1点目に、本市は、今後どのように取り組むのかお示してください。また、本年2月に改定された新しい消防団の装備の基準を基礎としながら、安全確保のための装備、資機材の充実はどのように進めていくのか。3点目に、消防団サポート事業、すなわち消防団応援の店の創設など、総合的な処遇改善が必要と思われるが、計画はあるのかお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 御質問にお答えする前に、冒頭述べられた茶業の成果について、私のほうからも改めてお祝いを申し上げたいと思えます。めったにああいうたくさんの賞をいただけるってことはないわけですから、広報まくらざきで全市民に広く知らせてほしいと担当の課にも言っていました。

しかし、担当の課は、遠慮をしてわずかの字数しか書いてきてありませんでしたので、「何かこれほど、最低2ページは使えと、3ページから4ページは使え」と言ってあったんですけど、それでも2ページ見開きで市民の皆さん方に確たる成果をお知らせすることができて、本当によかったと思えます。今後のなお健闘を祈りたいと思えます。

さて、お尋ねの問題について答弁したいと思います。消防団を中核とした地域防災力の充実強化の取り組みについて申し上げます。

消防団は地域に密着しており、災害時には迅速な対応ができることや多くの団員を動員できるというすぐれた特徴があります。本市における地域防災力の中核として欠くことのできない存在であると認識しております。

また、消防団にかわるものはないとして、国及び地方公共団体は、その抜本的な強化のため、必要な措置を講ずることが法律により定められておりますので、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、機材装備の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

詳しくは、担当課長が答弁いたします。

○森園智之消防総務課長 消防団の装備の充実強化について申し上げます。

今年度、総務省から新基準に適合した救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の貸与が決定し、本

市消防団に対し平成27年2月に交付されることになっております。また、消防団員の安全確保のため、救助活動用安全靴への更新を今年度から開始しておりますが、今後も年次的に装備の更新、充実を図り、災害現場での安全確保に努めてまいります。

また、消防団員の就業構造の変化により、自営業者が減少してサラリーマンである団員がふえてまいりました。このような現状から、消防団員の円滑な活動を確保するためには、会社の経営者など使用者の御理解と御協力をいただくことが不可欠であることから、新たに消防団協力事業所として、地域の防災活動に貢献していることを表示する認定制度の制定を検討してまいります。

あわせて、消防団へのさまざまな支援や消防団員の確保、サポート事業所のイメージアップを図り、地域と消防団を活性化させるための消防団サポート事業の具体的な取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

○13番中原重信議員 この消防団応援の店、以前も少しはあったんですけど、これがいつの間にかなくなってきているようです。やはりそういうサポート事業、消防団応援の店をすることにより、地域経済の活性化等にもつながってくると思います。

また、今、答弁がありましたように、団員の確保についてもしやすくなると思いますので、ぜひ、早目の計画をお願いしたいと思います。

そこでもう1点、近隣の消防団員の充足率並びに団員の平均年齢はどうなっているのか、お示してください。

○森菌智之消防総務課長 消防団員の充足率につきましては、本市消防団は、現在、条例定数の260人を満たしており、充足率100%でございます。消防団員の平均年齢は、6月現在で40歳となっております。また、本市近隣の消防団員の平均年齢を申し上げますと、南さつま市が40歳、南九州市が44歳となっております。

○13番中原重信議員 今、聞いたように、本市では100%なんですよ。これについては、特に市街地においては幹部団員の方が大変な苦勞をして、こうして100%が維持できている状態だと伺っています。

近辺では、条例定数を減らして、団員の確保が難しいということで条例定数を減らしてという検討もなされているようですので、本市にとってはこの100%が維持できるように、それぞれ努力していきたいと思っています。

また、今後はやはり先ほども要介護の問題で出ましたけども、今後やっぱり消防団の活動やいろんなことを周知するためにも、そしてまた、市民の意識を向上させるためにも広報紙等を利用して活動の報告、そしてまた一方では、新法の趣旨に沿った地域防災力の充実を図るためにも、消防団が中心となる地域の防災学習や訓練ですね、そういうさっき出ました要介護の訓練などもあわせて取り組んでいって、災害のないまちから災害に備えるまちに取り組みを進めて、一緒になって取り組みを進めていきたいと思っています。

それでは、次の質問に入ります。

次に、農家が住宅を建築したいわけですけども、農業振興地域、畑かん地区は農地の転用の許可に規制をかけており、住居を構えられない現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

○真茅学農政課長 農業振興地域内の土地に住宅を建築する場合、建設用地を農業振興地域から除外する必要がありますが、この場合、次の5つの要件を満たす必要があります。

1つが、当該農用地以外に適当な土地がないこと。2つ目が、農地の集団化、農作業の効率化に支障がなく、農用地区域の外周部に位置すること。3つ目が、担い手農家などの農地の集積に支障がないこと。4つ目が、排水路などの農業用施設に支障がないこと。5つ目が、国庫補助事業を利用して圃場整備した土地は、工事終了後8年が経過していること。この5つの要件がありますが、仮に、5つの要件をクリアしていても、農地転用の許可を受けられる土地でないと住宅

は建てられませんので、現実的にはなかなか難しい状況にあります。

○岩廣和憲農委事務局長 農地転用に伴う農業委員会の判断につきましては、今ありました農用地区域の除外が見込まれることが条件になります。

宅地への転用につきましては、周囲の農業生産や担い手の収益計画に支障を及ぼさないこと等について判断します。また、農地法における集落接続施設の本県の運用基準としまして、転用予定地のおおむね半径50メートル以内に3戸以上の住宅等が連担して接続していることとなっております。

農業委員会としましては、これらの許可基準を厳守しながら指導しております。また、個々の事例に対しまして農業委員によるあっせん等により、農用地区域外との用地の交換に努めるなど相談に応じております。農地に住宅を建てたい場合は、まず農業委員会に御相談をください。

○13番中原重信議員 決してですね、その法律違反を犯してまでとは言いません。以前にも別府校区の茅野議員からも同じような質問がありまして、全く同じような答弁がありました。

ただ、認識いただきたいのは、やはり、まだまだ校区にはこういう問題が残っていますよということを改めて認識していただきたいと思っています。

次の質問に入ります。特産品のブランド化についてです。

本市には、地の利を生かしたかつおぶし、焼酎、畜産、菊、お茶など特産品が豊富であります。枕崎ブランド化についてどのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 本市の水産加工品及び焼酎などの特産品のブランド化や販路対策事業については、現在、水産商工課が担当して関係機関と連携しながら進めております。

これらの特産品は、これまでさまざまな研究が行われ、枕崎ぶえん鰹や枕崎鰹節の本枯れ節、本場の本物、さつま白波とブランド化されて、地元においては、枕崎お魚センターや南薩地域地場産業センター、枕崎かつお公社など販売はもちろん、インターネットを活用した全国販売や枕崎市かつお鮮魚販路対策協議会及びさつま鰹節協会での販路拡大事業において、枕崎の情報発信を行っているところであります。

○真茅学農政課長 県が推奨しておりますブランド産地で本市が指定されている品目は、加世田のかぼちゃ、鹿児島黒牛、かごしま黒豚、南さつまのハウスきんかん、南さつまのたんかん、かごしま茶の6品目であり、それぞれの品目で関係機関と連携しながら優良販売に努めておりますが、このほかにも、電照菊は県下一の産地でありますし、焼酎用のサツマイモは酒造メーカーから高く評価されております。また、ニンジン、実エンドウ、ソラマメにつきましても、関東や関西の市場から信頼される産地となっており、枕崎牛も関東を中心に高く評価されております。

このように、本市には多くの特産品がありますが、安心・安全で品質を高めることがブランド力を高めることにつながると思いますので、関係機関と連携しながら、これらをさらに推進してまいりたいと思っております。

○13番中原重信議員 今聞いたように、たくさんのやはりブランドがあるわけですね。見方を変えれば、私は、枕崎駅だってアートストリートだって、枕崎ブランドだと思っています。

そこで、ブランド推進室を設置し、特産品の販路拡大、観光業の発展の基礎づくりのために市内外に対してブランドの価値を高めるためにいろんな発信ができる場所を一元化して、志布志市では企画政策課にブランド推進室を設けて地域活性につなげているようです。そこら辺の検討はないものでしょうか。

○永留秀一総務課長 ただいま水産商工課、農政課から答弁がありましたように、本市の特産品については、関係機関と連携をして農産品、水産加工品などのPR、販路拡大を図っており、あわせて枕崎の情報発信も行っているところであります。また、鰹船人めしや枕崎鰹大トロ丼など食で枕崎を売り出す取り組みも積極的に行っております。

特産品の販路拡大、枕崎ブランドの発信のため、ブランド推進室の設置という考え方もあると

と思いますが、現在は、水産商工課、農政課を中心にそれぞれの関係団体と連携を図って、特産品を売り込み、あわせて枕崎の情報発信も行っており、ブランド推進の仕事も担っておりますので、当面は現在の方法で進めていきたいというふうに考えております。

○13番中原重信議員 やはり当面はそういう方向ですので、やはりそこら辺は行政じゃなくてみんなと各種団体とも連絡を密にしてですね、そういう枕崎にも大きな魅力ある観光施設もたくさんありますので、またそこら辺をうまく話し合いを持って前に進めていただきたいと思います。

次に、スポーツ観光の推進についてお尋ねします。

まちおこしの一つとして、マラソンなど市民が参加するかたち、あるいは観戦するスポーツ、観戦型スポーツなどいろんなイベントがあると思います。

今注目されているのは、スポーツ合宿、キャンプ誘致など実施することにより、経済波及効果が大変大きいとされています。本市でもスポーツ観光が融合した「スポーツツーリズム」への積極的な取り組みはできないのかお伺いいたします。

○米森基保健体育課長 本市におきましては、港まつりカッター大会や新春かつおジョギング大会など市民参加のスポーツ大会を行っております。

また、本市体育協会の各競技団体においても、祭りや季節に合わせた数々の大会を行っていただいておりますが、大会が終了すると帰路につかれる方々が多いのが現状であります。しかし、競技によりましては、合宿を行ってくださる団体もありますので、継続的な誘致を進めていきたいと思っております。

体育施設の老朽化等もあり、合宿誘致等もなかなか難しいのが現状ではありますけれども、今後も本市のスポーツ環境をしっかりと見つめ、スポーツを活用した観光まちづくりへの取り組みができないか検討してまいりたいと思っております。

○13番中原重信議員 ですね、私ももうすぐ……、それともう、ほとんどの上部の競技団体では27年度の事業は、もう12月ごろ決定しておりますので、来年はもうそれでできませんので、やはり課長はまだあと何年かいらっしゃいますので、その中に、在任中にいろんな中で取り組みをしていただきたいと思います。

これは、南九州のことなんですけども、南九州市では九州大会以上に特産品である誘致費を計上して、お茶の提供を行っていると聞きます。そしてまた、開会式等には市の幹部も出席して、観光地の案内とかいろんな中で説明しておられるようです。また、参加した選手は、試合終了後も近くの観光地にも足を運んでいるようです。また、今一番いいのは、少年野球とか小学生等の大会については、多くの選手、父兄も来ますので、やはりそこら辺を中心になって誘致すれば、いろんな中で経済波及効果が大きいと思っております。

そしてまた、小学生のころ来た選手については、成人になってからも壮年になってからもまた、知覧の地を訪れていることがありますので、そこら辺もぜひ検討していただきたいと思います。

さっき言いましたように、もうやっている競技団体もあります。やはり、やっていないところにも声をかけて、施設は古いですけども、今あるものを使ってやるのもまたいいんじゃないかと思っております。ひとつ、いろんな中で各種競技団体とも話を進めていただきたいと思います。

次に、市営野球場、塩浜運動公園の整備計画についてお尋ねいたします。

かつては、市営野球場は県下でも1番か2番の水はけのよいグラウンドで、大雨が降っても30分程度時間が経てばすぐ試合続行の可能なグラウンドでありました。現在は、水はけの悪さとそしてまた、石ころの露出があり大会運営に大変な支障を来しているそうです。

また、競技団体では、少ない予算の中から、独自で整備をしていると聞いています。このままでは、大会やキャンプ誘致ができなくなるんじゃないかという心配の声も聞きます。

また、塩浜運動公園につきましても、以前、豊留議員が質問いたしまして、すぐ補修はしてもらったんですけど、また現在は、昔のまま雨が降れば二、三日は使用できないという状態であります。

部分的な補修でなく、全体的な改修が必要と思われるが、野球場、塩浜運動公園の整備計画はどうなっているのかお伺いいたします。

○米森基保健体育課長 市営野球場につきましては、今年度、一塁側防球ネットの補修工事を行ったところでございますが、今後応急的な補修を行いながら、グラウンドの全体的な整備を進めてまいりたいと思います。

塩浜グラウンドにつきましては、10月に土入れ等の整備を行ったところでございます。また、年度中にテニスコートと市営野球場のフェンス補修工事を計画しております。

これからも、運動公園の整備につきましては、施設の状況を把握しながら進めていければと考えているところでございます。

○13番中原重信議員 毎回のように同じような答弁が返ってくるんですけど、やはり枕崎でまだそういうたくさんの方が来る、大会当日に来ます。やはり、野球場は使えても、とれる球場が少ないといろんな大会も開催できませんので、総合的に、早目に、総合的な改修を大変財政も厳しい中ですが交流人口の拡大、いろんな面で、市にとって経済波及はたくさん図れると思いますので検討していただきたいと思っています。

いろいろ施設の改善については、優先順位をつけて改修すると思いますが、まず、要望として、野球場は最優先して整備できるように要望して、私の質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時42分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 皆様、こんにちは。

本日の最後の当番となりました。約1時間ほどのおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

7月17日の南日本新聞に、全国都市「住みよさランク」の記事が掲載されました。

東洋経済新報社が発表しているもので、調査は全国790市と東京区部全体の791都市を対象としています。

「住みよさランキング」は、1安心度、2利便度、3快適度、4富裕度、5住居水準充実度の5項目を設け、15の指標で都市の総合評価を行っているものです。

鹿児島県内では、伊佐市が全国325位で最も総合評価が高く、次に始良市が357位、(42ページに訂正発言あり)日置市が505位と続いています。

住みよさランキングのほかにも、財政健全度ランキングと成長力・民力度ランキングの二つについても評価を実施しています。

全国の都市について、総合的にかつ客観的に評価をして順位をつけ数値化しており、枕崎市を主観的でなく客観的に評価できるものであり、非常に有意義で興味深い内容となっています。

都市の住みよさというものを評価するのに、このランクづけが完璧かと考えると、私も若干疑問に思う点もありますが、これに類するほかのランキングはないところです。

この評価を謙虚に前向きに受け入れ、まちづくりに生かすべきではないかと思っています。

これらを分析することにより、本市の長所と短所及び問題点が明らかになり、まちづくりの方向性が明白になると考えます。

本市は住みよさランキングで、全国及び県下19市での順位はどうなっているのか。本市の住みよさランクの順位とその内容についてどのように分析しているのか、まず、お尋ねしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 御本人がみずから言われたように、東洋経済新報社の都市データパックの順位であると思います。ごらんになっているんだから、聞くまでもなくわかっていると思いますけども、その2014年版の順位によりますと全国で621位、県下19市中11位となっております。

分析等については、担当課長から答弁させます。

○神園信二企画調整課長 東洋経済新報社が発行します都市データパックのランクづけにつきましては、毎年拝見をしております。

例えば、この出版社が行っている都市の安心度の評価項目としましては、病院・一般診療所の病床数、それから介護老人福祉施設・介護老人保健施設定員数、それから出生数、それと保育所の定員数と保育所待機児童数の状況、この合わせて4項目のみを評価基準としております。

しかし、一般に都市の安全度・安心度につきましては、犯罪の発生率、交通事故の発生率、火災の発生数、火災通報から火災現場までの到着所要時間、救急車の出動状況、救急病院の受け入れ状況、それから急傾斜地の分布状況、土砂災害・自然災害の発生状況等々、市民の生命・財産の安心・安全確保のための数多くの施策が総合的に評価されるとともに、実際にその自治体にお住まいの住民の皆さんの安心感などまで加えて判断されるべきものであるというふうに考えておりまして、この出版社が行うような簡易で単純な評価で決まるものとは思っておりません。

例えて申しますと、安心度の項目では、昨年、本市は全国104位だったものが、ことしから安心度評価の項目に加えられた、先ほど申しました保育所の定員、それと待機児童の状況の評価項目で、全国44位と大きくランクを上げておりますが、この項目のみでこのように大きくランクを上げるという評価方法には大きな疑問を持つところであります。

同様に、ほかの利便度という項目では、小売業の年間販売額と大型小売店店舗の2項目のみ、快適性については4項目のみ、富裕度については3項目のみ、住宅水準充実度については2項目のみの合計15項目のみで都市の住みよさが総合してランキングされるとする評価方法、これにつきましては、全国の中でも200以上住みよさランクをアップした都市がある、または100以上順位を下げた都市があるなど、少々乱暴な手法ではないかと考えております。

さらに、今申し上げた項目の各偏差値を単純平均して総合評価の算出を行いランキングをするなど、この都市データパックのランキング行為全体の評価もなかなか難しいものと判断せざるを得ないと考えております。

私どもとしましては、一出版社が毎年発表され、これを出版物として毎年販売する目的で行っているランキングであるのとらえておりますので、この順位に一喜一憂することなく、本市の行政課題の解決に努力を重ねていきたいというふうに考えているところであります。

○8番城森史明議員 私も、最初発表する前にちょっと訂正をしたいと思います。始良市が357位ということで発言しましたが、356位です。申しわけありません。

私も冒頭で述べましたが、この評価がこの都市の、その評価するのに完璧ではないと思います。

それで、私も安心度というのは、安全度は災害に対する安全度とか、そういうかたちで考えておりましたが、それはそういう点を幅広く見てもらっているようで、当然そういう、しなきゃいけないと思いますけども、これはいわゆる数字ですから、この中からですよ、何らかのヒント、まちづくりのヒントを得なければ、その否定をするだけじゃ何も前には進まんわけですから、そういう意味で、ある一面からでの評価っていうのは確かにありますが、その中で、これを素直に評価するとしたときに、確かにその安心度、安心度というものは、それは例えば介護老人とか子育てのあれとかですね、そういう意味からの安心度であります、これはですね。そして、病院が

幾らあるとか、そういう意味での安心度なんで、そういうことを考えたときに安心度が非常に枕崎市は高いわけですね。

全国……、先ほどちょっと数字が違いましたけど、63位じゃなかったですかね、全国で。

次に、住居水準充実度というのがあります。これに関しても枕崎は非常に高評価で、これも全国で269位、県内では4位という状況であります。

その中でですね、先ほどその午前中の質疑の中で出てきました快適度の中に汚水処理人口普及率っていうのがあるんですね。これは72.1%であると、そういう発表がありましたけども、そういう意味で、その快適度を評価する中に人口当たりの都市公園面積、それと転入・転出人口比率、世帯当たりの新設住宅着工戸数というのがあるわけです。この辺の数字は、調べているでしょうか。

○神園信二企画調整課長 今、お尋ねになりました都市公園面積人口当たりという補正をした数等々につきましては、今、私の手元のところには数値等は把握してございません。

○8番城森史明議員 これに関しては、私も調べるができなかったんですけど。

転入・転出人口比率というのは、これ2010年から12年ですけども、全国で676位、県では15位ということになっていると思います。

次に、4番目にその富裕度っていうのがありますね。これは一応、財政力指数、地方税収入額、人口当たりですね。それと課税……、これは市町村税の所得割に関する課税対象所得が幾らであるかと。これは納税義務者1人当たりのあれです。それがですね、財政力指数は665位。それと人口当たりの地方税収入額が722位、課税対象所得が726位なんですね。この富裕度っていうのが総合的に全国で702位、県19市で8位と。これが一番足を引っ張っているのが現状です。そういうことで、これを総合しますと621位と、県下19市で11位ということになっていると思います。

それと、この利便度の中でも、これは2012年の小売業の年間販売額人口当たりがあるわけですけども、これが765位ということになってますけども、この小売業についてお尋ね……、一番この中で評価が低いものですよ。ですから、この中でこの過去3年間の推移というものがどのように、この本市の、なっているんでしょうか。そして、現在の小売業の状況というのは、どのような状況になってるのかお尋ねします。

○下山忠志水産商工課長 先ほどの企画調整課長からの答弁もありましたように、東洋経済新報社が発刊した住みよさランキング2014につきましては、その利便度の算出指標として、平成24年2月に実施された経済産業省による経済センサス活動調査の調査データのうち、小売業の年間販売額を独自に人口当たりに補正してランクづけしているようでございますが、過去3年間の小売業における販売額の推移は把握しておりません。

私どものほうで把握しているものは、市内における小売業の年間販売額として過去の商業統計調査によると、平成14年調査では225億9,780万円、平成19年調査では216億2,395万円、平成24年経済センサス活動調査では174億2,700万円となっております。

○8番城森史明議員 それとあわせて地元の購買率の数字というのはわかりますか。

○下山忠志水産商工課長 地元の購買率というような調査はいたしておりません。商工会議所のほうもそういう数字は持っておりませんので、把握しておりません。

○8番城森史明議員 ここに1つのデータがあるんですけども、これを見ますとですね、地元の購買率は、たしか平成24年度だと思うんですけど68.5%なんですね。これは、県下で19市でいくと下から5番目の数字であります。そういうことでですね、この数字を見ても5年間に激減しているわけですね。平成14年からはそんなに19年は減っていませんけども、19年から5年間で216億が174億という数字になっているわけですよ。これは、どういうことが原因と考えていますか。

○下山忠志水産商工課長 購買額が減少した理由の分析といたしましては、流出率というのが一

つの要因というふうなかたちに考えております。流出率が増加しておりまして、その理由といたしましては、鹿児島市南部を含む枕崎市外において、1カ所で商品を買えられえることが利点となっている大型ショッピングセンターが立地したことによるもの。また、通信販売等による購入率が増加したことは、パソコン等による情報網が発達してきたことにより、手軽さが影響しているというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 そういふことですね、この数字を見たら私もびっくりしたんですけども、やはり今月のチラシにも2回ほど入っていましたよね、通り会のその宣伝というかコマースが入っていましたけども、やはりそういうやっぱり民間の人達は、そういうふう非常に努力をしているわけですね。行政も確かにいろんな補助とかですね、空き店舗とかその辺をやっているわけですよ。

しかし、この数字に関してはですね、非常に危機感がありますよね。やはり、その辺のやっぱり状況をつかみながら何らかの施策を打っていかないと、本当に枕崎市はさびれてしまうんですけど、その小売店舗の数字の推移っていうのはわかるんですか。

○下山忠志水産商工課長 先ほども答弁いたしました、小売店の売り上げ額の3カ年推移という具体的な数字は持ち合わせておりません。（「8番、すいません、私がちょっと言い方が悪かった」と言う者あり）

○8番城森史明議員 小売店数です、数です。

○下山忠志水産商工課長 ただいま、ここに数字を持ち合わせておりません。

○8番城森史明議員 先日、意見交換会が開かれたんですね、市民とのですね、市議との。

その中で、一つ要望がありました。どういう要望だったかという、過疎債を活用して駅通り等の商店街の活性化を図る方策について、空き家対策とあわせたかたちで議会の皆さんに検討していただくとともに、当局や商工会議所とも協議して取り組んでほしいという内容です。そういう意味で、この小売業の販売に関してはそういう状況っていうのがわかったんで、この質問はこれで終わりたいと思います。

次に、安心度の評価の中で、介護老人施設定員数及び65歳以上人口当たりの介護老人福祉施設・介護老人保健施設定員数があるが、全国及び県下19市の中での順位はどうなっているのか。それと、このような状況をどう考えるか質問したいと思います。

○佐藤祐司福祉課長 情報が掲載された本が手元にありませんので全国の順位はわかりませんが、19市の順位につきましては、65歳以上人口1人当たりの定員数の高い順で介護老人福祉施設が本市は13位、介護老人保健施設が本市は6位となっています。なお、全国平均の数値よりもは本市の1人当たりの定員数は高くなっておりますので、全国の順位としては中位よりやや高い順位ではないかと考えております。

このような状況をどのように考えているかということですが、これにつきましては、全国のうちでも本県とか本市の高齢化率は高いということによりまして、施設が整備されていることによるというふうに思っております。

○8番城森史明議員 私もこのデータを見たときに、今まで本市の介護施設に関しては、結構数的にはあるほうじゃないかと、その辺そういう認識でいたんですけども、この評価によると全国で737位ということで、なっているわけですよね。これは確かに数ですから、それを1人当たりに換算すれば、確かに課長が言われているようなことでっていうのかなと思います。

それと次です。次の質問に入りたいと思います。ちょっと時間もないので割愛してですね。

次に、その全国都市財政健全度ランキングというのがあるわけですね、これで全国790市の中で、本市の財政健全度ランクの総合順位は何位になっているのか。県下19市の中で何位になっているのか質問をしたいと思います。

○本田親行財政課長 東洋経済新報社が総務省の市町村別決算状況調等における各指標を用いて

独自に評価した財政健全度ランキングにおきます本市の総合順位については、全国790団体中764位、県内19市の中では19位となっているようです。

○8番城森史明議員 この財政健全度ランキングというのは、どういうので評価されているのかというと、まず1番目に脱借金体質、それと2番目に弾力性・自立性、3番目に財政力、4番目に財政基盤という4つのカテゴリの中で、14指標を用いてですね、ランクづけを行っているわけですね。その中での順位っていうのはどうなっているんですか。

○本田親行財政課長 東洋経済新報社の財政健全度ランキングについては、ただいま質問者が申されたとおり、全国都市の財政状況について1人当たりの地方債残高など関連する14指標を用い、脱借金体質、弾力性・自立性、財政力、財政基盤の4つのカテゴリに分類し、それぞれの分野で順位を算出するとともに、それらを総合した全体の数値を財政健全度として評価しているようです。

まず、脱借金体質は、人口1人当たり地方債残高、地方債依存度、実質公債費比率、将来負担比率を用いて地方債依存度や元利償還金の負担の度合いを評価しているようで、652位となっています。

次に、弾力性・自立性は、経常収支比率、公債費負担比率、自主財源比率を用いて歳出構造の硬直性や国への依存度を評価しているようで、765位となっています。

財政力は、財政力指数、地方税増加率を用いて税収を初めとする財政力の強さを評価しているようで、730位となっています。

また、財政基盤は、生産年齢人口比率、人口増加比率、納税義務者1人当たり課税所得、地価上昇比率を用いて所得や人口動向からはかる経済的な基盤の確かさを評価しているようで、762位となっています。

○8番城森史明議員 その中でですね、この14の財政指標の中で、本市のいい点、今までの健全度指標ですとその4項目で評価していて、これがすべて最下位であるということを書いてきたと思います。

しかしながら、こうして総合的に評価するとですね、枕崎市の長所・短所がやはり全般的に全体が見えてくるわけですよ。

それで、私が一番疑問に思うのは、この非常に自主財源力、財政力は最下位じゃなくて、要は一番というわけじゃない、上位じゃないですけど、強いわけですよ。それなのに経常収支比率が、これがずっと、弾力性をあらかずわけですけども、これが常に悪いと。これはどういうふうに理解、それは財政力とは関係ないよって言うかもしれないけど、さらに僕は分析をしていくと、またいろんな点がわかってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えておられるんですか。

○本田親行財政課長 ただいま質問者が申せられましたとおり、本市におきましては、団塊世代等の退職手当や高齢化の進行に伴う社会保障関係経費、社会基盤の整備等にかかわる公債費、さらには特別会計への繰出金などで、毎年度経常的に支出される経費は減少はしてきているものの、高水準で推移していることなどで、経常収支比率は平成21年度以降、19市の中で最も高くなってきております。

このことについて、現在、決算の詳細が公表されております平成24年度の経常収支比率について、類似団体の算定と同様に、人口1人当たりの額で経常収支比率を求める際の分子に当たる経常経費充当一般財源と分母に当たる経常一般財源収入額の双方について、県内の人口5万人未満の12市の平均額と本市の状況を比較してみますと、本市の人口1人当たりの経常経費充当一般財源は26万3,203円で、人口5万人未満の12市の平均額30万1,103円に比べ3万7,900円、率にして12.6%少なくなっています。また、経常経費充当一般財源の状況を性質別に見ても、人件費、扶助費、公債費などを初め、すべての経費で少なくなっています。

一方、本市の人口1人当たりの経常一般財源収入額は26万8,826円と、市税は上回っているものの、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税の額が大幅に少なくなっており、人口5万人未満の12市の平均額33万1,264円に比べ6万2,438円、率にして18.8%も少なくなっています。

その結果として、人口5万人未満の12市の平均額による経常収支比率が90.9%であるのに対し、本市の経常収支比率は97.9%と7ポイントも高くなっています。

このことから、一般財源で賄うべき経常経費自体が県内の他市に比べ決して多い状況にはないものの、普通交付税について過疎や合併による優遇措置が受けられなかったことで、経常経費に見合った経常的な一般財源の確保ができていないことで、経常収支比率が19市の中で最も高くなっていると言えます。

経常一般財源の根幹をなすのは市税ではありますが、財政基盤の脆弱な団体にあっては、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税の経常一般財源収入額に占める割合が非常に大きくなっており、12市の平均で67.9%、このような団体の経常収支比率については、依存財源である普通交付税の状況に大きく左右されます。

したがって、本市の自主財源比率や財政力指数が19市の中で中位であることが、経常収支比率が低くなることにはつながっていないところです。

財政を取り巻く環境は、交付税の見直しなど、今後ますます厳しくなることが予想されますが、新たな行政課題や複雑多様化する市民ニーズに的確に対応していくには、さらなる経常経費の削減と財源の確保に努めなければならないものと考えております。

○8番城森史明議員 その一般財源の主な点は、地方交付税と税収にあるわけですが、やはり地方交付税というのは、さっき言われたように非常に国に左右される……、国のその政策やあれに左右されるわけですね。ですから、その税収、自主財源というのが、あったほうが当然それはもう当てにできるわけですから、そういう意味でしかないということで理解でいいわけですね、今のあれでしたら。要はトータル一般財源がふえなければ、この経常収支比率は下がっていかないと。

そうしたときに、これはここで議論すると長くなりますけども、例えばその人件費、扶助費、公債費、この辺を何らかのかたちで工夫していかないと経常収支比率というのはよくなっていかないと、それで市の自由になるお金というのが減っていくわけですから、そういう意味でその辺はですね、これはもう今度も議案で市の職員の給料の件も上がっています。ですから、その辺は十分その使い道を検討してですね、やっていかなきゃならないと思いますが、ここではもうそれをやると長くなるのでやめたいと思いますが。

そういう意味で、私が思うにですね、要は何を言いたいかということ、要はこの住みよさランキングにしても財政健全度ランキングに関してもですね、富裕度が702位ということで、一番財政的な要素が大きく順位を下げている結果になっているわけですね。

本市の一番大きな問題は、やはり全国順位を比べてもですね、やはり財政問題じゃないかと思えますよ。それはね、これから得られることは。

その財政問題にも二つあると思うんですよ。要は行政がする部分と、市民、民間が、要は所得をふやすということです。要は今のアベノミクスでもですよ、要は地域経済は効果がないですよ、はっきり、地域経済効果はですね。都会との格差がますます広がっているわけで、それを今度この選挙終わって、それからまた地方経済を高めようと今ほんと必死になっていますよ。その人口減少とあわせてですよ。

それでやはり、本市が、そういうことで何をしなきゃいけないか考えたときに、市民の所得を上げることが最も重要なわけですね。

その安倍政権もこの点に最大の力点を置いて、このような流れを最大限に活用してですね、本市の経済活性化を促進する施策をスピーディーに打ち出すことがもっとも重要じゃないかと思

ています。

それで質問をしたいんですけど、実際、ことし荷捌き所の工事が、入札と工事が決まったわけですね。この分に関しては、全体の工事が18億6,000万ですね。この中で地元市内業者と市外業者の請負額の数字はどうなってますか、比率とその額は。

○**下山忠志水産商工課長** 枕崎漁港高度衛生管理型荷捌き所新築工事は、入札に付する事項において、工事は共同企業体施工方式で行うものとして、特定建設工事共同企業体が入札参加資格となり、一般競争入札によって、7月25日に2つの工区で入札が開札され進められております。

共同企業体の施工方式には、甲型共同企業体と乙型共同企業体の2種類がありますが、当該工事は甲型共同企業体で共同施工方式になっております。この方式は、1つの工事についてあらかじめ定めた出資比率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式で、出資比率は各構成員が取り交わす協定書において定められるものであります。また、利益もその出資比率に応じて分配されるものであります。

当該工事の共同企業体は、2つの工区とも市内業者1社と市外業者2社の計3社による構成となっておりますけれども、出資比率については共同企業体内での協定事項でありますので、把握はしてないところであります。

○**8番城森史明議員** 額とあれは把握してないということですか。（「水産商工課長」と言う者あり）その市内業者と市外業者の請負額は、その18億6,000万の。

○**下山忠志水産商工課長** 地元業者と市外業者の分配額というのは、先ほどの答弁でも答弁しましたが、協定書で定められておりますので、私どもとしては把握してないところであります。

○**8番城森史明議員** ちょっと意味がわかりません。

例えば、公表できないということですか。

○**下山忠志水産商工課長** 各企業体での構成員で取り交わす協定書で協定、比率を協定しておりますので、定めておりますので、我々には、それは公開できていないところであります。

○**8番城森史明議員** そうしたら、市内業者は幾ら受注したんですか。

○**下山忠志水産商工課長** 先ほどの答弁でも答弁しておりますけれども、この工事は共同企業体で落札をしております。この共同企業体は、地元業者1社と市外業者2社この3社で構成しておりますので、地元業者が幾らというふうなことはわかりません。

○**8番城森史明議員** その18億6,000万というのは何業者で、そしたら何団体で工事をするわけですか。

○**下山忠志水産商工課長** 先ほどから答弁いたしておりますが、2つの工区で入札が開札されております。1工区と2工区というふうな私たちの2つの工事で開札されています。その両工区とも地元業者1社、市外業者2社の合計3社で請け負って進められておりますので、2工区ありますので合計6社のうち地元業者は2社、市外業者4社というふうな私たちになります。

○**8番城森史明議員** これは、県の補助を受けて市がする工事ですよ。どこが……、（「水産商工課長」と言う者あり）市の工事ですよ。

○**下山忠志水産商工課長** 質問者は、7月の都市計画審議会にも出てらっしゃったと思いますけれども、この枕崎漁港の整備工事はあくまでも県が事業主体でございます。

県が事業主体で国の補助金を補助をいただいて、それから県が事業主体で、そしてそれに市のほうが負担金として一部を出資をしていると、出している、すいません、出資ではなく出しているというふうなものでございます。

○**8番城森史明議員** 地方公共団体がしている工事なのに、それが公表できないということはちょっとおかしいと思いますが、これはこれでよしとしてもね、それは民間の工事だったらわかりますよ。普通常識的に、県・市のあつた工事をすれば、公表できないというのは非常におかしいと思いますが、これは。

○下山忠志水産商工課長 あくまでもこれは共同企業体内内でのですね、協定事項です。何々会社が何%、何々会社が何%、何々会社が何%というふうな出資比率を協定事項で結んでおります。

しかしながら、その数字というのは公表されておりませんので、把握できないところでございます。

○8番城森史明議員 次に移りたいと思いますが、居宅介護のですね、介護及び介護予防の住宅改修事業の過去3年間の工事額は幾らなのか教えてください。

○佐藤祐司福祉課長 介護保険の介護給付、介護予防給付の住宅改修費のこととして答弁いたしますが、これは、要介護度が大きく変化しない限り1人当たり20万円までであれば1割負担、オーバーした分は自己負担となる制度でございます。

請負額で、過去3年分を申し上げますと、23年度が市内業者が376万3,000円、市外業者が633万3,000円、合計で1,009万6,000円。24年度が市内業者が453万7,000円、市外業者が671万8,000円、合計で1,125万5,000円。25年度が市内業者が410万円、市外業者が879万1,000円、合計で1,289万1,000円となっております。

○8番城森史明議員 これは支払い保険料じゃないわけ……、全体の請負額になるんですか、それとも介護保険から払った額になるんですか。

○佐藤祐司福祉課長 今申し上げたのは、給付費の額ではなくて請負額でございます。

○8番城森史明議員 なぜこの市内業者が少ない、市外業者が、単純にばって見たら6割が市外業者で、市内業者は4割ぐらいに、4割以下ですよ。なぜこのような状況になっているんですか。

○佐藤祐司福祉課長 どの業者に依頼するかというのは利用者側の自由となっておりますため、我々のほうで市内業者を利用するようには強制できないものでございます。

一般的な話として申し上げますと、住宅改修を請け負っている市外業者といいますのは、福祉用具も扱う福祉専門業者でございます。利用者のニーズにこたえやすいということもあって、ケアマネージャーと利用者が相談をする中で、利用者が市外業者に依頼しているという面もあるかと思っております。

○8番城森史明議員 これは非常に、私も業者さんから聞いて、聞いた話ですけどもね。なぜこうなっているのかと。やはりその、これはリフォーム助成じゃないけど、その辺のところでは何かこういうのはですね、やはり地元の業者を優先するその施策とかそういうのはできないんですか。これをやはりこういう、建築業者は今困ってますよ。トータル1,000万ですけど、これが地元の業者にやっぱり優先してね、やれるようなことは何かできないんですか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほども申し上げましたが、契約者はあくまでも利用者でございます。

ですから、利用者がどの業者と契約するかといったことを我々のほうで縛るといったことはできかねると、難しいというふうに思っております。

○8番城森史明議員 それはですから、何らかの条例とか何らかでできないんですかということですよ。そういう……、やはり地元業者を優先しなければ、特にこういう何ですか、こういう小さなものから始めないと、そうすることによって、所得も、さっき言った所得もふえるわけでしょう。

だから、これ副市長どうなんですか、できないんですか。

○久木田敏副市長 先ほども福祉課長から答弁がありましたけれども、やはりその請負業者というものにつきましては、それぞれこの福祉部門につきましては専門性もあろうかと思っております。私も十分そこは把握しておりませんが、そのように、あとは請負をするかどうかというのは、その内容によって専門業者でないと難しいとか、あるいは安心度とか、そういうような点から、やはり市外業者にお願いしてる方もいらっしゃると思います。そこを条例等で束縛するというのは、いかがなものかというふうには考えております。

○8番城森史明議員 いや、そんな難しい専門性のある工事じゃないですよ。だって段差をなくしたり、家で段差をなくしたり、手すりをつけたりするような工事ですよ。そんな専門性も何もないですよ、はっきり言って。

○久木田敏副市長 これに限らず、市内の業者を利用させていただきたいというのは、すべてにおいて、市としてもそのように考えておりますけれども、あくまでも御本人がどのようなかたちで他市の業者に依頼してるのかというのはわかりませんが、そこを束縛するというのはちょっと無理な話であります。

ただ、そのケアマネージャー等とも相談という域がありますので、まずそこら辺において市内の業者でもできますよとかいうような程度ぐらいは、意見を言えるのではないかとはいえます。

○8番城森史明議員 そうすることで、はっきり言って今の本市の状況はですね、先ほど農産物の価格の話も出ました。本当にタンカンでもお茶でも価格が下落してですね、非常に枕崎の産業は厳しい状況にあるわけですよ。さっき言った小売業のああいう額を、小売業、軒並みじゃないですか。その点を考えてやはり施策をですね、早急に打って、その辺をこのアベノミクスでそういうふうに政治の流れがそういうふうになってますので……、そういうふうになってはいますが、その辺をどう考えるんですか。

○久木田敏副市長 全般的な回答ということでお答え申し上げたいと思いますが、アベノミクス、こういうようなものの流れというのは確かにあるかと思いますが、ただやはり大事なものは、枕崎市でどういうような施策をしていって、先ほどからあります安心度・安全度、あるいは富裕、そういうようなもの等々につきまして、枕崎市にとって何が一番大事なのかというのを十分検討しながら、一つ一つを解決していく中で、住民が本当に枕崎が住みやすいというような気持ちに一人でも多くなっていただくように、今後対応してまいりたいと思います。

○8番城森史明議員 最後にですね、これによりますと民力度ランキングというのがあります。これをちなみにここで言いますと、総合指数は全国で608位。そして消費指数というのがあります。それと産業指数に分かれます。消費指数はですね、全国で747位なんですよ。そして民力度、産業指数、これが350位ですよ。

やはり枕崎は産業のまちなんですよね。いろんなかつおぶしから菊からですね、非常に産業が活発なわけです。ですから民力度は低くないんですよ。ですからそういうやっぱりこの特徴を、こういう特徴をですね、やはりいかに長所を伸ばしてやって、産業をいかに活性化するということがやはり一番大事だと思いますんで、その辺を要望して質問を終わりたいと思います。

○立石幸徳議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時35分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成26年12月9日)

平成26年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月9日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	沢口光広 議員（52ページ～59ページ） 禰占通男 議員（59ページ～68ページ） 豊留榮子 議員（68ページ～77ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番沢口光広議員 皆さん、おはようございます。

本日の最初の質問者、沢口光広です。

ことしもあと23日を残すだけとなりました。この12月は忙しい日々が続いておりますが、年内にやるべきことは年内にやり遂げ、来年に持ち越さないように頑張っていきたいものです。そして、来年はどのようにすれば夢・希望にあふれた年にしていけるのか、ことしの反省を踏まえて、自分なりに来年の目標設定を考えているきょうこのごろであります。

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

神園市長にお尋ねいたします。

中国漁船が小笠原諸島や宇治郡島周辺地域でサンゴの密漁を不法に行って、船長2人を逮捕いたしました。市長は、テレビや新聞等で密漁状況を知ったと思われませんが、どのように受けとめておられるのかをお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 万国共通に、人には守るべき道というものがあんじゃないのかと思っておりまして、盗むなどか、だますなどか、借りたものは返せとか、そういったような共通の道徳というものがあんだろうと思っております。

これなんかは、はっきりいって日本の側からいうと盗みであります。そこに中国のほうではいろいろと理屈をつけたりするんでしょうけれども、密漁現場の南さつまの沖合の野間岬沖、枕崎漁港を利用する大中型まき網漁船の漁場になっておりますが、悪質漁法によって、魚やエビなどのすみかや産卵場所を傷つけることはもちろん、安全操業ができなくなるおそれがあります。

今回の事件は、通報により海上保安庁が立入検査を行い、外国人漁業の規制に関する法律違反で摘発をしたようです。新聞報道によると、日本政府は、中国漁船によるサンゴ密漁問題をめぐり、日本の関係当局が撮影した映像を中国側に提供し、取り締まりを要請したとありますが、今後さらに関係機関が密に連絡をとり、密漁船の取り締まりが強化され、安心・安全な操業ができることを願っております。

○9番沢口光広議員 ありがとうございます。

11月18日付新聞によれば、11月17日午前9時半ごろ、南さつま市笠沙の野間岬から西南西33キロのところ、中国漁船2隻がサンゴ密漁の網とロープを海中に投入しているのを現認して海上保安部に通報され逮捕したということでもあります。枕崎沖で20年以上タカエビ漁を続ける本市居住の男性60歳の話によれば、三島村、黒島の周辺を10隻以上の中国の漁船団が通過するのを毎年見かけるといふことでもあります。

皆さん、世界地図や地球儀を今一度見ていただきたいと思います。中国漁船が小笠原諸島や伊豆諸島等に行くには、この東シナ海、すなわち枕崎沖から硫黄島、沖縄あたりを通過して行っていることが、99%予想されるわけです。

皆さん御存じかと思われそうですが、この日本で最初の貿易港は、坊津だったということを私は小学校時代の社会の本で読んだことを記憶しております。そして、南さつま市には、鑑真和尚記念館があります。秋目のほうですかね。そして、吹上浜では、北朝鮮による拉致事件も発生しております。私は何を言いたいのかといえば、中国、韓国、北朝鮮からは、東シナ海、この海流、潮の流れから、この南薩地域というのは極めて近く簡単に来れるということでもあります。過去はも

ちろんのこと、現代においてもいろんな不法行為が繰り返されてきております。

遠洋漁業の基地である枕崎は、東シナ海や南シナ海等に面しており、今後の対策等を考えておく必要があるのではないかと思います。当局はどのように考えておられるのか伺います。

○下山忠志水産商工課長 外国人漁業に対しては、外国人漁業の規制に関する法律、それと排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律によって規制されております。

枕崎漁港の市場で取り扱われる水産物の漁業は、遠洋カツオ一本釣り漁業、海外まき網漁業、まき網漁業、沿岸漁業であり、その漁場は中西部太平洋、東沖、中南、東シナ海などがありますが、枕崎市漁協では、違法操業を発見した場合、漁船から漁協へ連絡し、漁協が海上保安署に連絡する体制をとっております。

先日の南さつま市野間岬沖でのサンゴ密漁により中国漁船が摘発された情報を受け、枕崎市漁協では、その翌日、枕崎市漁協所属船や枕崎漁港を利用するまき網船に対して、漁業用短波無線や携帯電話で、違法操業を発見したら漁協まで連絡するよう改めて発信しております。

今後も引き続き漁船や漁協、海上保安署など、また市も入りながら関係機関と連携して進めていきたいと考えております。

○9番沢口光広議員 過去から現代において、日本国に対して、密航、密輸、密入国等が繰り返されてきているわけです。そのような意味において、我々日本人は危機意識を持つておく必要があるかと思えます。

南さつま漁協副組合長の話によれば、宇治群島周辺では多くの中国船を見かけ、台風やしけ等で南さつまのほうに避難したりしてきて、トラブルにならなければと心配しているということが新聞記事に載っていました。

行政は、この海上保安部、警察、漁協または消防団等との会議を開き、不審漁船、不審外国人、坊のほう、久志のほうに行ったら陸の孤島というんか、いつでもこの中国船というんですかね、来る可能性があるわけなんですよね。こういう不審漁船や不審外国人を見かけたら、110番通報するような看板や標識を立て、市民に周知徹底を図り防犯対策等をとっておくべきだと思います。

一度また、この南薩3市、いろんな話し合い等を開いていただくことを希望しておきます。

それと、漁船の安全航海等のためにも、枕崎に海上保安署の設置要望を第十管区海上保安本部を管理する国土交通省に行っていく必要があるのではないかと思います。当局の見解をお尋ねします。

○下山忠志水産商工課長 枕崎市の周辺海域における航行の安全に関する業務や警備等については、指宿海上保安署が管轄しております。

これまで枕崎市周辺海域では、漁船の座礁や転落、流木漂流、油の浮遊など事故が発生しておりますけれども、事故発生と同時に指宿海上保安署へ通報され、指宿海上保安署の職員が巡視船や航空機などにより現場へ急行し適切な対応がなされており、海上保安署の設置要望は考えておりません。

○9番沢口光広議員 菅官房長官は、日本の領土である尖閣諸島や竹島等に対する外国の領空・領海侵犯行為に備えて、海上保安庁への予算を大幅増額すると発言しております。この枕崎に海上保安署が設置されれば、漁船の安全航海や海難事故等にも迅速に対応できるかと思えます。そして、海上保安署が設置されることにより、それ相応の経済効果が生まれると思うんです。

この鹿児島には、この海上保安署、串木野、山川、志布志、名瀬、この4カ所に海上保安署があるということですが、結果はどうなるかわかりませんが、この遠洋漁業の基地枕崎に海上保安署を設置できないのかということ、要望していくことも大事だと思いますので、一度また検討というんですか、研究なりしていただきたいと思えます。

それでは……。

○立石幸徳議長 答弁は、ただいまの答弁は……。

○下山忠志水産商工課長 海上保安庁の目的に関しましては、海上における人命及び財産の保護並びに法律違反の予防、捜査及び鎮圧を目的として設置をされているところでございます。

先ほどの答弁でもありましたように、現在のところさまざまな事故が発生しておりますけれども、迅速に対応され、海上保安署のほうで対応されておりますので、枕崎に新たな海上保安署の要望は考えておりません。

○9番沢口光広議員 続いて、地方創生関連法案等への取り組みについて質問いたします。

内閣は、地方再生活活性化や人口減少対策で柔軟に使える新たな交付金制度を早ければ来年3月までに創設することを表明しております。

本市には、本市特有の基幹産業があれば、人口減少克服対策等もあるかと思えます。多額の交付金を受けるためにどのような戦略策定を立てて、国に要求していく予定でおられるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 まず、質問にお答えします前に議員の質問中にございました本市特有の基幹産業があればというふうなお言葉でございますが、本市には、立派な水産業、水産加工業という基幹産業がございまして、これが今日の枕崎をかたちづくっているということは、また御理解をいただきたいと思えます。

まず、お尋ねの柔軟に使える新たな交付金制度ということでございますので、地方創生関連法に基づく一括交付金ということについての動向について申し上げます。

この地方創生法案が言われ始めましたときに、全国市長会、全国知事会等がいわゆる自由度の高い一括交付金の要望を行っております。これを受けました総務大臣が毎年2,000億円、5年間で1兆円程度の一括交付金の要求というものを示しておりました。

しかし、現時点で法案審議の場におきましても、安倍首相、それから石破担当相は、地方創生というものがばらまきであるとの批判があってはならないという姿勢から、このような自由度の高い一括交付金を地方に交付するということは明言しておりません。

次に、計画策定に関する状況でございますが、現在の国の動きとしましては、地方創生の国の総合戦略策定の途中でございましたけれども、今般の衆議院解散によりまして中断をしております。当初の想定では、国の総合戦略策定が終了し次第、国の総合戦略に合わせた各地方自治体の総合戦略、それから事業計画等を本年度中に作成するように要請するというようなスケジュールでございましたけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、衆議院解散により国の総合戦略策定が中断され、地方が策定すべき地方自治体の総合戦略事業計画等の内容も示されませんので、なかなかどのような計画であるのかというところにも、お答えすることができない状況でございます。

衆議院の選挙が終了いたしまして政府の体制が固まった後には、再度、国の動きも出てくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 どうもありがとうございます。

いつでもですね、いつでもこの枕崎の案を出せるように、立派な案をつくって準備しておいていただきたいなと思っております。

現在の日本は少子高齢化で、人口減少に歯どめをかけないといけません。特に地方経済、この枕崎にあってもそうですが、疲弊しており活性化を図っていく必要があります。

皆様も御存じのとおり、この我々が住んでいる枕崎は九州最南端に位置し、人口2万3,000人で、漁業、農業を基幹産業として生活しており、近い将来、何の努力もしなければ、人口は、1万4,000人ぐらいまでに減ることが予測されております。そうなれば、そうなったときのことを思えば、この枕崎は活力がなくなり、衰退に歯どめがかかりません。

現在、衆議院が解散となり、今日、多くの立候補者が経済活性化方策、それと人口減少歯どめ

対策を選挙公約として取り上げておりますが、この枕崎の実態に見合った公約等もあるかと思えますけど、一度そういうあれを集約しておいていただきたいなと思っております。

それとですね、今日の日本、若い女性が結婚せず、また出産せず、近い将来、若い女性が半減、半分に減るということが報道されていることは皆様も御存じかと思えます。この枕崎の人口を減らさないためには、30代の独身女性、30代、40代の独身男性、数多くおります。いつも、前回も言いましたけど、出会いの場、結婚させるようなそういう場というんですかね、会議なり会合なり、それから結婚するように、そのような体制がどうにかしてできないのかと個人的に思っております。

そして、人口を減らさないためには、女性が結婚して子供を出産、安心して子育てに専念し、再度就職する際、女性が自立できる優遇制度を確立していくことだと思えます。今、日本、枕崎にとって子供は宝です。第1子を出産したら50万円、第2子を出産したら60万円、第3子を出産したら70万、第4子を出産したら100万円ぐらいの出産祝金を出すような制度ができないのかと個人的に思っております。

そして、子供の医療費は、高校を卒業するまで無償化にしていく。子供が高校、大学に進学したときの奨学金制度の拡充を図っていく。そして、若者たちがこの枕崎に住み、定住促進を図る意味において、個人住宅等を建設したら、建設費用の一部20万、30万、50万円ぐらい市が助成できる制度ができないのかなと思っております。

以前、南さつま市、南九州市、そのような制度があつて、あまり効果が発揮していないというのは、先日お聞きしましたが、枕崎もそういうやっぱり制度をそれなりにやっぱりつくっておく必要があるかと思えます。

そして、女性が出産後に再就職するときには、子供を安心して託児所、保育所に預ける、無償にするぐらいの、低料金にするぐらいの、そのような制度はつくれないのかなと思えます。

それと、人口を減らさないためには空き家対策です。この日本は近いうち5軒のうち1軒は空き家になるということです。2割は空き家になるのです。

大分県竹田市役所は、市役所内に空き家を有効活用しようという、竹田市に住まないかという、課を何か設置して、スーパーマン、一市役所職員ですけど、1人です、竹田市のインターネット等で呼びかけ、Uターン者や都会からのIターン者が相当ふえているということをテレビ等で2回ほど見ました。

枕崎にあつてもですね、地元の不動産屋さん、空き家・空きビルの所有者、それからNPO法人等と協力して、そういう空き家バンク制度、有効活用を図っていけないのかなと思っております。

そして、本市には漁業・農業と、海や畑に恵まれております。空き家・空きビルもいっぱいあります。空き家バンク制度を確立し、6次産業、生産加工販売まで企業を起こそうという人に対して50万でも100万円でも思い切った助成金を出していけば雇用も生まれるんじゃないかなと思っております。

参考として、十島村は今述べたようなことを実施して、この5年間で、あの十島村がこの5年間で100名もの若者が定住したということです。

そして、枕崎の経済、疲弊しておりますが、昨年ですか、枕崎市民がほかの市町村で買い物や食事をする。だから、昨年、枕崎は商圈地域から除外されました。枕崎で買物をしないんです。私は何を言いたいかわいたら、枕崎のたばこ税は1億5,000万あります。（「演説じゃないよ、質問してくださいよ」と言う者あり）たばこを買うときは枕崎で買しましょう。ガソリンの給油も枕崎でしましょう。枕崎で食事や買い物するように努力いたしましょう。こういうことを呼びかけていく必要があるかと思えます。

とにかく今述べたようなことで、みんなで知恵とアイデアを出し合って、枕崎の人口減少に歯

どめをかけ経済活性化を図っていかねばと思っております。

○神園信二企画調整課長 今、議員のほうからるる御提言があったということで受けとめたいと思いますけれども、人口を減らさない方策、さきの議会でもお話をしましたけれども、今後は日本全体の人口が減少する局面に入っておりますので、本市だけ人口を減らさないというのは、なかなかまた状況としては、傾向としては難しいのかなと。ただこの人口を減らさない努力、それから人口減のスピードを緩める努力というのは、当然、これは重ねていかなければならないというふうに思っております。

種々、政策の御提言をいただいたわけですがけれども、国もこの地方創生では、人、物、仕事を地方にもつくっていくんだというふうな考え方で進んでおりますので、そのような方策といえますか戦略の考え方というものが出てくるのかなと考えております。

さまざまな事業を行うにいたしましても、先ほども申しましたように、自由な使い方ができる一括交付金の交付には政府も踏み切っていない。今のところで安倍首相、石破担当相も言及していないということでございますので、今の財政の中、さまざまな国の制度の中でどのような事業ができるのかというところは、しっかり本市の財政状況というの、議会の皆様から厳しい御指摘をいただいておりますので、これを両立させながら、さまざまな事業を行っていかねばならないというところでは、できるものできないもの、またやるにしてもどの程度の規模で事業をやっていくのかというのは、これは十分な議論をしながら進めていかなければならないと思っております。

ただいま議員が言われた分につきましては、御提言ということで受けとめさせていただきたいと考えております。

○9番沢口光広議員 9番。

○立石幸徳議長 9番議員に申し上げます。

議員の意見・要望等を出されるのは差し支えございませんけれども、具体的に通告のないものについてはですね、執行部としても責任を持った答弁はでき得ないと思っておりますので、そこらを踏まえて質問を続けていただきたいと思います。通告の趣旨に従って質問をお願いしたいと思います。

○9番沢口光広議員 今、私の提案というか提言をしたわけですが、行政のほうにあっては優先順位をつけてですね、このまちの人口減少に歯どめをかけていくようなことをお願いしたいということなんです。

それでは続いて、乗り合いタクシーや移動販売車の運行の再検討について質問します。

現在、本市人口で、65歳以上は4人に1人の割合を占めております。数年後には、65歳以上が3人に1人を占める割合となり、一段と高齢化に拍車がかかるかと思っております。

今年度過疎債が適用され、来年には地方創生交付金が交付されることが予測されるが、これも先ほど言いましたように絶対じゃないでしょうけど、買い物弱者対策として乗り合いタクシーや移動販売車の運行の再検討を行う必要はないのかをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 質問の趣旨は、買い物弱者対策としてということですが、きのうの一般質問の中でもございました今後の地域づくりというところで国交省がグランドデザイン、国土のグランドデザイン2050というところで小さな拠点づくりという考え方を示した、これにつきましては、本市の市長がかねてから提唱されているコンパクトなまちづくりそのものであるというような場面でも、この国のグランドデザイン2050の中でも、小さな拠点と郊外部を結ぶときには、コミュニティ交通というのは重要な役割を示すと。

それと、総務省が示した過疎集落の活性化という考え方では集落ネットワーク圏と、基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏を形成して過疎集落の維持活性化を図りなさいというふうな考え方の中でも、このコミュニティ交通というのは、重要な役割を示してくるということが今後考

えられております。当然、私どももそのように考えておりました、今後の地域形成にコミュニティ交通の担う役割は非常に大きなものになるというふうな考え方をしているところです。

ただ、本市のコミュニティ交通市民会議は、市内交通事業者の皆さんがその事業者の存廃にかかわる問題であるというふうな御意見を賜りまして、交通事業者の理解が得られないために、現在休止状態というところがございますが、粘り強くこの交通事業者への説明は重ねてまいりたいというふうに考えております。

ただし、この交通事業者の経営者の皆様、それから従業員の皆さん、ともに本市の市民でありまして、この交通事業をなりわいとして生活の糧を得ている方々でございます。強引にコミュニティ交通の構築を早急に進めるとか、そのようなことはなかなか難しいというふうに考えているところがございます。（「9番」と言う者あり）

○立石幸徳議長 ちょっと待ってください。

水産商工課長。

○下山忠志水産商工課長 本市内による移動販売事業について答弁いたしたいと思っております。

本市内におきましては、J A南さつまの移動購買事業により、平成24年度は購買車1台で、平成25年度からはさらに1台追加し2台体制で、商店の少ない桜山地区、金山地区、別府地区、立神地区を毎週月曜日と金曜日に運行して、野菜、果物、精肉、鮮魚、一般食品、米など、日用雑貨まで含めて販売を行い、利用者は約100名程度と聞いております。

運行するコースは、商店が少ない地域や商店までの距離が長い地域を中心に設けられておりますが、地域によっては、地域商店との関係で移動購買を行ってもらいたくないという意見がある地域もあるようで、地域の商店と競合することなく共存していく方針であり、また、ほかに購買の希望地区があれば地元商店と調整して追加することも可能というふうに伺っております。

このように、移動購買についてはJ A南さつまが取り組み中であり、今後、移動購買事業の販売状況や地域住民の利用状況等の推移を注視していきたいと考えています。

○9番沢口光広議員 昨日も限界集落等の話が出たですね。ますます高齢化、限界集落というんか、まさに、むらに人が住まなくなります。

やっぱり私はね、大事だと思うんです。参考までにお尋ねいたします。乗り合いタクシー制度になった場合、本市負担分は幾らぐらいを見込んでおられるのか。

また、移動販売もまだまだ十分とは言えない状況にあるかと思っております。高齢化に拍車のかかる今日、買い物弱者、私はいつになったらじゃあ、いつになったら枕崎にコミュニティバス、乗り合いタクシー制度はいつできるのかと。ほかの市町村は、全国の7割の自治体が導入しているわけです。交通過疎を埋める貴重な足として一生懸命取り組んでいるわけですよ。コミュニティバス、地域の実情によって自治体のさまざまな工夫と形態で運行され、交通空白、過疎地域の解消に大きな担い手になっている。

国交省の担当者は、導入に対しては自治体間でかなりの温度差があるが、コミュニティバスは人の流れをよくし、まちを活性化させることにもつながる。地方創生のもとでニーズはふえていく一方だということを書かれております。

枕崎は、いつ運用・運行されるのか、私はその日を楽しみにしております。市長にまたお願いしたいんですけど、市長、市長の在任期間中にこの大事業をぜひ実施して、神園市長は成功させたよと、そのようなふうにはどうですか、一度在任期間中に取り組んでいってほしいと思うんですけど、市長に見解をお伺いいたします。

○神園征市長 これまでも、この問題は議会で再三取り上げられておりました、その都度企画課長から答弁をいたしております。

企画課長の答弁は、いろいろ市内の関係業者等も話し合いを進めた上で、現在の状況を説明しているわけですから、それを超えてですね、私が一人力んだところで実現できるものでありませ

るので、研究は進めますけれども、今すぐどうこうということは言えません。

○9番沢口光広議員 私は、神園市長であれば、この3年、3年以内にやってくれるものと期待しております。

続いて、ふるさと納税について質問いたします。

政府は、地方創生の一環として、応援したい地方自治体に寄附すると税金が減額されるふるさと納税を来年度から拡充する方針である。減税対象となる寄附の上限額を現行の2倍に引き上げるということの検討を進めているということですが、当局はこの情報を把握しておられるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 ふるさと納税を行った方が、本来納税すべきお住まいの自治体の住民税それから所得税、これが控除されるふるさと納税の控除額の上限を倍に引き上げようとする検討が進んでいることは承知してございます。

○9番沢口光広議員 ここに10月27日付と12月4日付のふるさと納税、南日本でですけど載ってるんですね。佐賀県玄海町は、特典としてこのふるさと納税に積極的に取り組んでですね、12年度ふるさと納税417万円から13年度は何と2億5,000万円、年間の個人住民税額を超えたということです。町の担当者は、町財政にプラスになるだけでなく、特典を気に入って購入するリピーターもふえております。制度拡充は好循環の追い風になると期待しているということです。

それから鹿児島県でも、12月4日付の新聞、曾於市のふるさと納税、2013年度160万円だったふるさと納税は、この12月2日現在、何と160万円がですよ、1億2,467万円にもふえたということです。翌年に確定申告すれば、税の控除が受けられるため、市は12月の駆け込みを予測し、来年3月までに5,000万円の追加予算を盛り込んだということです。市財政課は、財源がふえ、返礼で地元業者の売り上げも伸びておると、相乗効果に期待しておることが書かれております。

全国の自治体の中には、このようにふるさと納税に積極的に取り組んでいる市町村があるわけですが、財政等に大きく寄与しているわけですが、地場産業、かつおぶし日本一枕崎、さつま白波、豊富なこういう地場産業があるわけです。この枕崎も商工会議所等と緊密な連携を図り、積極的に取り組んでいき、体験型観光客等呼び込んでいく必要があるのではないかと思います。が、当局の考えをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 現在のふるさと納税の状況につきましては、これまでもさまざまな議会等のお尋ねの中でお答えをしております。

ふるさと納税制度発足時の平成20年8月に開催されました庁議によって、総務省のふるさと納税研究会、こちらのほうの考え方に基づき、特産品の贈呈は行わないとする決定をしまして、本日までその方針で臨んでまいりました。

しかし、去る12月1日に開催されました課長会議において、市長から、総務省も控除対象のふるさと納税額の拡大を検討するなど柔軟な対応になりつつある状況を踏まえ、今後本市としても寄附者への返礼について検討してもよいのではないかと思いますという方針が示されましたので、今後対応のあり方を再度検討してみたいというふうに考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 神園市長、ありがとうございます。

昨日、中原重信議員が特産品のブランド化について質問がありました。本市には、地の利を生かしたかつおぶし、焼酎、畜産、菊、お茶など特産品が豊富である。ブランド推進室を設置して、特産品の販売・販路拡大、観光業の発展の基礎づくりのために、市内外に対して、ブランド価値を高める活動をし、枕崎のよさを発信できたら地域活性化につながると思う。ああ、すばらしいですね。枕崎は、枕崎がふるさと納税に取り組んだらですね、さっきの佐賀県の玄海町、それから曾於市のふるさと納税、あつという間に超えます。

そのような意味において、水産商工課に観光係ですか、この観光係というのを観光課に昇格さ

せてですね、ふるさと納税係を設置する気はないかどうか、市長か副市長……、私は、それが大事だと思うんですけど、ちょっと通告外かもしれませんが、私は、水産商工課、一生懸命やっています。人手が足りないぐらい。それからこうして今言うたように、ふるさと納税に枕崎が取り組んだら、一気に財源というんですか、よくなっていくかと思えます。どうでしょう。通告外かもしれないけど、水産商工課に観光課ふるさと納税係を設置する気ではないでしょうか。

○神園征市長 突然の話で返答のしようもないところです。参考にはいたします。

○9番沢口光広議員 そうしてですね、商工会議所、農協、漁協、水産加工組合、さつま白波、それから各お土産センター、ホテル業界、ここら辺が一体となりですね、緊密な連携をとり積極的に取り組んでいけば、財政効果だけでなく、各業界の売り上げも大幅に伸び、相当な経済効果がこの枕崎に生まれるものと思っております。

そして、これは私の一方的な提言なんですけど、10万円なら10万、50万なら50万円の寄附者があった場合、枕崎にはヘリポートがあります。安い賃金、飛行機、大阪から8,000円、東京から1万2,000円で来れます。枕崎ヘリポートの飛行機の切符も売れ行きもよくなると思うし、ホテル業界とも連携をとったらですね、多くのそういうふう、ふるさと納税に寄附された方が、枕崎のまち、一度、九州最南端、港町、台風で有名な枕崎、1回JRなり飛行機で1回行ってみようかと、そうなるかと思えます。

これも私の一方的なあれですけど、そのようなあれでふるさと納税に積極的に取り組んでいてもらいたいことを強く要望したかったんですけど、市長さんが考えておるということで、安心というんか、期待しております。枕崎市民も喜ぶかと思えますよ。

以上で私の質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 おはようございます。

9月補正で過疎債充当が行われたのであるが、26年度で取り組みができたことは幸いであったと、私は思っております。

執行部においては、5月までに予算の組み替えが大変であったことを伺いました。

過疎対策債について、まだ理解できない箇所が多々あり、今回の質問になりました。

漁港についても、今までにない状況が生じて、今後の対応について、お尋ねしたいと思います。岸壁での魚釣りについては、どのような経緯で禁止になったのかを質問いたします。

よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 11月上旬ごろから、枕崎漁港内港の西側第2突堤と岸壁の接続部付近で魚釣りをを行う釣り人がふえ始め、付近に漁船を係留する本市沿岸漁業者から、漁業活動に支障があり困っている所以对処してほしいとの苦情が寄せられたため、調査を行ったところ、漁船への漁具の積みおろしどきや給油作業どきに、車両等がスムーズに通れない状況がありました。

また、魚釣りどきのごみやえさなどで岸壁を汚したまま帰るため、漁業者が後始末を行うなどの事例も見受けられたところです。

再三、注意や指導を行いました。状態に改善は見られず、漁港管理者である鹿児島県南薩地域振興局と協議し、指示に従い、「漁業活動に支障がある行為は禁止します」と表記した看板を設置したものであります。

○7番禰占通男議員 ただいま市長からの答弁もありましたが、私もここで魚釣りをしていた方からの電話を受けて、まず最初の看板を、たしか先月の19日だったと思います。一応、見ました。

それで、いろいろ話も聞いたんですが、感心な方は、ごみとかそれも持ち帰り、えさも散らばったやつも水で流す、そして、中にはデッキブラシまで持参して掃除もして帰るという方もいるそうです。一概に全員が全員ではないと思いますが、ある程度市外からの方も相当、魚釣りに来ております。そういう方の駐車の方法、いろんなのが原因になっているのではなかろうかと、そういうことも聞きました。

それで、水産商工課の指導なりあったと思うんですが、その場には私も立ち会っていないんですが、2番目に書いてありますこの県の漁港漁場課、農林水産課、南薩振興局ですね、じきじき見参して話も伺いました。

簡単に言えば、漁業の支障にならなければよいという一貫した答弁でありまして、漁港という名目だということですけど、最後に一応尋ねようと思いますが、枕崎に対しては、漁港があるからいろんな産業・観光も活発に活動していると思います。

それは最後におきますけど、この農林水産課との話し合いで看板設置になったと、今、市長の答弁がありましたが、県のほうでは、南薩振興局にいろいろ任せていると、そういう県のほうの回答だったんですけど、この最初設置された看板、そして2度目に設置された看板で、1日か2日で看板の内容が変わったという、この折衝ですよ、それはどうしてそうなったのかをお伺いいたします。

○神園征市長 農林水産課との協議で云々と、私が答弁したという話がありましたが、それは訂正してください。私は、農林水産課ということは、さっきの答弁の中で使っておりません。

○立石幸徳議長 先に答弁いたします。

○下山忠志水産商工課長 看板設置の件でございますけれども、まず最初に設置いたしましたのは、11月18日に県のほうと協議をいたしまして、どのようなかたちで設置いたしまししょうかというふうなかたちで県と協議いたしましたところ、1枚目のときには、「漁業活動に支障があるので岸壁・栈橋での魚釣りは禁止します」と、そういうふうなかたちで設置してくださいということでしたので、指示に従い設置したところですよ。

その後、2日おいて20日に、さらに県のほうから再度連絡がありまして、今の……、南薩地域振興局の誤りです、申しわけございません、南薩地域振興局のほうから2日後に連絡がありまして、「漁業活動に支障がある行為は禁止します」という表記に直して再度設置をし直してくださいというふうな指示がありましたので、その指示どおりに行ったところですよ。

○7番禰占通男議員 今、先ほどの市長の、答弁の訂正を求められましたが、農林水産課とは、南薩振興局の農林水産課ですよ。

何で私はここを知っているかということ、県の漁港漁場課に電話しまして、その担当は農林水産課だと。

そして、私も南薩振興局のここに訪ねて行って、話を伺って、それでその看板の内容は、県も言いました。看板の内容は変わっていませんかと聞かれました。看板の内容は変わっています。だけど、いくら漁港であっても、私が知っているところから漁港内で魚釣りがあったわけですよ。それは、漁業者に迷惑がかかるのであれば、それはいた仕方ない。だけど、課長にも申し上げましたが、道路のすぐ近く、そして今ここに、私に電話してくれた方も、今、年金生活をしていると、毎日楽しみで体づくりにもなるから魚釣りをしていると言うんですよ。そして、これを取り上げられたら我々は何をするのかと、通告外になると思うんですが、議会が始まる前に経過のいろんな書類ももらいました。その中でも元気度アップ事業に対しての視察も2件ほど入っておりました。市も早々と取り組みましたよ。

そういう中で、年金暮らしの高齢者の方がですよ、これを言うと余りちょっと差別的になるかもしれないけど、やはり私は、漁港であっても市民の楽しみにしていることまで私は禁止するのはいかがかと思います。どうですか。

○下山忠志水産商工課長 先ほどから市長の最初の答弁でもありましたように、漁業活動に支障がある行為は禁止しますというふうなことで表記をしておりますので、魚釣り自体を禁止をしているというふうなかたちでは考えておりません。

○7番禰占通男議員 最初あった看板にはですよ、漁業活動に支障があるので、岸壁・栈橋での魚釣りは禁止しますと、この魚釣りは禁止しますというところだけ赤で作成した看板だったですよ。そして、2度目に文言が変えられたのが、漁業活動に支障がある行為は禁止しますと。実際、最初の看板では、魚釣りは禁止しますと書いてあるんですよ。

○下山忠志水産商工課長 先ほども答弁いたしました、最初は確かにそういう指示のもとにそういう看板になりましたけれども、2日後にすぐ南薩振興局のほうから通知がありまして、新たな文言でしてくださいということで来ましたので、指示のもとに設置をし直したところでありませぬ。

○7番禰占通男議員 看板のことはさて置いて、次の3番の漁業活動に支障のある行為、これはどういった行為が禁止になるのか、改めてお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 最初の市長の答弁でもお答えいたしましたとおり、岸壁に係留する漁業者が漁具を積みおろしをしたり、給油作業をしたりするときに、その妨げになる行為を支障のある行為というふうなかたちで考えております。

○7番禰占通男議員 私もここで魚釣りをしていた方といろいろ1時間ぐらい話したんですけど、栈橋入り口に車の駐車の方法が悪かったんじゃないかなろうかと、そういう話も伺いました。またその中で、そこの漁業者と何かの話が行われればよかったのかなと、みんなで、3人でそういう話もしました。

それで、この4番の釣り客への指導も現場へ行って交渉されたみたいですけど、どのような釣り客への指導というか話し合いとか、そういうのはどのようなことをなされたんですか。

○下山忠志水産商工課長 漁業者が漁労の作業を行うときに、支障にならないようにしてくださいというふうな指導を行いました。

○7番禰占通男議員 今、その栈橋の根本では水揚げもされていませんよね。エビ船がお魚センターのちょっと近くに寄ったところで、エビ船が大体、時間的に3時の入札とかそれに合わせて来ますけど、今回はアジのシーズンもだいぶ終わりにかけて、かねては新港・内港、いろいろ時間帯で潮の満ち引きによりますけど、全体的にふえていったものが、だんだんアジも大きくなって、習性として外洋へ出て行きます。その中で、あそこだけ遅くまで釣れたと、12月近くまで釣れているということで、私も異常だと思っていました。

私も釣りに行きました、禁止になる前は、アオリイカのえさということで。それでそういうこともありまして、今回の禁止ということで、私もがっかりきたところです。

私が行かないときに禁止になったから幸いだったのかどうかわかりませんが、市長にもお伺いしますが、市長は魚釣りをなさるんですか。

○神園征市長 やります。やりますが、最近、そういう時間がなくてめったにやりません。昔は、イカ引きとかそういうことはよくやっておりました。

[傍聴席で発言する者あり]

○立石幸徳議長 傍聴席は静粛にお願いいたします。

○7番禰占通男議員 市長も魚釣りをして、その醍醐味というのはわかっていると思いますが、特にイカ引きをすれば、それはかけがえのない、魚釣りというのかどうか知らないけど、あれは独特な漁法ですよ。

それで、お伺いしたいのは、今、漁港内で魚釣りが禁止なつたと、これは、市長個人としてはどう思いますか。

○神園征市長 先ほど水産商工課長も答弁したように魚釣りの禁止じゃなくて、漁業活動に支障がある行為は禁止しますとなっているとのことですから、魚釣りを禁止しているわけではありません。

○7番禰占通男議員 いや、今は、現在は漁業活動だけど、最初のやつは漁業活動に支障があるので魚釣りは禁止しますとしたわけですから。

それで、私が言いたいのは、今、看板があるところですよ、あそこの係留というのは、漁船が係留しますよ、それはどういうふうにして決めるんですか。

○下山忠志水産商工課長 係留の場所については、特定の人が特定のところにとめるというふうなかたちには指定はしておりません。自由にとめるようなかたちになっております。

○7番禰占通男議員 であればですよ、あそこには、瀬渡し船、漁船、遊漁船も混在してますよ。へさきをつけたもの、ともをつけたもの、横づけしたもの、雑然としていますよね。

やはり、その漁業活動に支障があるって言うんだったら、係留のかたちも整えて、漁船は漁船、瀬渡し船は瀬渡し船、遊漁船は遊漁船って、係留場所も考えるべきじゃないですか。

○下山忠志水産商工課長 枕崎漁港は、あくまでも水産物の生産基地でございますので、漁船を対象としております。漁船の方々がとめていただいて、その残ったところに遊漁船、あるいは瀬渡し船がとめているというふうになっております。

○7番禰占通男議員 私も離島に行くころは、漁船も遠慮して、昔、カツオ船を展示してありましたあっちのほうにとめて、そして小原病院の下のあそこに指宿に関係の瀬渡しが1隻と、あと神園川の河口域の浜橋近くのあそこに2隻くらいおった。だから、あの人なんかも遠慮して青物を揚げるあそこも遠慮してとめてなかったですけど、今禁止になった所なんかも瀬渡しが大きい顔をして、一番何か私に言わせれば漁業の支障になるんじゃないかという所にとめてありますよ。ああいう漁船は、漁船というか遊漁船になるのかな、瀬渡しは。ああいうのは邪魔にはならないのですか。

○下山忠志水産商工課長 先ほど答弁もいたしました、枕崎の漁港のですね、歴史は古く最初から話をしますと、1775年に波止工が設置をされております。その後、水産業の発展とともに施設が整備されて、昭和40年には、利用範囲が全国的な漁港のうち水産業の振興のために特に重要であると、こういう政令で定められた特定第三種漁港に指定されております。さらに、その後水産物の水揚げが多くなり整備が進められて、近年では全国10位前後の水揚げ量を誇る水産物水揚げ及び流通拠点漁港として行っているところであります。

あくまでも、枕崎漁港は、漁業のための漁港として整備されてきておりますので、漁船を係留、それが第一の目的であります。その空いたところに遊漁船、瀬渡し船は係留をしているというふうなかたちで認識しております。

○7番禰占通男議員 実際、私が一番言いたいことはですよ、通告外になるかもしれませんが、松之尾海岸といたら、我々の小さい小学校時代は海水浴場でした。白砂青松の砂浜も相当な高さあって、今はちょっと松之尾公園にちょこっと面影が残っているだけですけど、そこまで埋めてあんだけの港をつくったんですよ。いくら漁港だって、市民の喜ぶための漁港をつくったんじゃないですか。私は、一番そこを言いたい。（「水産商工課長」と言う者あり）あとは答弁はいりません。

今後は、この釣り禁止は今後どのようになさるつもりですか。

○下山忠志水産商工課長 看板を立ててからずっと、私どものほうも調査を進めてきました。

だんだんと釣り人も少なくなってきました。ここ二、三日は、1人2人の状況がありますので、県のほうとも、申しわけありません、南薩地域振興局のほうとも連絡を3日前にとったん

ですが、とりあえず今のままで継続をしてくださいという指示がありますので、今まだ設置した状況でございますが、今後も状況を逐次、県に報告し、協議し、対応をしていきたいと考えています。

○7番 禰占通男議員 看板は現状維持、そういうことでいくのであれば、一番の発端はこの漁業者の迷惑ということで禁止になっているようですけど、この水産振興会と釣り人、釣り人の代表をつくるのも大変だと思うんですけど、この話し合いとかそういうのはなされる予定があるのかないかをお伺いいたします。

○下山 忠志水産商工課長 今のところ予定はされておりません。

○7番 禰占通男議員 私の、今そこの禁止になったところの経験からですけど、釣っている人も枕崎の人、そして漁業者も枕崎の人と、船の上に漁業者は乗っていて、釣り人は岸壁のほうにいて、両方話しながら釣っていた、和やかな風景もありましたよ、前は。それで、いろいろ聞いたところ市外者の方もいると。枕崎の人は大体、声をかければ返答が返ってくるんですけど、こんにちとは言っても、返答もない、頭も下がらないということは、市外者だと私は判断してたんですよ。そうしたら、実際そういう内容だということも伺いました。

ですから、今回は一応禁止になってそういう状態になったから、前へ戻れということのも無理だろうけど、今後、この禁止とかする場合ですよ、やはり支障になるのであれば、どういった行為が、大人だからそこまではする必要はないと思うんですけど、やっぱり話し合いとかいろんな方法があると思うんですよ。禁止ってなったら、市民感情を逆なでするようなもんじゃないですか。何でもかんでも禁止すればいいってもんじゃないですよ。そして、前もあつたように一般質問の中にもありましたが、いろんな条例なんかをつくって縛るのもよくないですよ、一度縛ったら、それを改善するのは難しくなりますよ。

ですから、なるべくなら朝から晩まで張りついておくのも難しい問題だと思いますけど、最善の方法を私は探してほしいと、そう思っております。

それで、最後のこの釣り禁止のことになりますけど、これ枕崎のためになるのか、そこをお伺いいたします。

○下山 忠志水産商工課長 漁業活動に支障のある行為について、禁止してるわけなんですけれども、漁業活動に支障を及ぼすような影響があると漁業者が安全で容易に漁船を接岸させることができなくなります。

漁業活動に支障のある行為を禁止することは、枕崎市の沿岸漁業者の安心・安全な漁業を守ることに繋がっていくと考えております。

○7番 禰占通男議員 この枕崎漁港の魅力っていうのは何なんですか。

○下山 忠志水産商工課長 先ほどもちょっと答弁いたしましたけれども、枕崎漁港の歴史は古く、1700年時代に波止工が約100メートル恵比須のほうに設置されたのが始まりとされております。

その後、水産業が発展していきまして、特三漁港に昭和44年に指定を受けて、その後、平成11年には無線検疫港の指定を受けて輸入船も入るようになっております。

あくまでも、大正年間からずっと国の補助金をお願いをして、今の事業費でいきますと、約400億程度の事業費の中で今の漁港ができ上がったものでございます。そうして、今現在におきましては、全国で10位前後の水揚げ量を誇っております。

あくまでも、漁業の生産基地として整備をされて、それが大きな効果となってあらわれていることが、枕崎の漁港のよさと私は考えております。

○久木田 敏副市長 この漁港というのは、漁業者が魚をとるために船を係留するというような目的でつくられた、今、課長が答弁したように整備されたものでありますので、その趣味で魚を釣るといようなことはその次の話でありまして、まず目的を達成するのが第一であります。

ですので、そこに支障がないように注意してくださいという注意書きの看板でありますから、

それを禁止、魚釣りを全面的に禁止しているわけじゃありませんので、そこは十分御理解していただかなければ、この話は進んでいかないと思います。

また、けさほどですか、市長のほうから、さきの方への答弁の中にもありましたように、人の物を盗んだりしたらだめだと、それから借りたものはしっかり返せというようなそういう常識・道徳というのがありますので、そこを、釣りをする人たちもしっかりとその道徳を学んで釣りをしていただければ、何ら支障はないというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 副市長、今、課長の答弁も重々わかっているつもりですが、枕崎は観光も何があるかっていったら、漁港、水産物、火之神公園ですよ、大体、皆さんが思うのは。

この前も自治公民館の研修で長島へ行ってまいりました。かの地でもいろんな取り組みをやっております。そこでも言われました、枕崎の港祭りにはかないませんがと。その漁港で行われる港祭りですよ、イベント。私は、その漁港だけの話ではないと思いますよ、やはり。長島の東漁港の有名なブリのさばき方なんかも、実物は見なかったんですが、施設は見せてもらいました。

それで、火之神公園であっても、漁港があるからはえている、そう思っております。

第5次総合計画においてもですよ、観光拠点としての整備・活用の検討と、漁港を言っております。

そして、次の質問になると思いますが、過疎促進計画においても、本市の魅力ある観光施設云々とあって、おもてなしの向上等を図るとも、この過疎計画書にも末尾のほうに載っています。

ですから、漁業者の活動に支障のある魚釣りは悪いかもしれないですけど、今後の対策としては、私は市民感情を逆なでしないようにしてもらいたいと、そういう意向でこれは取り上げているつもりです。副市長の言うこともわかりますし、課長の、市長の言うこともわかりますけど、やはりそこには市民があるわけですよ。漁業者の前に市民ですよ。そうは思いませんか。

○下山 忠志水産商工課長 答弁と質問が行ったり来たりしますけれども、そういう行為があったときには、漁港管理者である鹿児島県、鹿児島県の出先機関であります南薩地域振興局に、市のほうといたしましては、相談をし、協議をし、その指示に従って今後も進めていきたいと思っておりますので、そういうふうを考えております。

○7番 禰占通男議員 次の質問にまいります。

今後の過疎対策事業の取り組みは、どのようになるのかをお伺いいたします。

○神園 信二企画調整課長 今後の過疎対策事業につきましては、平成27年度の予算編成方針説明会において、各課に新年度以降に計画する過疎対策に資する事業の積極的な立案を呼びかけておりまして、現在、各課において各種事業の企画・立案を行っている状況であります。

その結果は、平成27年度予算を踏まえまして、本市の過疎地域自立促進計画に反映することになりますので、平成27年度予算の要求作業中である現段階で具体的にお答えすることができない状況でございます。

なお、過疎計画の推進に当たりましては、事業実施の必要性、事業内容の妥当性等を慎重に検討した上で、財政運営にも配慮した事業実施を行うという従来の方針に変更はございません。

で、平成28年度以降の取り組みにつきましては、現過疎計画が平成27年度で終了するということございまして、平成27年度中に新たな過疎計画の策定を行う必要がございますが、いまだ新計画策定の準備の段階でございますので、28年度以降の考え方につきましても、現段階ではっきりとお話できるものを持ち合わせていないところでございます。

○7番 禰占通男議員 26年度はハード事業が15事業で、ソフト事業の分は額が決まっていたと、説明を受けたわけですけど、27年度においては、ハード事業というのは26年度に比べてどうなるんですか、ふえるんですか、減るんですかね。

○神園 信二企画調整課長 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、各課に、27年度以降に実施する過疎対策に資する事業の積極的な立案というものは呼びかけております。

現在、各課では、27年度を含めまして、それ以降の事業がどうなるのかというところを企画・立案を行って、平成27年度の予算、当初予算の編成を踏まえて過疎計画に反映していくというふうな計画でございますので、まだ具体的なところが27年度予算の要求作業中という現段階でありますので、まだ具体的な個別の事業、どのような事業になっていくのかというところについてはお話しできないと、具体的にお答えができないという状況であるということ、先ほども答弁したとおりでございます。

○7番 禰占通男議員 それでは、26年度分についてお伺いしますが、国の地方債計画額が、平成26年度は3,500億円となっております。その分で、鹿児島県で過疎債の計画額というのは幾らだったんですか。

○本田親行財政課長 把握はしておりますけれども、質問の通告になかったので、今、資料を確認しているところでございます。

○7番 禰占通男議員 改めて伺いますが、本年度は、26年度が本市の15事業、それを3月の予算があつてからまた組み替えたということを財政課長からも伺いましたけど、この15事業になったという経緯というか、この県からの枕崎に対してのこの分配、それは15事業に絞ってきたのか、それとも、ほかにもまだ取り組める分があつたのか、その点はどうなんですか。

○本田親行財政課長 先ほどの、まず先ほどの御質問ですけども、過疎債の全国的な要望額が地方債計画を超えたことから、調整がなされたわけです。県全体で6.1%の調整がなされております。その要請を踏まえた中の県全体の過疎債の調整後の額につきましては、111億9,630万円という額となっております。

次の御質問ですけども、9月議会でも再三申し上げたところでございますが、ハード分について枕崎市は幾らよと限度額があるわけではございません。

9月補正の過疎債の充当につきましては、資料も提出して、財政効果等についても御説明したところでございますけども、当初予算に計上した事業について、通常の事業債を充てて予算を執行するようにしていたかたちのものに、過疎団体となったことで、過疎債を使える分については過疎債を財源として組み替えた、新たな事業としましては、1点だけ、消防ポンプ自動車に活用を図った、そのような現状でございます。

○7番 禰占通男議員 さきに市民と語る会があつたわけですけど、その中で、過疎事業対策債についても、ある方から、優劣をつけて取り組んでほしいという要望があつたんですけど、市民が喜ぶ事業、そういった事業は、来年度になると思うんですが、何か次案をお持ちなのかどうかをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 先ほどからの答弁の繰り返しになりますけれども、今現在、各課では、27年度予算の要求作業中であると。それを、27年度の予算を踏まえて、過疎計画に反映していくというところでございます。

過疎債がどのような事業にでも使えるというものではございませんので、過疎債の適用事業の一覧表というものも、過疎地域の指定をいただいたときに、議会のほうにも提出をして御説明を申し上げております。

また、事業の中でも地方債の対象となるもの、対象とならない経費というものもございまして、その辺のところをかみ合わせながら、また、財政事情を、先ほど申しましたとおり財政運営にも配慮した事業運営というところを原則として考えておりますので、今現在で、27年度どのような事業が予定されているかというところにつきましては、現時点でお答えするものを持っていない、お答えする状況にはないと、段階ではないというところでございます。

○7番 禰占通男議員 今、ここであともう一点お伺いしたいのは、24事業で4億4,000万円を活用して、効果としては1億6,000万円ほどの効果があつたと。これも、市報にも新聞にも出つたと思うんですけど、この1億6,000万円なる額というのは、活用というのはどのようになるん

ですか。

○**本田親行財政課長** 9月議会でも過疎債の財政効果等については御説明したところですが、過疎債、借金ですので、今後、償還していくことになります。

1億6,000万円程度の財政効果につきましては、現金が交付されたわけではなくて、今後、償還に当たって、過疎債、借金を返していくときに、その財源として普通交付税に算入される分も含めて1億6,000万円程度の財政効果が見込まれると説明を申したところでございます。

したがって、今後、過疎債を活用して借金していく場合、過疎の適用がなかった場合と比べると、償還するときにそれだけの財政効果が生まれます。そこまで含めて財政効果が見込まれるという説明を行ったところでございます。

○**7番禰占通男議員** この過疎対策債ですけど、今、企画調整課長なんかも、今、来年度分は、まだ各課にお願いしているとなっておりますけど、2番目の市の過疎対策債に使える市債の起債額、また、社会資本整備総合交付金事業ですけど、この起債額というのは、額はどのように決定するんですかね。

○**本田親行財政課長** 過疎債につきましては、過疎から脱却するための計画であります過疎地域自立促進計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められております地方債です。

企画調整課長からの答弁でもありましたとおりに、今後、27年度予算等を踏まえまして、過疎地域自立促進計画の見直しが検討されてまいります。

したがって、平成27年度の過疎債の発行見込み額がどの程度になるのかということにつきましては、現段階において、具体的にお答えすることはできないところでございます。

しかしながら、平成27年度予算につきましては、11月に予算編成方針を策定し、予算作業を進めておりますが、予算編成方針の中で、過疎対策に関する事業については、事業実施の必要性、事業内容等の妥当性を慎重に検討し、後年度、今後の公債費の負担など財政運営にも配慮した上で、過疎法に基づく財政支援を最大限活用し、この過疎地域自立促進計画を着実に推進していくこととして、予算編成方針の中にうたっているところでございます。

○**7番禰占通男議員** 私も、この過疎対策債については、あるところにお伺いしましたところ、年度内に幾らの起債が可能か、それで決まると。だから、この方の言う分には、財政が豊かであればあるほど活用が可能だと、私はそうとったんですけど。

やはり、優遇されるこういう過疎債、社会資本整備総合交付金事業の活用に当たっては、やはり財政が、財政の豊かさに左右されるとは思っていませんでしたが、やはり長い年月をかけてでもいいから、この財政をいかに豊かにするか、そうすれば国の助成も受けるのにも優劣があるという、そういう結果だと私は受けとめたんですよ。

今後のこの過疎債の運用におきまして、市はどのような構想を持って臨んでいくのかをお伺いいたします。

○**本田親行財政課長** 質問者がおっしゃるように、財政が豊かであれば過疎債の活用が最大限図れるということにつきましては、借金ですので、今後、償還があるわけです。

償還が行える能力が高ければ活用も図れる、そういう理屈もあるかもしれませんが、過疎債につきましては再三申し上げておりますけれども、過疎計画に基づいて、過疎から脱却するための事業を行うための財源でございます。

今後、その計画に基づいて、先ほども申しましたけれども、枕崎市としましても、この過疎法に、交付税措置が非常に有利な地方債ですので、この活用ありきではなくて、その過疎からの、資するための事業の財源として、この財政効果を最大限生かして事業に取り組んでいきたいと考えております。

○**7番禰占通男議員** 3番目の元利償還は、いつになるんですかね。

○**本田親行財政課長** 過疎債の借りに係る元利償還の償還期間、返す期間につきましては、

12年となっております。

財政融資資金、財務省の資金の場合、最初の3年間につきましては、利子だけの償還になります。元金につきましては、4年目からの償還が始まることとなります。

○7番 禰占通男議員 県議会の一般質問の中でも、知事が、この消費税10%アップによって…、1年半の延長によって、財政的な均衡からいって、来年度以降の新規の事業採択はほとんど困難になるのではないかと、こういうふうに伊藤知事が答弁してるんですけど、12月4日だったですかね、こういった場合、今この過疎債と社会資本整備総合交付金事業のこれで、26年度でそういう恩恵を受けたわけですが、今後こういったことになると、過疎債については余り影響はないかもしれませんが、この社会資本整備総合交付金事業とかの事業の予定とかそういうのに影響が出てくるんじゃないかならうかと思えますけど、本市の場合は、どのような状況になるんですかね。

○久木田敏副市長 今、質問者がおっしゃいましたように、確かにそのような影響というのは考えられるかと思えます。

しかし、これは国の水準の中での話でございますので、それがどうなるかというようなことは、ここで具体的に御答弁できないところでありますが、おっしゃるように、例えば、これまでも前倒しです、社会資本整備の事業については補正予算を組んだりとかというようなこと等もありました。

今後、先ほどから言いますように、具体的に御答弁は申しかねますけれども、そういう影響というのは、あり得ることとして考えられるかもしれません。

○7番 禰占通男議員 最後の質問の社会資本整備総合交付金事業と過疎対策債の併用活用の効果は、どのようになるのかお伺いいたします。

○本田親行財政課長 9月議会におきまして、過疎対策事業債の充当状況に関する資料を提出し、通常の実業債を活用した場合との財政効果等についても、委員会の中で概略説明を行ったところですが、過疎債を充当した事業につきましては、14事業でございました。そのうち社会資本整備総合交付金事業については、5事業となっております。

その中で、事業費が6,000万円の道路補修工事について、過疎債の適用がなく社会資本整備総合交付金と通常の実業債を活用した場合と過疎債を活用した場合との財政効果について、具体的に申しますと、過疎債の適用がなく社会資本整備総合交付金と通常の実業債を活用した場合は、市の実質的な負担は32%の1,920万円となりますが、過疎債を活用した場合は、市の実質的な負担は12%の720万円で、1,200万円の財政効果が見込まれています。

このことにつきましては、先ほども申しましたけれども、9月議会の、提出しました資料の中にごございますので、再度御確認いただければと思います。

○7番 禰占通男議員 過疎債は、下限が10万円だったと思うんですけど、社会資本整備総合交付金事業というのは、額として幾ら以上とかそういうのがあるんですか。

○本田親行財政課長 過疎債につきましては、先ほどから申しておりますけれども、過疎計画の中で実施する事業の財源でございます。

その中で、社会資本整備総合交付金を使った事業にも、目的等が合致すれば使えるわけですが、社会資本整備総合交付金事業に下限、上限というのはないとは思いますが、国全体の交付金の総額もございまして、その辺の中で、年度を先送り、補助金の交付申請を行った場合に年度を先送りして配分されるなど、そういう調整はなされる、現になされていると思えます。

○7番 禰占通男議員 過疎債の場合は、ほかの交付事業と併用可能ということで私も伺ったんですけど、今この社会資本整備総合交付金事業のほかの交付金事業、それと併用で、今後、何か枕崎市が取り組みたい、だけど社会資本整備総合交付金事業じゃないけど過疎債対象ならいけるとい、何かそういうのは、目玉というかそういうのはないんですか。

○神園信二企画調整課長 これは繰り返しの答弁で申しわけございません。

各課は、過疎対策に資する事業の、今現在、企画・立案中でございます。

27年度予算を踏まえて過疎計画自体を変更して、その計画にのった事業の実施に過疎債が充当されていくわけですので、現段階でどういう事業がと、目玉になるような事業はないのかというお尋ねですけれども、この27年度予算の姿が見えてこない、その辺についてもお答えすることができないということでございます。

○7番禰占通男議員 私は、いろいろ聞いた方に、鹿児島県内で特別に取り組んでいる事業はないかということで資料も送ってもらったんですけど、その中で、今、私の自治会でも、ちょっと財政的に苦しくなりました、ソフト事業なんですけど、これは私の要望ですから、お聞きください。

自治公民館運営補助事業というものの中で、公民館の活動支援のための活動経費の一部を補助するというのがソフト事業の中にあるんですけど、今後、どこの自治会も、先ほど来出ているように、少子高齢化もありまして維持費の徴収もままならないところもあると思うんですが、こういうソフト事業も、私は、できたら活用してもらいたいと、これは要望ですので、よろしく願いいたします。

私の質問を、これで終わります。

○立石幸徳議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前1時10分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、こんにちは。

私が12月議会最後の質問者となりました。

まず、質問に入る前に、この8月の広島の高雨災害、そして9月長野県の御嶽山の噴火、11月22日には長野県北部地震、そして日本海の豪雪に徳島ではいまだ隔離された地域が続いています。この間の自然災害により被害に遭われた方々、関係者の皆様方に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から、はや3年と8カ月が経過しましたが、被災地の復興はまだ遠く、このような異常気象や活火山の噴火などが続きますと、この先、日本は、地球は、どうなるのだろうか心配がよぎるところです。

では、日本共産党議員団を代表しまして、住民の福祉と暮らしを守る立場から質問をさせていただきます。

突然の国会解散・総選挙となりました。まさに、12月議会は選挙戦の真ただ中であります。このように、安倍首相が突然にして解散に踏み切ったのは、先に延ばせば追い詰められる、だから今やっつけてしまおうということではないでしょうか。国民の世論と運動に追い詰められた末の総選挙です。

日本共産党は、今度の選挙で日本の政治の大問題だとされている消費税の大増税、アベノミクス、集団的自衛権、原発の再稼働、沖縄の新基地建設など、この5つの問題で、主権者である国民が安倍政権に暴走ストップの審判を下し、政治を変える絶好のチャンスだととらえています。

また、驚くのは国民の税金で賄う政党助成金です。国民1人当たり年間250円。これが20年間で6,316億円というからびっくりです。この政党助成金目当てに新しい党が生まれたり消えたり、それも年末に集中するといいます。それは1月1日の時点で、国会議員が5人そろえば政党助成金がもらえるからだそうです。また、相次ぐ閣僚の辞任や後を絶たない金権疑惑など、政党の腐

敗、墮落の大もとにあるのは、政党助成金や企業団体献金です。日本共産党は一貫して受け取りを拒否し、政党助成金廃止の国民運動を呼びかけています。

さて、安倍首相は、GDP（国内総生産）の2期連続マイナスを受け、消費税の10%への増税の先送りを表明しました。これは8%への増税強行が招いた景気の悪化によるもので、みずからの失敗を認めたも同然です。そもそも社会保障のためと言いながら、医療も年金も連続削減です。

安倍首相はまた、延期した後は景気がどうなっていくと消費税を10%にすると明言しました。8%になって家計の消費は一段と落ち込んでいるのに、ますます冷え込むばかりです。市民の暮らしを守るためにも、消費税10%への引き上げを先送りではなく、消費税増税の中止を政府に要請すべきと考えますが、まず市長の見解をお示してください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 去る11月18日、安倍首相は、平成27年10月に予定されていた消費税10%への引き上げを平成29年4月に先送りすることを表明しました。

今回の措置は、本年4月に実施された消費税8%の引き上げ後における国内総生産が、2四半期連続でマイナス成長となったこと等を受け、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第18条の景気弾力条項に基づき、安倍首相が判断したものであります。

急速な少子高齢化が進む中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を構築し、安定的に維持していくためには、それに必要となる財源の安定的確保と財政健全化の同時達成が必要不可欠であるという観点から、既に20を超える社会保障と税の一体改革関連法案が制定され、現在、さまざまな対策が進められているところでありますが、すべてを年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に充てることとされている消費税の増収分は、持続可能な社会保障制度を構築するための貴重な財源と位置づけられています。

このようなことから、全国市長会を初めとする地方六団体においても、消費税の増税については社会保障の充実・安定化に寄与するものとして高い評価をしていることは3月議会でも答弁申し上げたところであり、今回の消費税10%の先送りに際しても、社会保障改革プログラム等に基づく改革が滞ることのないよう万全の措置を講じること、また、市町村が社会保障の充実確保に適切に対応できるような財源の確実な手当てを行うよう全国市長会会長及び全国町村会会長の連名で国に対し強く要請しているところであります。

消費税増税に当たっては、これまでも臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金などを初めとする経済対策が講じられておりますが、今後におきましても、さらなる個人消費へのてこ入れと地方経済を底上げするための経済対策の実施、また、平成29年4月の消費税10%引き上げ時における飲食料品に係る軽減税率の導入など、引き続き国民生活や地域経済への影響等に十分配慮した各種対策が講じられるものと想定されているところです。

いずれにしても、すべての国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、持続可能な社会保障制度の構築とさらなる充実が不可欠なものであり、そのためには、社会保障の給付水準に見合った相応の負担を国民全体で担うことは避けて通れないものだと思います。

したがって、質問者が言われるような対応を行うということは考えておりません。

○3番豊留榮子議員 その8%への増税が決まったときですね、3月議会で私の質問に確かに市長は、社会保障と税の一体改革の一環として実施されるもので、消費税の増収分はすべて年金、医療、介護、子育て、この社会保障4経費に充てるとされている。そして、すべての国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、この社会保障制度の持続とさらなる充実が不可欠である。そのためには、社会保障の給付水準に見合った相応の負担を国民全体で負うことは避けて通れないものだと思うと3月議会でも言われました。

ところが、この安倍首相は国民の期待とは裏腹に、消費税の税率を8%に上げた今年度、増収が5兆円と見込まれていますが、そのうちわずか1割の5,000億円しか社会保障の充実に回していません。残りの8割以上を社会保障安定化のためだと言いながら、ほかの用途に流用しているというのが現実です。

市長、消費税そのものをなくしてほしいというのが多くの市民の願いです。政府は社会保障のためと言いますが、消費税に頼らなくても、またこの富裕層でありますとか、大企業への優遇を改めて、この能力に応じた負担の原則を貫く税制改革をしていけばいいんじゃないでしょうか、目先を変えて。市長、私はこう思うんですけれども、市長はこのことについてはどう思いますか。

○神園征市長 消費税そのものをなくしてほしいという考え方が、国民の間に一部あるということは、そのとおりかと思いますが、消費税は平成元年4月の導入以降、消費一般に対し、広く公平に課税する間接税としてこの二十数年間で既に定着したものとなっております。消費税そのものをなくすということは現実的ではないと考えます。

今後、いろいろと対応を急がなければならないということは、現実、目の前に見えておりますので、それに対する政府あるいは国会等の真摯な対応を期待しております。

○3番豊留榮子議員 市長、その消費税に頼らなくても、私が今言ったのは、富裕層ですね、大金持ちやその大企業への税の優遇を改めれば、税収はこうふえるんじゃないかということなんですけど、市長はその点をどうお考えでしょうかということなんです。

○神園征市長 先ほどから申し上げましたように、やはり税というものは一部の者だけに押しつけるとか何とかじゃなくて、国民それぞれが相応の負担をすべきものだと思っております。

○3番豊留榮子議員 ですよ、だから国民それぞれが相応の税負担をしたら、今、優遇している大富豪でありますとか、大企業へですね、これを能力に応じた負担に変えていったら、税収はもっとふえるんです。ですから、一つはこの大企業の今問題になっているのが内部留保ですけれども、285兆円に上るといいます。このお金はどんなお金なのか、どのくらいの、285兆円というのはどういうあれになるのか想像もつかないんですけれども、このため込んだお金の一部を活用してですね、働く人の大幅な賃上げ、そして中小企業の単価の引き上げなどの経済改革を実行して、国民の所得をふやせば税収がもっとふえます。ですから、消費税に頼らなくても、社会保障の充実と財政危機の打開はできるんじゃないかと思うんですけれども、このことを市長はどのように考えますか。

○神園征市長 大企業というのをどのようにとらえておられるのかわかりませんが、いわゆる大企業と言われる会社でも、社員は非常に厳しい労働を強いられているところもありますし、今、言ったような一概にただ規模の大きさで、あるいは少々もうけが出たからといって、そこにのみ高額な税率を加えるとか、要は、今でもその高額な税を払っているところに、さらにそこからだけ社会全体の社会保障費を賄うと、そういったことを強制するのはいかがかなと思っております。

○3番豊留榮子議員 私が言う大企業とか大富豪というのは、そこら辺の企業じゃないですよ。名前を言うわけにはいきませんが、それこそためこんでいるわけですよ。全体で285兆円にも上るといいますよ。これを労働者の方に賃金を上げるとかですね、そういうふうにしたら労働者の税収もまたふえるわけですよ。だから大企業だけが税収をふやして社会保障を賄ってことじゃないんです。国民みんなで賄うというのは、これ、そうですよね。企業だけに任せてことじゃないんです。内部留保を使ったらどうかって、当たり前の税制で、政府がそのまけてやるんじゃないかと、当たり前の税制を払いなさいってことなんですけど。

○神園征市長 先ほども申し上げたように、真摯に対応してほしいと。社会保障と税の一体改革の関連法の成立については、地方6団体、つまり全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、以上、地方六団体で要望をしてお

ります。

○3番豊留榮子議員 次の質問に入ります。

次に、自衛隊のこのパネル展示についてなんですけれども、これは10月の25日、南日本新聞に自衛隊の活動を紹介するパネル展示が鹿児島市内の中学校であったとありました。

これは、レンジャー訓練のパネルには、「陸上自衛隊で最も精強な戦士を育成」と書かれ、ほかにも小銃や機関銃で射撃訓練をする写真などが展示されたという記事を読みました。これはまさに今、集団的自衛権の行使容認をめぐって、自衛隊は海外の戦争に駆り出され、銃を構えることになるのかと多くの人々が心配しているときに、何ということかと思いました。

このことについて、教育長、市長の見解をお伺いいたします。

○山口英夫教育長 枕崎市内の中学校におきましては、自衛隊による写真パネル展示は実施されておられません。

学校での展示については、生徒に与える影響などを十分に考慮し、その内容について中学生にふさわしいか、配慮が必要であると考えています。また、自衛官も職業の一つであり、職業選択の自由が保障されておりますことから、中学校における進路指導におきましては、学習指導要領解説の内容に基づき、適切に判断するよう助言してまいります。

なお、今後、写真展等を実施します場合には、市教育委員会と中学校が協議の上、中学生にふさわしい実施内容になるよう指導してまいりたいと考えております。

○神園征市長 すいません、市長というのが聞こえなかったものですから。

ただいま、教育長が答弁したものと同じ考えであります。

○3番豊留榮子議員 これ、あのう、鹿児島市内の中学校は、学校長の判断でそのパネル展を開催したということなんですけれども、こういうときは、その教育委員会に相談とか、教育委員会の判断を仰いだりはしなくていいんですか。

○木之下浩一学校教育課長 当然、教育委員会のほうに一報いただいて、学校と協議をした上で内容を精査して、そういう展示等をさせていきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 でも、鹿児島市内の5校で展示されたということなんですけれども、教育委員会も知らなかったと、父兄からの通報で教育委員会は初めて知ったというようなことが書かれていたんですけど、本市においては、このようなパネル展示は今まではなかったということですが、自衛隊自体のパネル展示というのはあったんでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 本市内ではございません。

○3番豊留榮子議員 中学生の今、職場体験でありますとか、いろいろな将来とか、職場体験なんかは地域の職場が、どんな職場があるとか、そういう体験ができることでみんな喜んでいるかと思うんですけれども、自衛隊にしても一つの職業ですよ。ですから、私はこれすべて自衛隊そのものが悪いということじゃないんです。ただその、今、今本当に災害が多かったりする中で、自衛隊の方々の働きっていうのは本当にみんなが感謝していると思うんですね。本当、重要な働きをしています。今まで自衛隊は、日本においてももちろんなんですけれども、その海外の戦争で物資を運ぶことがあっても、銃をかざして殺し殺されるようなことは今まで一度もしてきませんでした。

今後、子供たちの自衛隊の紹介ですけれども、銃を持たない自衛隊、この紹介に努めてほしいと思うんですけれども、このことを市のほうから県に強く要請してほしいと思うんですね、自衛隊紹介のパネル展示をもしするならば。自衛隊の活動そのものは、もうみんなが見て、テレビで見たりしているからあれですけれども、すごい活躍をしていますよね。そういう展示に限るとか、戦地で銃をかざしてというようなそういう展示は絶対すべきでないということを市のほうから要請していただきたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 自衛隊員は隊員ですので、戦士ではございませんので、そのあたり

誤っているような自衛隊に対して戦場で戦っているような誤った印象を与えるような、そういう表現とか、不適切な展示等が行われないように、また本市でも指導してまいりたいと思いますし、また、今、議員がおっしゃったようなこともですね、19市の学校教育課長会等で話をしていきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員　そこは県のほうにも強く要望しておいてほしいと思います。

次に、介護保険の改定についてお尋ねします。

厚労省は7月の全国介護保険担当課長会議で、市町村が新総合事業を実施する際の指針となるガイドラインの案を示したようですが、政府・厚労省はこれまで、要支援サービスの大部分を保険給付の枠外に追いやる今回の制度改変を全国一律の保険給付から市町村事業に変わること、地域の実情に応じた効果的なサービスが受けられるようになると、あたかもサービスが向上するかのようには宣伝してきました。

しかし、法案が可決して具体化が始まるとなると、前面に出てきたのは取りとめもなくサービスを受けることは許さない、要支援者は自立せよというものでした。これは、公的支援をなくして自立して頑張らなさいということですね。

このガイドライン案が示したように、これは要支援者の訪問介護、そして通所介護などを保険給付から外して、市が実施している地域支援事業に移すなど、要支援者の介護外しではないかと思うんですけども、これはどうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長　以前の議会答弁でも申し上げてきておりますが、平成27年度からの次期介護保険制度改正の中で、現在、予防給付で給付されているもののうち、訪問介護、通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、平成29年度末までに地域支援事業の形式に見直すこととなります。27年度にすぐに再編されるということではなく、円滑な制度移行ができるようにするため、3年間は移行期間となり、生活支援、介護予防サービスの体制整備を進めるほか、基準単価設定など諸条件を整えて、第6期介護保険事業計画の最終年度である29年度に開始し、その年度末に移行が完了することになるのではないかと考えております。

再編後の訪問型サービスや通所型サービスにつきましては、運営基準や人員基準を緩和することで、市町村の裁量に応じて、従来の予防給付のような専門職によるサービスのほか、NPO法人や住民等による生活支援サービス、コミュニティサロンなどの提供が可能になるとしております。

したがって、要支援者の介護保険外しとかではなく、軽度の方へのサービス提供体制を充実することにより、サービスの量をふやしつつ、事業費の効率化が進むことを見込んでいるということでございます。ただ、本市におきましては、新しいサービスの担い手の育成が課題となるのではないかとこのように考えております。

○3番豊留榮子議員　これを読んだときに、これはもう要支援者の介護外しにほかならないなと思ったんですけど、介護保険は利用できるんですか。

○佐藤祐司福祉課長　従来、介護予防給付を受けられていた方、福祉用具給付ですとか、福祉用具の貸与、そのようなサービスを受けていた方につきましては、従来どおり要支援の認定を受けてサービスを受けることができるということでございます。

○3番豊留榮子議員　ですから、今度その認定なんですけれども、今までは高齢者にその介護が必要となった場合は、市がまず要介護認定を行う手続を進めましたよね。これが新制度では、それが変わって、担当したその窓口の判断で要介護認定の省略が可能になったといいますけど、このこと一つとっても介護認定を受けにくくしているんじゃないかっていう気がするんですけども、これはどうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 ただいま申し上げましたとおり、要支援者へのその他のサービスというのは残っておりますので、これまでどおり要介護の認定を受けて、予防給付サービスを受けることとなりますが、これまでの2次予防の対象者という方も今回の新しい総合事業のうちの介護予防生活支援サービス事業の対象者となります。

そこで、早期からの介護予防に力を入れるために、地域包括支援センターの判断によりまして、まだ介護認定を受けるほどでない軽度の方につきましては、介護認定を受けなくてもチェックリストにより、これまでより短期間で多様な担い手による訪問型サービスや通所型サービスを受けることができるというようになるというわけでございます。

○3番豊留榮子議員 これも3月議会でそのように聞いててなるほどねって、あまり変わらないんじゃないのかなっていうふうに安心していたんですけども、よくよくこのいろいろ出てきたのを見ても、やっぱり違うよねと思ったんですよ。やっぱり、一つは介護認定を受けると専門のヘルパーさんでありますとか、そういう方の援助で日常生活が送れるわけですよ。介護認定を受けない、その地域の市が提供する買い物サービスですとか、ごみ出しでありますとか、そういうふうになってくると、ちょっとやっぱり意味合いが違ってくるんじゃないかって思うんですけども。

やっぱり利用されている方を見ても、専門のヘルパーさんですとか介護福祉士の方が、たまに来てくださったりとか、とても安心した充実した生活を送っているように見えるんですね。それをこちらの判断で介護認定を受ける必要はありませんよ、大丈夫ですよみたいな感じでしていったらちょっと先、不安に思うんですけども、そういう不安とかそういう声はどうなんでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 ただいまチェックリストにより判断をするというふうに申し上げました。

今、先ほど質問者の言われたガイドラインのほうで、その基本チェックリストにつきましては、相談窓口において必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いるとしております。基本的に質問項目の趣旨を聞きながら本人が記入し、状況を確認するというものになります。それで当然、地域包括支援センターのほうで判断をするわけですけども、相談者が希望すれば要介護認定など受けるということも当然にできるわけでございます。

○3番豊留榮子議員 そのガイドラインなんですけれども、この要支援者の自立意欲の向上ですね、これを図るべきと強く呼びかけているようなんですけども、高齢者がその要支援状態になった原因というのは、人それぞれ違いますよね。病気であったりとか、けがをしてとか、障害があられるとか、認知症など、さまざまだと思うんですけども、これが言ってるのは、意欲さえあれば困難はなくなると決めつけているようなところがあるんじゃないかと思うんですね。

要するに、現行の制度のままだと毎年その五、六%の割合でふえているこの要支援者への介護の給付費ですね、給付費、これを後期高齢者の人口の伸び率である3から4%に抑え込むためのものではないかという気がしてならないんですけども、この点はどうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げました地域のさまざまな担い手による生活支援サービスの構築をすることにより、多様なサービスを受けられるようになるということになりますと、当然にこれまでの専門職によるサービスからすれば基準も緩和されますし、単価のほうも若干落ちてくる。ちょっと少ない額の単価設定になるということにもなりますので、これまでの伸び率とすると若干伸び率が緩和されるということにもつながるのではないかなというふうには考えております。

○3番豊留榮子議員 それともう一つは、在宅でも施設でも一緒なんですけれども、介護保険の利用料ですね、利用料ですとか、その自己負担が大幅に引き上げられるということがあったんですが、これはどのように変わるといことなんでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 今回の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化という二つの柱でさまざまな改正がされております。

費用負担の公平化の部分では、まず、低所得者の第1号保険料の軽減割合が拡大されます。現在1、2段階の低所得者は、基準額の5割の負担となっておりますが、来年4月からは、基準額の3割負担となるなどの軽減が行われます。さらに、現在6段階の保険料が9段階へと見直されるということになります。ただいま申し上げたのは、軽減のほうの費用負担の公平化という部分でございます。

また、次は逆のほうなんですけど、現在、どの所得の方も一律に1割の負担でサービスを受けることができますが、来年8月からは、合計所得金額が一定以上の方、所得が160万円以上という方は、利用者負担が2割となります。さらに、利用者負担の月限度額につきましては、一定以上、所得者の中でも負担能力の特に高い方は、医療保険制度と同様に月額4万4,400円に引き上げられます。現行では上限が3万7,200円でございます。

そして、同じく来年8月から低所得の施設利用者の食事・居住費を補てんする補足給付の要件に資産などを追加して、預貯金が多額にある方、単身で1,000万円を超える方という方は、補足給付の対象外になるとともに、世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合には補足給付の対象外になるなどの改正が行われる予定でございます。

○3番豊留榮子議員 この介護保険ってとっても何か難しくて、すっところわかりにくいんですけども、それに該当する、本市でいえば、保険料が上がる方はどのくらいいるんですか。

○佐藤祐司福祉課長 現状では、まだ試算してございませんので、ちょっと人数を申し上げることはできません。

○3番豊留榮子議員 要支援サービスの新総合事業への移行についてですけども、先ほど課長も言われてましたが、市町村の条例で実施をおくらせて2017年の3月までの2年間現行の仕組みで継続させることは可能だといいます。

この要支援切りをめぐっては、全国で239の地方議会が反対をして批判の決議を上げ、これはことしの8月時点ですけども、自治体当局は、介護事業所そしてNPOのボランティア団体の中からも、このまま実施していいのかという声が噴出しているともいいます。これは自動的にじゃないですよ。市としても、枕崎としても実施をこの2年間延ばすというふうにとらえていいんでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほどの最初の質問で申し上げましたが、第6期の介護保険事業計画の最終年度である29年度に開始をして29年度末に完了するという計画でおりますので、27、28年度は移行期間、その準備期間というふうにとらえております。

○3番豊留榮子議員 即来年ということじゃないですね。このまま本市においても、これがこのまま実施されれば、これは、介護難民がふえるんじゃないかという心配もありますし、高齢者と家族の方の負担ですね、これが不安が増すんじゃないかと思っておりますので、これはぜひぎりぎりまで延期をして審議してほしいと思うところです。要望しておきます。

次に、ヤンバルトサカヤスデの駆除についてですが、このヤスデの駆除対策には23年度にですね、住みよい環境づくりのための予算が1,448万円組まれました。この事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業のうちの住みよい環境づくり事業として、ヤスデの駆除剤が213万9,000円、22年のその1年前は25万円でしたから、約6倍にふえたところです。しかし、ヤスデは一向に減りません。減るところかヤスデ発生の地域は広がるばかりです。この蔓延するヤスデに、住民は本当にノイローゼ気味です。山間部や空き家周辺は、市の薬剤散布によって住民の負担は幾らか軽減されてきていますが、今後のヤスデ駆除の対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデの駆除対策につきましては、平成24年度か

ら生活環境保全事業の一環として、ごみの不法投棄やハチなどの害虫駆除とともに取り組んでいるところでございます。

ヤンバルトサカヤスデの駆除薬剤費といたしまして、平成26年度は、生活環境保全事業の中で約120万円程度計上しております。市内のヤスデの発生状況を調査し把握するとともに、市民の皆様からの要望に基づき、現地調査を実施しながら道路等の公共部分に薬剤を散布しているところでございます。民有地につきましては、原則といたしまして個人で薬剤散布をするようお願いしているところでございます。

今後は、生活環境保全事業の中で、ヤスデの幼虫時期に個体数を減らすための薬剤を散布する効果的な方法の検討を行うとともに、市民の皆様へ除草や草払いなど、ヤスデが発生しにくい環境づくりを周知していくよう努めていきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 現在は、散布用の薬剤が3キロで1,200円なんですね、個人が買いますと。そうすると衛自連のほうから200円の補助がありまして、市民は1,000円で購入しているというところなんです。

しかし、このヤスデの大量発生時期は、薬代が月に1万円を超えるという人もいます。これを何とか負担を軽くするために、薬剤への市からの補助がもう少しできないものかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデの駆除剤につきましては、枕崎市では、平成24年4月から枕崎市衛生自治団体連合会と協力いたしまして、市民生活課環境整備係で薬剤の販売と購入費の補助を行っているところであります。1袋当たりの補助金の額は、薬剤の種類によりまして350円と296円の2種類がありますが、御指摘のように1袋1,000円で買えるように設定しているところでございます。

平成26年度につきましては、ヤスデが大量発生しておりますことから、11月末の申請件数が935件で薬剤の販売数は1,556袋、延べ935名の方が155万6,000円分を購入しております。これに対する補助金総額は、衛自連のほうの金額でございますけれども、51万8,032円となっております。

ことしのような大量発生が見られますと、複数回購入にいられている方もおられることは承知しておりますので、薬剤散布による環境への影響を考慮しながら、補助金の増額だけを検討するのではなく、薬剤の効果的な散布方法による散布量の削減方法や近隣市の薬剤購入補助のあり方について、幅広く検討する必要があると考えております。

○3番豊留榮子議員 今、市民の中では、隣近所できさかいが起きるんじゃないかというぐらい、そのヤスデを全然気にしないじゃないですけども、薬をまかなくてもという人もいれば、まくと寄ってくるからまかないという人もいますし、市が今、一生懸命、雨が上がると草むらですとか空き地ですとかふってくれるんですね。それでみんな助かっているという声はよく聞くんです。

ですけども、このなかなかことしは特に多いんですね、ヤスデがね。去年はあんまりいなくてこんなに騒動はしなかったんです。ことしは特に多くて、雨も多かったりするもんですから発生がすごいんですね。薬をまいてもすぐ流されてしまったりとかで、みんな何か神経質になり過ぎて、朝起きるとヤスデが上っていないか、家の周りをぐるり回ってほうきで落として、その後掃いて、夜も懐中電灯を持って見回りをするという人までいるんですね。本当にノイローゼ状態。隣近所もヤスデに対する考え方がいろいろ違いますよね、絶対駆除しなきゃいけない、殺さなきゃふえるからっていう人と、ほっといてもみたいな人もいるわけですよ、いろいろ。そういうところで意見の食い違いも出てきたりしていますし、またすぐ市に電話する人、黙っていても来てくれたときにありがとうっていう人、いろいろなんですよ。

板敷なんかのことを言いますと、それこそ6年前にこのヤスデが発生してからヤスデを広げちゃいけないということで、板敷は十五夜に、何ですか、あれ綱じゃない縄を、かやを切ってきて、

1戸当たりかやを1束ずつみんな持って行って、十五夜の日、かやでこ縄を練るんですね、そういう行事があったんですよ。それを、これがヤスデの発生……、豊留のほうはいるけれども板敷のほうはいるということで、広げては困るということで中止をしたんですね。それからずっと6年間ですかね、ヤスデが発生してからしてないんですよ。

そこで、若い人たちがこしは一大奮起しまして、そういう行事そのものは伝えていきたいと、子供たちに。綱引きをした後、そのかやをばーっとまいて土俵をつくるんです。そこで子供たちに相撲をとらせるという、そういう行事がずっと続いてたんですね。それをこしは、若い方たちが学校の綱引きの縄を借りてきてやったんですね。

でも、ちょっと何かちょっと寂しいねって気がしましたね。やっばし伝統行事というのは、やっばし代々受け継がれていくものだと思うので、これがまたヤスデを本当に駆除してですね、綱引きが復帰できればいいなって、みんなでこしはつくづく思いました。

そんなこともありますので、これは何とかこのヤスデを駆除できないものかということで、私は、鹿児島県の日本共産党地方議員団が11月に各市の要望を持ち寄りまして、鹿児島県と担当課と交渉しました。私は、このヤスデの撲滅対策を要望したんですね。県のほうでも県内に多く今広がっているヤスデを何とかしようという、研究を重ねているとは言われましたけれども、なかなか対策が見つからないということでした。

そのとき、ちょうどそのころでしたかね、ヤスデの屋内侵入を防ぐ装置が開発されたという記事を南日本新聞が取り上げておりました。これは、家屋外壁に取りつけた導電性の金属テープに電流を流してヤスデの侵入を防ぐというもので、人体への影響はないということなんですが、残念ながら撲滅はできないんですよ、これもね。

そういう、いろいろな研究もされているんですけども、具体的には撲滅する手だてがないということなんですけれども、先ほどちらっと聞きましたら、そのヤスデには天敵がいるということなんです、それがサソリモドキというのが天敵だっていうんですけども、これはどんなんでしょうか、御存じでしょうか。

○南田敏朗市民生活課長 存じております。

黒い、サソリにもよく似て、この辺にも南薩地区にもですね、いる……、かたちは本当にサソリによく似てるんですけども、真っ黒くて後ろの刺すようなあいう形がないんですけど、甲殻類みたいな感じでですね、形はよくサソリに似ているものでございます。

ただ、サソリモドキがヤスデの天敵だというのは、すいません、初めて知りました。

○3番豊留榮子議員 確かではないんですけども、ちらっとそういう話を聞いたもんですから御存じかなと思ったんですけども、何か……、あと別の方は、今、カライモの時期でカライモを掘り上げるとすごいヤスデがぶわっと出てくるんですね。だから、そのヤスデは湿気のあるところに多いと言いますから、また大量発生してしまうということもあるんですね。土をかぶせたら土をかぶせると死んでしまうよという方もおられました。

そういう何か、そういう実験とか何か対策とかやられたことはありますか。

○南田敏朗市民生活課長 土をかぶせるという実験はしたことはないですけども、例えば塩水をかけるとかですね、それから石灰と薬剤を混ぜて効果を調べるとかですね、そういうのは、少しずつやっているところでございます。

○3番豊留榮子議員 お金がかからなければみんな何も言わない、手間暇かけるぐらいは、自分たちの生活のことだからと思ってやると思うんですね、だけど本当にお金がかかるんですよ。多い人で1万円、月に1万っていったら大きいですよ。

これを何とか市長、この薬剤にもうちょっとお金を出していただくとか、あとこのヤスデ侵入を防ぐこの電流ですね、何でしたっけ、導電性の金属テープ、これに県のほうからでも補助、購入するのに補助を出してくれないだろうかという、そういう要請などしていただけたらと思うん

ですけれども、どうでしょうか。

○**神園征市長** ヤンバルヤスデ対策につきましては、市長会におきまして、薬剤による駆除方法だけではなく、その他の駆除、忌避方法の研究のさらなる推進や、これ以上の蔓延防止策、完全撲滅に向けた取り組みを一層推進するよう要望しているところです。

今後とも引き続き関係市町と協力して、国や県に対して要望していきたいと考えております。

○**3番豊留榮子議員** 例えば、南九州ですとか南さつまなんかも今、大量発生しているということなんですけれども、隣近所の市の補助率ですとかどうなんでしょうか。

○**加藤省三市民生活課参事** 近隣市の状況でございますけれども、南九州市におきましては、薬剤購入費の7割補助を実施しております。南さつま市におきましては、薬剤購入費の5割補助を実施しております。指宿市におきましては、1袋3キロ入りでございますけれども、1袋を無償配布し、2袋からは特に補助はしておりません。以上です。

○**3番豊留榮子議員** 大きな補助率ですよ、市長、もう少し枕崎でもヤスデの駆除のためにももう少し補助していただけないでしょうか。今から先はちょっと少なくなるかと思いますが、来年に向けてぜひ検討を重ねていただきたいと思うんですけれども、もう一声。

○**神園征市長** ここですぐに補助率を上げるとか何とか、答弁はいたしかねますが、総合的に検討して、研究してみたいと思います。

○**3番豊留榮子議員** 以上で私の質問を終わりますけれども、これ本当に、これ当たった人でないとわからないんですよ。

市長のところはまだないかと思うんですね、だからまちの中に行かないうちに何とか食い止めるためにも、皆さんで検討を重ねていただきたいと思います。

○**立石幸徳議長** これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時4分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成26年12月19日)

平成26年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第4号）

平成26年12月19日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	79	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	80	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	83	枕崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	〃
4	84	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	85	財産の取得について	〃
6	86	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について	〃
7	請3	枕崎市営テニスコート改修に関する請願	〃
8	陳2	川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の提出を求める陳情	〃
9	陳4	消費税10%への増税延期ではなく、中止を求める陳情	〃
10	81	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
11	82	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の制定について	〃
12	陳1	道路（歩道を含む）のバリアフリー化促進について	〃
13	87	専決処分の承認を求めることについて	予特
14	73	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	〃
15	74	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃

16	75	平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	予 特
17	76	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
18	77	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
19	78	平成26年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
20	陳3	枕崎市議会の議員の定数削減を求める陳情	議員定 数特委
21		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立石幸徳 議員
3 番 豊留榮子 議員

7 番 禰占通男 議員
9 番 沢口光広 議員
11番 吉松幸夫 議員
13番 中原重信 議員

2 番 俵積田義信 議員
4 番 今門求 議員
6 番 新屋敷幸隆 議員
8 番 城森史明 議員
10番 畠野宏之 議員
12番 沖園強 議員
14番 吉嶺周作 議員
16番 茅野勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧信利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山口 美津哉 書記

下山 健一 書記
平田 寿一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長	久木田 敏 副市長
永留 秀一 総務課長	神園 信二 企画調整課長
下山 忠志 水産商工課長	南田 敏朗 市民生活課長
本田 親行 財政課長	佐藤 祐司 福祉課長
俵積田 清文 建設課長	真茅 学 農政課長
白澤 芳輝 健康課長	山口 英雄 税務課長
迫野 豪 水道課長	俵積田 寿博 下水道課長
園田 勝美 市立病院副管理者	岩廣 和憲 農委事務局長兼農業振興係長
福元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原田 博明 水産商工課参事
神山 芳文 市立病院事務長	加藤 省三 市民生活課参事
山口 英夫 教育長	田代 芳輝 教委総務課長
木之下 浩一 学校教育課長	上園 信一 生涯学習課長
末永 俊英 文化課長	米森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味園 耕治 選管事務局長	竈原 均 会計管理者兼会計課長
三島 洋台 消防長	中原 浩二 警防課長兼消防署長
森 蘭智之 消防総務課長兼消防団係長	山口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

次に、日程第1号から第9号までの9件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から日程第9号までの9件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに日程第2号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件は関連がありますので、一括して審査いたしました。

日程第1号における今回の改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び通勤手当の額並びに勤勉手当または期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

勤勉手当については、現在、職員に支給されている期末手当、勤勉手当合計の年間支給割合3.95月分を年間4.10月分にしようとするものです。また、再任用職員については、期末手当、勤勉手当合計の年間支給割合2.10月分を年間2.15月分にしようとするものです。

今回の月例給の改定は、若年層に重点を置いた給料表の水準の引き上げになっており、最大2,000円の引き上げですが、高齢層は全く引き上げがない改定内容です。

また、通勤手当は、国家公務員の改定に準じて通勤距離の区分に応じて改定をしようとするものです。

次に、日程第2号における今回の改正は、市長等や議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするもので、現在の期末手当の年間支給割合2.90月分を年間3.05月分にしようとするものです。

これらの給与勧告の骨子は、まず、民間給与との格差0.27%を埋めるための措置であること。次に、ボーナスを0.15月分引き上げて勤務実績に応じた給与の推進のために勤勉手当に配分することで勧告がなされたとのことです。

委員から、民間企業との格差0.27%の根拠は何かということに対し、人事院は民間給与の調査を全国で1万2,400の事業所を実施し、回答があった88.1%の結果を受けて今回の勧告になったとのことです。

また、本年10月に出された総務副大臣の地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについての文書において、地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処せよとのことであるが、本市の民間企業の給与の調査はされたのかということに対し、本市においては、その調査を行うことは能力的に非常に困難であるので、人事院勧告及び県の人事委員会の勧告等を拠り所として給与改定を実施せざるを得ないとのことでした。

通勤手当における人事院勧告はどうなっているかということに対しては、国家公務員と民間との比較において、使用距離区分の各段階において、平均で10%以上下回っているとのことである今回の勧告になったとのことです。

この2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について申し上げます。

従来、消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令により規定されていたが、今回の改正により、政令で定める基準を参考にして市町村の条例で定めることとなりましたことから、新たに条例を制定するものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行による児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の条文整備をするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号財産の取得について申し上げます。

本件は、消防本部に配置する消防ポンプ自動車1台を取得するため、議会の議決を得ようとするものです。

取得金額は2,538万円で、指名競争入札により鹿児島森田ポンプ株式会社から購入するものです。

委員から、消防ポンプ自動車を取得する必要性は何かということに対し、今回更新を予定しているものは、平成6年に導入し、約20年を経過しており、足回りの老朽化が激しいということが一番の問題点であったということです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について申し上げます。

今回の変更は、肝属東部衛生処理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、並びに同組合が共同処理する事務のうち常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に本市及び西之表市を加える等のため、同組合規約を変更することについて関係自治体と協議したいので、議会の議決を得ようとするものです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市営テニスコート改修に関する請願について申し上げます。

本請願は、枕崎市木場町の神園健さんから畠野宏之議員を紹介議員として提出されたものであります。

委員から、審査に先立ち実施した現地調査において、確かに荒れている状況を確認したが、テニスコートは球がイレギュラーしないためにも平滑でなければならない、改修せざるを得ないと思うという意見等が出されました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号、さきの定例会から継続審査となっておりました川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

委員から、避難計画においてははっきりしたものが出されていない状況下であり、安全を考えると、まだまだ知事に物申さなければならない状況にあると考えているので、ぜひ意見書を出すべきであるという意見、一方、鹿児島県知事・県議会並びに薩摩川内市長・市議会等が再稼働に賛成している状況下において、本市議会がこの陳情を採択し意見書を出す状況にはないのではないかという意見、また、川内原発も本当に稼働できるのか、まだ調査をしないといけない項目が出てきたようであるが、そういうことからすると、継続審査という状態でいたほうがいいのではないかといった意見が出されました。

本件については、まず、継続審査とすることについては、賛成少数で否決され、採択するかどうかについて採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決定しました。

次に、日程第9号消費税10%への増税延期ではなく、中止を求める陳情について申し上げます。

す。

本陳情は、枕崎市金山町の福永和好さんから提出されたものであります。

委員から、円安のため中小の業者は、原材料の高騰等で経営状態が苦しく、また、消費増税等で個人消費も伸びる状況ではないといった意見や、一方で、これからの超高齢化社会の社会保障の財源として必要であり、アベノミクスの一定の効果は出ているものの、消費税を8%にしてから景気が伸びてきていない中で、10%への先送りについては適切な判断であるとの意見が出されました。

本件については、賛成少数で不採択にすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第80号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

本市における職員給与の改定は、7年ぶりということ、民間給与との差を埋めるための、特に若年層に重点が置かれた引き上げとなっています。この間も賃金カットが続き、職員は厳しい状況に置かれていました。

しかし、市長の給与は、この時期に引き上げるべきではないと考えます。世の中の景気が落ち込み、さらに消費税が8%に増税されてからは、市民の顔色は曇りっ放しです。そういう状況の中で、住民の暮らしを守る立場にある市長の給与引き上げには反対をして討論を終わります。

続いて、陳情4号消費税10%への増税延期ではなく中止を求める陳情について、日本共産党は賛成の立場から討論いたします。

日本共産党は、国民を苦しめる消費税10%への増税は中止すべきだと主張して、対案を示して今回の総選挙でも訴えてきました。

社会保障の財源や財政再建のための財源は、消費税に頼らずに確保するためには、富裕層や大企業に応分の負担をしてもらうということです。特権的な不公正な税制を改め、応分の負担を求める税制改革を行うことや政党助成金などを廃止することを含めて、無駄を省くと新たに20兆円ほどの財源を生み出すことができると言います。

また、大企業の内部留保を活用して働く人の賃金を引き上げ、国民の所得をふやす経済改革をやるということです。こうすることでだんだんと税収もふえてきて、10年後には20兆円の税収を見込み、両方合わせて40兆円ぐらいの財源をつくり出すことができると言います。こうすることで市民を苦しめる消費税に頼らなくても、社会保障をよくすることができます。

これまで年金や医療が削られ、これ以上消費税を上げられたら生活できないと、みんなが悲鳴を上げています。市民の暮らしを守るためにも増税の先送りではなく、きっぱりと中止すべきです。

以上のことから、この陳情に賛成をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号について、起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第3号から第7号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び第84号の2件は原案可決、第85号及び第86号の2件は可決、請願第3号は採択と決定いたしました。

次に、日程第8号及び第9号の2件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、それぞれ起立により採決いたします。

まず、日程第8号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第9号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第10号から第12号までの3件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○禰占通男産業厚生委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第10号から第12号までの3件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について申し上げます。

まず、日程第10号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正及び産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額及びその加算額をそれぞれ40万4,000円と1万6,000円に改めようとするものです。

委員からは、出産育児一時金、産科医療保障制度についての質問があり、出産費はおおむね39万円であり、それに産科医療保障制度の積立金3万円が必要である。しかし、日本医療機能評価機構の積立金に平成21年から26年度で約800億円の余剰金が出ているため、掛金を1万6,000円に引き下げ、基金を減らしていくということです。

また、産科医療保障制度の対象事案については、平成21年以降現在まで、全国規模の審査対象は1,000件あり、877件が補償対象となったとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の制定について申し上げます。

本件は、過疎地域指定により、過疎地域自立促進特別措置法の地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん措置の適用要件に基づき、対象業種に、これまでの工場、旅館業に、情報

通信技術利用事業を加え、新設または増設に係る設備の取得価額の合計が2,700万円を超えるものに係る固定資産税を3カ年課税免除しようとするものです。

委員からは、条例の制定によって見込まれる影響額はどう想定されるのかとの質問があり、見込まれる影響額は実績額での報告しかできないが、平成23年度から26年度までの実績は3件で約1,380万円であるとのことです。また、情報通信技術利用事業についての質問があり、コールセンターを示しているということでありました。

過疎地域指定により、今回の条例も想定されるものであり、他の関連条例の制定についての確認の質問があり、優遇措置のための条例の制定について、現在はほかにはないとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会から継続審査となっております陳情1号道路のバリアフリー化促進について申し上げます。

初日本会議で許可した訂正後の審査において、委員からは、本市の道路事情は他市に比べて特段に悪いのか、陳情どおりの改修に必要な経費の確認がありました。

当局説明として、市街地の歩道部分については、戦災復興でなされている部分がほとんどであり、歩道、車道の大規模改修には莫大な出費を伴うこと、また、本市の道路については、他市と比べて道路事情が極端に悪いなど特段の違いは感じられないとの説明がありました。

委員からも、当局も計画的に改修に取り組んでいるなどの意見が述べられました。

本件については、陳情書の文言について文面整理をしていただくためにも、継続審査にすべきとの意見があり、これは、賛成少数で否決され、採択するかどうかについて採決した結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

まず、日程第10号及び第11号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び第82号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第12号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第13号から第19号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

沢口光広議員。

[沢口光広予算特別委員長 登壇]

○沢口光広予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第13号から第19号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は、委員長に沢口光広、副委員長に新屋敷幸隆委員を互選いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付し

てありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第13号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、平成26年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分した歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,380万円の追加で、予算総額は103億0,130万円となっております。

補正財源は、その全額を県支出金の増で措置したということです。

本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、予算総額を103億2,220万円にしようとするもので、当初予算額に対し5.4%の伸びとなります。

繰越明許費は、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業を平成27年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業及び自然災害防止事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものは、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、市税還付金及び還付加算金、自立支援医療費、がん検診事業、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業、小学校教師用教科書及び指導書購入、仁田浦地区の土地開発公社所有地の取得費などであります。

補正財源については、国庫支出金、繰越金、財産収入、諸収入、繰入金の増、市債、県支出金の減で措置したということです。

総務費中、市税還付金及び還付加算金に関し、市税の過誤納金の還付をする場合には、地方税法第17条の4第1項第1号から第4号までの適用区分に基づき還付加算金を付することとなっておりますが、今回の補正に係る還付加算金については、その計算のもととなる起算日の解釈誤りにより生じたものであります。

具体的な例として、個人の市県民税等については、原則として納付のあった日の翌日が還付加算金の起算日となりますが、給与支払報告書をもとに個人の市県民税を課税後、確定申告の期限後に所得税の確定申告がなされたことに伴い減額する場合に、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日を起算日として誤って取り扱っていたため、納付の翌日からの部分の還付加算金が未払いになっていたということです。

委員からは、還付加算金を算定する際に起算日を誤って取り扱っていたことについて、地方税法上の取り扱いと国税である所得税との取り扱いを混同するようなことでは、基本的な問題として信頼性という意味で不安である。また、税制などについては、人事異動にかかわらず、法令や条例をしっかりと研修すべきであるとの指摘がなされ、当局としても、今回の算定ミスの原因は職員の認識不足であり、十分反省し、今後、住民が不利益にならないよう十分注意していくとともに、担当者が変わった場合でも取り扱いに認識の間違いが生じないように、より具体的に示した基準表みたいなものを作成して、対処していくことを考えているということです。

職員の給与改定に関し、通勤手当の金額の設定については、国においては、人事院勧告により通勤距離区分による金額を定めており、諸般の物価の値上がりなどを考慮して改定を行ったとの報告がなされているということです。

また、国の給与の総合的見直しの中では、一般職については、平成27年度において、全体の給料表を平均2%下げる内容で給与法が成立をしているが、それにあわせて、特別職においても一般職と同様の措置を講じるべきであるという国の考え方が示されていることから、今後、報酬

等審議会を招集して、検討をいただきたいと考えているということです。

民生費中、障害者福祉費の内訳は、最も大きいのが自立支援医療費で、これは、身体障害者を対象とする更生医療の分であり、生活保護の受給者が人工透析をしなければならない状態となったことにより、医療費全額を自立支援医療費から支払うものであるということです。

衛生費中、健康増進事業費に関し、がん検診は、働く世代の女性支援のためのがん検診を行う事業であり、子宮頸がんと乳がん検診について、年齢ごとに該当する対象者に対して無料クーポン券を配付し、無料で検診を実施していく事業であるということです。

商工費中、がんばる商店街支援事業補助の街路灯のLED化については、通り会が中小企業庁の商店街まちづくり事業を活用して行う既設街路灯のLED化事業に対して補助するものであり、商店街等が実施する地域住民等の安心・安全な生活環境を守るための施設整備であるということです。

消防費中、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業については、ポンプが注文製作で長期の期間を要するため、年度内には完了しないことから、繰り越しを行い、梅雨前までには完成をさせたいということです。

委員からは、排水ポンプの設置に当たっては、本市は台風の常襲地帯であり、市民の生命財産を守るため、支障のないように設置をしてほしいという要望がありました。

教育費中、小学校教師用教科書及び指導書購入について、教科書の改訂は、4年に1回行われており、今回は、平成27年度から使用する小学校の教師用の教科書とその指導書を購入するもので、中学校については、来年度改訂の予定であるということです。

諸支出金中、土地取得費は、仁田浦地区の枕崎冷凍食品株式会社の工場の南側にある山林の中に残っていた土地開発公社用地について、同社から工場拡張用地として購入したいとの申し出があったことから、今回市が取得するものであるということです。

歳入中、不動産売払収入は、県道枕崎知覧線拡幅工事に伴う美初倉庫の用地費と、市道一部の払い下げに係るものであります。

なお、県からは、工事に伴う周辺の用地買収はスムーズに進められており、また、平成26年度に予算がつかなかった部分も含めて、平成27年度では必ず確保して完成させたいということを知っているということでもあります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,625万7,000円を追加し、予算総額を45億0,032万円にしようとするもので、当初予算額より6.9%の伸びとなります。

歳出は、退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費に不足が生じる見込みであることから、それぞれ2,218万6,000円、389万7,000円を増額し、償還金及び還付加算金については、計算期間の始期の解釈誤りによって生じた還付加算金9万8,000円と平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定による国庫支出金精算返納分の償還金7万6,000円を増額するものです。

補正財源については、歳入欠陥補填収入の増で措置したということです。

財政健全化行動計画について、来年度から始まる0円以上の医療費の県全体での財政共同安定化事業分の影響や、消費増税に伴う平成26年度の国保への500億円の支援のあとの1,700億円がどうなるか不明であるので、そういう数字がはっきりした時点で財政健全化行動計画の歳入の見直しも行い、来年3月末までには変更した計画を議会に示したいと考えているということです。

高額療養費に関し、国保連合会のシステムのミス等により、過払いや未支給の部分が生じているということについて、現在、本市においても確認を行っており、その確認が終わり、確定し次

第対応したいと考えているが、被保険者の方に迷惑をかけないように、医療機関と市町村のやり取りで行う方法も考えられているので、今後、国保連合会と連携を取りながら処理していく予定であるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ217万4,000円を減額し、予算総額を24億6,187万6,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.5%の伸びとなります。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置したということです。

今回の負担金の減額については、平成25年度の決算が確定し、介護保険事務組合の補正予算に繰越金が計上されたことなどに伴うもので、内訳としては、人件費部分が人事異動や給与改定の影響で34万8,000円の増、共通管理経費部分が252万2,000円の減となっているということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ170万7,000円を増額し、予算総額を7億9,878万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.01%の増となります。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定等による人件費67万3,000円、消費税確定申告に伴う公課費194万6,000円の増、公債費償還額確定に伴う利子91万2,000円の減であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置したということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第18号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において医業費用を238万円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益5億4,510万8,000円に対し、総費用6億9,506万5,000円となり、1億4,995万7,000円の純損失となる見込みであるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第19号平成26年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定と人事異動等による職員給与費の増減額であり、実質的な給与改定額は総額で105万6,000円の増額、さらに人事異動等による増減分を含め、合計で147万円の増額となります。

収益的収入及び支出においては、支出を128万円増額し、総額を4億4,946万1,000円にしようとするもので、当初予算額より0.29%の増となり、この結果、収入額4億7,411万5,000円に対し、支出額4億4,946万1,000円となり、税抜き後で1,634万8,000円の当年度純利益となる見込みであるということです。

資本的収入及び支出においては、支出を19万円増額し、総額を2億1,979万3,000円にしようとするもので、当初予算額より0.09%の増となり、これに伴い、当初予算第8条に定めた職員給与費は、147万円増の1億3,223万1,000円となるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第13号から第19号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は承認、第73号から第78号までの6件は、原案可決と決定いたしました。
次に、日程第20号を議題といたします。

議員定数等調査特別委員長に報告を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲議員定数等調査特別委員長 登壇]

○茅野勲議員定数等調査特別委員長 ただいま議題となりました日程第20号枕崎市議会の議員の定数削減を求める陳情について、本陳情の審査のため設置された議員定数等調査特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に茅野勲、副委員長に新屋敷幸隆委員を互選いたしました。

本陳情は、県下19市における議員1人当たりの人口及び行政面積の状況、本市の財政状況、議員活動に対する市民の意識を考慮したとき、議員の定数は14人が妥当であるとして、来年予定されている市議会議員選挙から議員定数を2名削減することを求めて、大塚中町の清水和弘さんから提出されたものであります。

議員定数のあり方については、県下各市や類似都市の実態、そして、本市の今後の人口の推移等を調査し、慎重に、かつ、真摯に検討を行わなければなりません。

また、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するという議会基本条例に定められた定数検討に際しての原則等を踏まえるためにも、十分な調査期間を設け検討すべきであります。

以上の点から、本件については、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

なお、来年4月末に予定される市議会議員選挙の日程を考慮した場合、本委員会においては、来年1月中に本件に対する結論を見出していくべきであるということで、委員の意見は一致を見ておりますことを申し添えて、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第20号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、継続審査と決定いたしました。

次に、日程第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決された議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成26年第7回定例会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成26年 第7回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①吉松 幸夫	公共駐車場の 利用方法につ いて	1 神園川上部の公共駐車場が一部の市民に占用され ているようだが、状況はどうなっているのか 2 それについて、対策は考えているのか	市 長 副市長 課 長
	枕崎港東側 －7.5m岸壁の 水道について	1 東側岸壁に水道がないと聞いたが、どういうこと か	市 長 副市長 課 長
	小学校統合に ついて	1 金山小、桜山小が統合となったが、子供たちの状 況はどうか 2 問題となることがあったのか。逆によい点があっ たのか 3 P T Aの問題はどうか	市 長 副市長 教育長 課 長
	市立図書館に ついて	1 指定管理者制度を利用しN P Oに委託してある が、利用者数はどうなっているか。利用者の声はど うか	市 長 副市長 教育長 課 長
	自治公民館未 加入問題につ いて	1 現在、市内における自治公民館未加入世帯はどの くらいあるのか 2 自治公民館の中で問題となっていることはないか	市 長 副市長 教育長 課 長
②沖園 強	まちづくりに ついて	1 総務省の有識者懇談会（7/12付南日本新聞）で は、比較的規模の大きな集落を基幹集落と位置づけ	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	環境問題について	<p>ているが、本市における基幹集落とはどのような集落を指すのか</p> <p>2 国土交通省が示すグランドデザイン案（6/28付南日本新聞）による徒歩で行ける範囲、小さな拠点地域とは何か</p> <p>3 本市における限界集落と考えられる集落はどこか</p> <p>4 本市全体におけるまちづくりのビジョンを示せ</p> <p>1 本市の水洗化率についての見解はいかに</p> <p>2 公共下水道区域内の合併処理浄化槽の普及率は幾らか</p> <p>3 公共下水道区域外の合併処理浄化槽の普及率は幾らか</p> <p>4 本市の単独浄化槽数の推移を示せ</p> <p>5 本市において単独浄化槽の集合住宅があるのか</p> <p>6 公共下水道区域内において未接続の集合住宅があるのか</p> <p>7 市営住宅における単独浄化槽の世帯数は何世帯あるのか</p>	<p>課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	農村・農政問題について	1 農地中間管理事業への取り組み状況はいかに 2 農地中間管理事業による弊害ともいえる貸しはがしにつながる問題はないのか 3 現在、利用権設定による農地流動化に与える影響は何が考えられるのか	市 長 副市長 課 長
	入会林野整備事業について	1 事業の進捗状況はいかに 2 今後の事業完了の見通しはいかに 3 規制緩和（権限移譲）による事業進捗の影響はいかに 4 事業手数料は前納制で4年経過した。事業が完了していない地域に今後の見通しを説明する必要性はないのか	市 長 副市長 課 長
	辺地対策事業について	1 辺地対象地域指定に変化があったのか 2 今後の辺地対策事業の策定計画を示せ	市 長 副市長 課 長
③新屋敷幸隆	焼酎で乾杯の条例制定を	1 京都市では、清酒で乾杯する条例があり、全国的に有名な焼酎白波の本社、生産拠点のある本市として、また、来年鹿児島県で開催される国民文化祭において、本市は、「かつおと焼酎の食と文化の祭典」というテーマのもとに、大きなイベントが開催されます。我が市の誇る焼酎白波をもっと全国に知ってもらいたいとともに、焼酎で乾杯の慣習を周知	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	自治公民館の合併・統合は考えられないか	<p>させたいためにも、地元から焼酎で乾杯の条例制定をし、焼酎文化の発信を促したい。市長のお考えを</p> <p>1 最近、当市の人口は年を追うように減少し、当然自治公民館も世帯数、住民も減少し、自治公民館によっては、運営・活動が思うようにできなくなっている。また、それに高齢化が拍車をかけている。</p> <p>先日、市は自治公民館の実態に関するアンケート調査を行ったが、本アンケート調査の趣旨として、将来のためにさまざまな対策を講じていくことを目的とするとあったが、実際どのような対策が考えられるのか。今回のアンケート調査は、自治公民館の合併・統合の布石として行ったのか</p> <p>2 各自治公民館ごとの高齢化率は、把握しているのか。把握しているのであれば数値の高いところは</p> <p>3 ことしの市民運動会の自治公民館参加数は</p> <p>4 少年野球大会の自治公民館参加数は</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	自主防災組織の充実を	<p>1 自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織であるとあるが、去る11月23日に長野県北部で大地震があり、白馬村を中心に141棟が全半壊し44人の負傷者が出たが、犠牲者はゼロであった。</p> <p>報道によると、自主防災組織がしっかりとしており、日ごろから訓練を重ね、住民間のコミュニケーションが発達し、最悪の事態を回避できたのは、住民らの助け合いによる早期の救出が奏功したためとあったが、当市としても年一回の防災訓練のほかにも、もっと訓練回数をふやし、消防、警察、行政との連携を深め、組織の充実を図るべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④中原 重信	災害時要援護者支援制度について	1 現在、何人登録されているのか 2 消防、警察、自治公民館、自主防災組織等と避難支援者との連携をどのように考えているか	市 長 副市長 課 長
	消防団OBの活用を	1 近年、自治消防団の職業構成において、会社勤務、いわゆるサラリーマンが大多数を占めており、昼間の火災や行方不明者の捜索等の出動に対処できなくなっている。特に行方不明者の捜索は、朝から夕方まであり困難をきわめている。市民の生命・財産を守るためにも、自治消防団のOBを活用し現消防団の下部組織みたいなものはできないか	市 長 副市長 課 長
	消防団を中核とした地域防災力の充実・強化対策について	1 今後、どのようにして取り組むのか 2 装備の充実は、どう進めるのか 3 消防団サポート事業の取り組みについて	市 長 副市長 課 長
	農業振興地域等の住宅規制について	1 住宅を建築するに当たり、農業振興地域、畑かん地区は農地転用の許認可に規制をかけており、農家が住居を構えられない現状をどのように認識しているか	市 長 副市長 課 長
	特産品のブランド化について	1 本市には、地の利を生かしたかつおぶし、焼酎、畜産、菊、お茶など、特産品が豊富である。ブランド推進室を設置して、特産品の販路拡大、観光業の発展の基礎づくりのために、市内外に対してブランド価値を高める活動をし、枕崎のよさを発信できれば地域活性化につながると思うが、どのように考えるか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	スポーツ観光の推進について	<p>1 スポーツと観光が融合した「スポーツツーリズム」への積極的な取り組みが必要ではないか</p> <p>2 市営野球場、塩浜運動公園の整備計画はどのようなになっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
⑤城森 史明	全国都市「住みよさ」ランキングについて	<p>1 7月17日の南日本新聞に、全国都市「住みよさ」ランクの記事が掲載された。東洋経済新報社が発表しているもので、調査は、全国790都市と東京区部全体の791都市を対象としている。</p> <p>「住みよさ」ランキングは、①安心度、②利便度、③快適度、④富裕度、⑤住居水準充実度の5項目を設け、15の指標で都市の総合評価を行っている。鹿児島県内では、伊佐市が全国325位で最も総合評価が高く、次に始良市が356位、日置市が505位と続いた。（詳細は「都市データパック2014」という本に掲載されている。）</p> <p>住みよさランキングのほかにも、財政健全度ランキングと成長力・民力度ランキングの二つについても評価を実施している。全国の都市について総合的にかつ客観的に評価をして順位をつけ数値化しており、枕崎市を主観的でなく客観的に評価できるものであり、非常に有意義で興味深い内容となっている。これらを分析することにより、本市の長所と短所及び問題点が明らかになり、まちづくりの方向性が明白になると考える。</p> <p>本市は住みよさランキングで、全国及び県下19市での順位はどうなっているか。本市の住みよさランクの順位とその内容について、どのように分析しているのか</p> <p>2 本市は、上記5項目の中で、安心度と住居水準充実度の二つの評価は高いが、富裕度、快適度及び利便度の評価は非常に低い。</p> <p>利便度の一つの指標となっている小売業年間販売額が765位となっているが、過去3年間の推移はどうなっているか。小売業の状況はどうなっているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>全国都市「財政健全度」ランキングについて</p>	<p>3 安心度の評価の中で、介護老人施設定員数及び65歳以上人口当たりの介護老人福祉施設・介護老人保健施設定員数があるが、全国及び県下19市の中での順位はどうなっているか。 このような状況をどのように考えているか</p> <p>4 本年の施政方針の中で、「住みよさ」ランクを向上させるような事業があるのか。また、その実施状況は、どうなっているのか</p> <p>1 全国790市の中で、本市の財政健全度ランクの総合順位は何位になっているか。県下19市の中で何位になっているか</p> <p>2 ①脱借金体質、②弾力性・自立性、③財政力、④財政基盤の四つのカテゴリーの中で、14指標を用いてランクづけを行っている。全国の都市の総合的な財政力を客観的に評価しているが、残念ながら本市は四つのカテゴリーにおいて、652位から765位にランクされている。順位と内容について、どのように分析しているか</p> <p>3 14の財政指標について、県下19市の中の比較において、本市は自主財源比率や財政力指数が高いのに経常収支比率が最も悪いのは、どこに問題があるのか</p> <p>4 納税義務者1人当たりの課税対象所得及び人口1人当たりの地方税収入額は、全国順位で720～730位となっている。地域産業及び地域経済の活性化が不足しているのではないかと思う。 (1) 荷捌き施設が建設される予定であるが、工事費の中で地元市内業者と市外業者の請負額はどうか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥ 沢口 光広	日本の領海・領土等の安全・安心について	<p>(2) 居宅介護及び介護予防の住宅改修事業の過去3年間の工事額は幾らか。地元市内業者と市外業者の請負額はどのようになっているか。請負状況はどうなっているか</p> <p>1 中国漁船が小笠原諸島や宇治郡島周辺地域でサンゴの密漁を不法に行っている。市長は、テレビや新聞で密漁状況を知ったと思うが、どのように受けとめておられるのか</p> <p>2 過去はもちろんのこと、現代においてもそのような不法行為が繰り返されてきている。遠洋漁業の基地である枕崎は、東シナ海や南シナ海に面しており、今後の対策等を考えておく必要があるのではないか</p> <p>3 漁船の安全航海等のためにも、「枕崎に海上保安署」の設置要望を第十管区海上保安本部を管理する国土交通省に行っていく必要があるのではないか</p>	市長 副市長 課長
	地方創生関連法案等への取り組みについて	<p>1 内閣は、地方再生活活性化や人口減少対策で柔軟に使える新たな交付金制度を早ければ来年3月までに創設することを表明した。 本市には、本市特有の基幹産業があれば人口減少克服対策もあると思うが、多額の交付金を受けるためにどのような戦略・策定を立て、国に要求していく予定でおられるのか</p>	市長 副市長 課長
	乗り合いタクシーや移動販売車の運行の再検討について	<p>1 現在、本市人口で65歳以上は4人に1人を占める割合であるが、数年後には、65歳以上は3人に1人を占める割合となり、一段と高齢化に拍車がかかる。今年度、過疎債が適用され、来年には地方創生交付金が交付されることが予測されるが、買い物弱者対策として、乗り合いタクシーや移動販売車の運</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	ふるさと納税について	<p>行の再検討を行う必要はないのか</p> <p>1 政府は、「地方創生」の一環として、応援したい地方自治体に寄附すると税金が減額される「ふるさと納税」を来年度から拡充する方針である。減税対象となる寄附の上限額を現行の2倍に引き上げるといことの検討を進めている。 当局は、この情報を把握しておられるか</p> <p>2 全国の自治体の中には、「ふるさと納税」に積極的に取り組んでいる市町村があり、財政等に大きく寄与しているということであるが、地場産業（かつおぶし日本一、さつま白波等）の豊富な枕崎も商工会議所等と緊密な連携を図り、積極的に取り組んでいき、体験型観光客等を多く呼び込んでいく必要があるのではないか</p>	市 長 副市長 課 長
⑦禰占 通男	岸壁での魚釣りについて	<p>1 禁止になった経緯は</p> <p>2 県の漁港漁場課、農林水産課との折衝の内容は</p> <p>3 漁業活動に支障のある行為とは</p> <p>4 釣り客への指導はなされたのか</p> <p>5 市長は釣りをなされるのか</p> <p>6 釣り禁止は、今後どう措置されるのか</p> <p>7 水産振興会と釣り人の話し合いはなされるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	社会資本整備総合交付金事業と過疎対策事業について	<p>8 釣り禁止は、枕崎市のためになるのか</p> <p>1 今後の過疎対策事業の取り組みはどうなるのか</p> <p>2 市の過疎対策債に使える市債起債額の予定額は。また、社会資本整備総合交付金事業分は</p> <p>3 元利償還はいつになるのか</p> <p>4 社会資本整備総合交付金事業と過疎対策債の併用活用の効果はどのようなになるのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑧豊留 榮子	消費税10%増税について	<p>1 安倍首相は国会を解散して、来年10月からの消費税10%への引き上げを18カ月延期するとしているが、増税を先送りしたところで景気がよくなるという確証はない。</p> <p>市民の暮らしを守るためにも、消費税10%への引き上げではなく、消費税増税の中止を政府に要請すべきと考えるが、市長の見解を</p>	市 長 副市長 課 長
	自衛隊のパネル展示について	<p>1 集団的自衛権行使容認をめぐって、自衛隊は海外の戦争に駆り出され銃を構えることになるのかと多くの人が心配をしているときに、自衛隊の活動を紹介するパネル展が鹿児島市内の中学校であり、レンジャー訓練のパネルには「陸上自衛隊で最も精強な戦士を育成」と書かれ、ほかにも小銃や機関銃で射撃訓練をする写真などが展示されたというが、このことについて教育長、市長の見解を</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	介護保険の改定について	<p>1 「医療・介護総合法」により具体化に向けた「ガイドライン案」が示されたが、これは要支援者の訪</p>	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>問介護・通所介護を保険給付から外し、市が実施している地域支援事業に移すなど、要支援者の介護保険外しではないか</p> <p>2 今までは、高齢者に介護が必要となった場合は、市がまず要介護認定を行う手続をした。新制度ではそれが変わり、窓口の判断で要介護認定の省略が可能になった。 介護認定を受けさせない場合があるというが、なぜか</p> <p>3 在宅でも施設でも、介護保険の利用料や自己負担が大幅に引き上げられるというが、どのように変わるのか</p>	課 長
	ヤンバルトサカヤスデの駆除について	<p>1 まん延するヤスデに住民はノイローゼぎみです。山間部、空き家周辺は、市の薬剤散布により住民の負担はいくらか軽減されてきているが、今後のヤスデ駆除の対策は</p> <p>2 散布用の薬剤は3キロ1,200円に衛自連から200円の補助があり、住民は1,000円で購入している。しかし、ヤスデの大量発生時期は薬剤代が月に1万円を超えることもある。薬剤への補助ができないか</p> <p>3 ヤスデの家屋侵入を防ぐ装置が開発されたという。家屋外壁に取りつけた導電性の金属テープに電流を流し、ヤスデの侵入を防ぐというもの。 この装置取り付けには、県からの補助を要望できないか</p>	市 長 副市長 課 長

平成 26 年第 7 回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第87号専決処分の承認を求めることについて

○当局説明

- ・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、平成26年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、議会の承認を求めるものである。
- ・ 今回、専決処分した歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,380万円の追加で、予算総額は103億0,130万円となっている。
- ・ 補正財源は、その全額を県支出金の増で措置した。

◎議案第73号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、予算総額を103億2,220万円にしようとするもので、当初予算額に対し5.4%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業を平成27年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、過疎対策事業及び自然災害防止事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、市税還付金及び還付加算金、自立支援医療費、がん検診事業、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業、小学校教師用教科書及び指導書購入、仁田浦地区の土地開発公社所有地の取得費などである。
- ・ 補正財源については、国庫支出金1,300万4,000円、繰越金1,044万2,000円、財産収入541万3,000円、諸収入476万5,000円、繰入金95万円の増、市債840万円、県支出金527万4,000円の減で措置した。
- ・ 総務費中、市税還付金及び還付加算金について、市税の過誤納金の還付をする場合には、地方税法第17条の4第1項第1号から第4号までの適用区分に基づき還付加算金をつけることとされている。

第1号は、地方団体の税額を確定する行為により納付額が確定した税等に係る過誤納金について適用されるものであり、還付加算金の起算日は、過誤納金の納付納入があった日の翌日から起算するとされている。賦課決定に基づき税額が確定する個人の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のほか、同様な性質のものとして、介護保険料、後期高齢者医療保険料がこれによることとなる。

第2号は、申告納付納入の地方税について、更正の請求に基づく減額更正をした場合の過納金については、更正の請求の日の翌日から起算して3カ月を経過する日と、実際に減額更正をした日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日から起算することとされている。

第3号は、第1号の特例であり、所得税準拠の個人住民税等で、所得税が減額更正されたことによって減額の賦課決定をした場合に生じた過納金については、所得税の更正通知日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日から起算することとされている。

第4号は、1号から3号までに該当しない過誤納金についての計算期間の始期について、申告によって確定した税額について地方公共団体が処分として自主的に減額更正を行った場合の過納金は、更正日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日、それ以外の過誤納金は、納付

納入のあった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日から起算することとされている。

- ・ 適用区分が分かれている理由は、還付加算金のもととなる過誤納金が生じた原因が納税者側にあるのか、行政が一方的な処分となされたものかということで、区分けが違っている。
- ・ 個人の市県民税等については、賦課決定方式の税であり、原則として納付のあった日の翌日から起算することとなるが、具体的な例として、給与支払報告書をもとに市県民税を課税した後、所得税の確定申告期限後に確定申告がなされた場合に、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日を起算日として誤って取り扱っていたため、納付の翌日からの部分の還付加算金が未払いになっていたということである。
- ・ 県内における状況については、本年9月8日のNHKの報道によると、16の市町で延べ3,783人、額にして1,503万円余りの未払いがあると報道され、その後、10月25日、11月8日の南日本新聞でも報道がされているが、全体的な状況は把握できていない。
- ・ 全国の状況については、本年9月8日のNHKの報道によると、557の市区町村で未払いが発生し、額にすると13億円以上という報道がなされているが、取りまとめをしたものの入手が困難であり、正確には把握していない。
- ・ 今回の還付加算金の対象となった方のうち複数の税目にわたる方は9名で、住民税と国保税、住民税と後期高齢者医療保険料といったことになっている。
- ・ 地方税法では、還付加算金の請求権は5年という時効があり、対象をそれ以前まで広げると膨大な件数となり、作業もかなり長期を要するため、今回の調査に当たっては、時効の完成していない5年内の分で調査を行ったところである。
- ・ 5年を経過したものを対象としないことについては、租税に関する債権債務の安定を図るために5年間という時効が定められている現制度の中では、やむを得ないと思っている。
- ・ 対象者には、今回の補正予算の決定後、説明とおわびを記載した文書を個別に送付し、速やかに対処していきたいと考えている。
- ・ 今回の算定ミスの原因は職員の認識不足であり、十分反省して、これから住民が不利益にならないように十分注意していきたいと思う。今後、人事異動等で事務担当者が変わった場合でも取り扱いに間違いがないように、より具体的に示した基準表みたいなものを作成して、対処していくということと考えている。
- ・ この件については、総務省のほうでもやはり取り違えるおそれが十分にあるということで、改正に向けて、今、検討中であるということ等も報道がなされているようである。
- ・ 今回の還付加算金の対象になった過誤納金は、市県民税702万0,900円、固定資産税3万3,600円、国民健康保険税277万1,300円、後期高齢者医療保険料413万6,700円、介護保険料3万1,500円となっている。
- ・ 還付加算金の利率は、市中金融機関の短期貸出金利の平均金利をもとにして算出することから、年によって変動している。平成26年1月1日以降は1.9%、平成25年12月31日以前は4.3%、平成21年中は4.5%となっている。
- ・ 通勤手当に関し、今回の一般会計の補正予算における市外通勤者は5人である。
- ・ 市の職員の採用を行う際に、採用後は本市に居住することという条件をつけており、採用時には、全職員が市内に居住をしているが、その後、親の介護や結婚によって住所を変えないといけないといった特別な事情が出た職員については、市外居住を認めている例もある。また、介護保険組合などに派遣されて通勤をしている職員もいることなどを勘案し、25キロまでについては、通勤手当は認めるべきと判断し、本市の制度をつくっているところである。
- ・ 通勤手当の金額の設定については、国においては、人事院勧告により、通勤距離区分による金額を定めており、諸般の物価の値上がりなどを考慮して改定をしたとの報告がされているようである。

- ・ 給料表などの改定に当たっての総務省の考え方も、人事委員会を持っていない市町村においては、やはり県の人事委員会の勧告を参考にして給与改定を行うのが妥当であろうということが示されている。そういった考え方に沿って、給料その他の諸手当についても、国、県に準じて改定をしているところである。
- ・ 国の給与の総合的見直しの中で、一般職については、平成27年度において全体の給料表を平均2%下げる内容で給与法が成立をしているが、それとあわせて特別職においても一般職と同様の措置を講じるべきであるという国の考え方が示されていることから、市としては、報酬等審議会を招集して、検討をいただきたいと考えている。
- ・ 民生費中、障害者福祉費の内訳は、最も大きいのが自立支援医療費780万円で、身体障害者を対象とする更生医療の分であり、生活保護の受給者が人工透析をしなければならない状態となったことにより、医療費全額を自立支援医療費から支払うものである。
障害支援区分の認定事務については、対象者が当初見込みよりも多くなったことから、その部分の事務費を補正するものである。
- ・ 衛生費中、健康増進事業費に関し、がん検診は、働く世代の女性支援のためのがん検診を行う事業であり、子宮頸がん検診と乳がん検診について、年齢ごとに該当する対象者に対して無料クーポン券を配付して、無料でがん検診を実施していく事業である。
- ・ 今回の事業は、平成21年度から24年度に対象となった方のうち、クーポン券を利用されなかった方に通知を送付しており、検診機会を従来の1回から2回にして、受診率の向上に努めたいと考えている。
- ・ 労働費中、国内・海外市場新規販路開拓事業は、緊急雇用創出事業臨時特例事業の中の地域人づくり事業で、処遇改善プロセスの事業である。
処遇改善プロセスは、在職者の賃金引き上げ等の指標改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取り組み支援のために行い、事業実施目標指標は、賃上げ、正社員化、定着率向上、その他在職者の実質的な収入増を伴う処遇改善に資する指標を設定して行うものである。
事業の内容は、新規開拓した製品（かつおぶしを用いた加工品）など、枕崎の特産品を国内・海外市場に売り込むための新規販路開拓を通じた売り上げ増によって、従業員の賃上げを図ることを目的に、国内商談会への出展、新製品のPR、英語・中国語に対応した動画やホームページの作成、コンサルティングによる海外市場調査、EU圏への販路開拓へ向けた調査・商談、海外商談会への出店などを実施する計画である。
事業の実施期間は、平成26年度が2月から3月までの2カ月間と平成27年度が1年間で、委託先は、中原水産株式会社を予定しており、事業費は、平成26年度が63万円を計画している。
- ・ 商工費中、がんばる商店街支援事業補助の街路灯のLED化については、通り会が中小企業庁の商店街まちづくり事業を活用して行う既設街路灯のLED化事業に対して補助するものであり、商店街等が実施する地域住民等の安心・安全な生活環境を守るための施設整備である。
- ・ 商店街まちづくり事業は、全国商店街振興組合連合会が国からの補助金を受けて基金造成し、その基金を活用して商店街等が実施する施設整備等を支援する事業で、市のほうからの紹介を受け、通り会が同連合会に申請をして採択され、事業を進めている。
この事業の内容が、本市のがんばる商店街支援事業に該当することから、補助金交付要綱に基づき、事業費の5分の1以内を補助するものである。
- ・ 各集落の防犯灯については、市公連に一括して補助金を出しており、市公連から各公民館の街灯数によって申請を出していただき、予算の枠内で補助をしている状況である。
防犯灯のLED化については、新設する場合は補助を行っているが、交換の場合は、助成はないところである。なお、公民館からの問い合わせや助成の要望があることは把握している。

- ・ 消防費中、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業に関し、ポンプが注文製作で長期の期間を要するため、年度内には完了しないということから、繰り越しをして、梅雨前までには完成をさせたいと思っている。
- ・ 排水ポンプ場は、旧松屋裏の上流と、田畑ポンプ場があり、田畑ポンプ場についても20年が経過していることから、取りかえの時期にきていると思っている。今回の場合は、故障という信号が明らかにあったので、急遽、補正をお願いしたところである。
- ・ 教育費中、小学校教師用教科書及び指導書購入に関し、教科書の改訂は、4年に1回行われており、今回は、平成27年度から使う小学校の教師用の教科書とその指導書を購入するものである。中学校については、来年度改訂の予定である。
- ・ 諸支出金中、土地取得費は、仁田浦地区の枕崎冷凍食品株式会社の工場の南側にある山林の中に土地開発公社用地が1,321平米ほど残っていたものを、同社から工場拡張用地として購入したいとの申し出があり、今回市が取得するものである。
- ・ 歳入中、不動産売払収入は、県道枕崎知覧線拡幅工事に伴う美初倉庫の用地費535万円と、市道一部の払い下げの金額約6万3,000円程度である。
- ・ 工事に伴う周辺の用地買収については、スムーズに進められていると聞いている。県のほうでも、平成26年度に予算がつかなかった部分も含めて、27年度では必ず確保して完成させたいということである。
- ・ 将来負担比率の算定において、将来負担額に年度末の地方債残高が算入されるが、交付税で措置される見込みの額は控除される。したがって、本年度発行する過疎債の30%が実質的な将来負担額となる。

過疎債を借り入れると、12年間かけて償還していくが、毎年度の償還に対して、その70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、借りた額の70%が財政的に支援を受けるということになる。

実質公債費比率については、公債費に対する市の実質的な財政負担を求める比率である。過疎債の償還が実質公債費比率に与える影響については、最初の3年間は利息だけで、大きな影響は出ない。4年目からは元金の償還が始まるので、償還額に応じて実質公債費比率にも影響が出る。

○委員からの意見・要望

- ・ 排水ポンプの設置に当たっては、本市は台風の常襲地帯であり、市民の生命財産を守るため、支障のないように設置をしてほしい。

◎議案第74号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,625万7,000円を追加し、予算総額を45億0,032万円にしようとするもので、当初予算額より6.9%の伸びとなる。
- ・ 歳出は、退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費に不足が生じる見込みであることから、それぞれ2,218万6,000円、389万7,000円を増額し、償還金及び還付加算金については、計算期間の始期の解釈誤りによって生じた還付加算金9万8,000円と平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定による国庫支出金精算返納分の償還金7万6,000円を増額するものである。
- ・ 補正財源については、歳入欠陥補填収入2,625万7,000円の増で措置した。
- ・ 歳入欠陥補填収入に関し、財政健全化行動計画により、単年度収支の赤字を出さないということであるので、最終的には一般会計からの法定外繰り入れにより賄うことになるが、この4

億4,151万円の中には繰上充用の2億6,500万円も入っており、現時点での見込みでは、6,770万円ほどが平成26年度の単年度収支の赤字になろうかと推計している。この6,770万円については、国の特別調整交付金の経営姿勢分の3,200万円や、県支出金の上乗せ額等が入っていないので、この額を基本にして幾らになるかというのは、今後の医療費の動向やそういう不確かな歳入の部分が確定しないとわからないところである。

- ・ 財政健全化行動計画について、来年度から始まる0円以上の医療費の県全体での財政共同安定化事業分の影響や、消費増税に伴う平成26年度の国保への500億円の支援のあとの1,700億円がどうなるか不明であるので、そういう数字がはっきりした時点で財政健全化行動計画の歳入の見直しも行き、来年3月末までには変更した計画を議会に示したいと考えている。
- ・ 1,700億円の確保については、全国市長会でも既に声明を出しており、総決起大会も行き、要請行動ということで、各国会議員と厚生労働省の各関係部署も回って陳情活動を行っている。しっかりとした国保の財政支援ができないと、平成29年度からの国保の都道府県化も都道府県も受け入れることはできないという強い表明をしているので、全国知事会や全国市長会と足並みを揃えて、国保の財政支援について強く要望していくものと考えている。
- ・ 退職者の高額療養費については、今年度50万円を越すようなレセプトが退職者の部分で多数発生していることから、今回補正をお願いしている。
- ・ 高額療養費について、国保連合会のシステムのミス等により、過払いや未支給の部分が生じたということであるが、本市においても、今、確認を行っているところである。
その確認が終わり、確定し次第対応したいと考えているが、被保険者の方には迷惑をかけないよう、医療機関と市町村のやり取りで行うという方法も今、考えられているので、今後、国保連合会と連携を取りながら処理をしていく予定である。

◎議案第75号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ217万4,000円を減額し、予算総額を24億6,187万6,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.5%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額である。
- ・ 以上の財源として、繰入金217万4,000円の減で措置した。
- ・ 介護保険事務組合への負担金の減額217万4,000円については、平成25年度の決算が確定し、介護保険事務組合の補正予算に繰越金が計上されたことなどに伴うもので、内訳は、人件費部分が人事異動や給与改定の影響で34万8,000円の増、共通管理経費部分が252万2,000円の減となっている。

◎議案第76号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ170万7,000円を増額し、予算総額を7億9,878万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.01%の増となる。
- ・ 補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定等による人件費67万3,000円、消費税確定申告に伴う公課費194万6,000円の増、公債費償還額確定に伴う利子91万2,000円の減となり、一般管理費218万8,000円、維持管理費18万2,000円、下水道整備費24万9,000円の増、公債費91万2,000円の減である。
- ・ 以上の財源として、繰越金170万7,000円の増で措置した。

◎議案第77号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において医業費用を238万円追加しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益5億4,510万8,000円に対し総費用6億9,506万5,000円となり、1億4,995万7,000円の純損失となる見込みである。

◎議案第78号平成26年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に基づく給与の改定と人事異動等による職員給与費の増減額であり、実質的な給与改定の額は総額で105万6,000円の増額、さらに人事異動等による増減分を含めると、合計で147万円の増額となる。
- ・ 収益的収入及び支出において、支出を128万円増額し、総額を4億4,946万1,000円にしようとするもので、当初予算額より0.29%の増となり、この結果、収入額4億7,411万5,000円に対し、支出額4億4,946万1,000円となり、税抜き後で1,634万8,000円の当年度純利益となる見込みである。
- ・ 資本的収入及び支出においては、支出を19万円増額し、総額を2億1,979万3,000円にしようとするもので、当初予算額より0.09%の増となり、これに伴い、当初予算第8条に定めた職員給与費は、147万円増の1億3,223万1,000円となる。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 今 門 求

枕崎市議会議員 沖 園 強